

鹿児島県の情報公開・個人情報保護制度

平成 21 年度の運用状況

平成 22 年 10 月

鹿児島県総務部学事法制課

第1 情報公開制度

1 公文書開示制度の運用状況

- (1) 公文書の開示請求の処理状況…………… 4
- (2) 公文書の開示請求の実施機関別処理状況…………… 7
- (3) 公文書の開示請求の請求者別内訳…………… 8
- (4) 公文書の一部開示，不開示及び却下に係る不開示事項別内訳…………… 8
- (5) 不服申立ての状況…………… 9

2 情報提供の概要

- (1) 県政情報センター利用状況…………… 1 1
- (2) 県政情報センター資料の展示状況…………… 1 1
- (3) 県政情報センター資料の貸出状況…………… 1 3

【資料】

- (1) 公文書開示請求の内容及び処理状況一覧表…………… 1 6
- (2) 鹿児島県情報公開条例…………… 3 9

第2 個人情報保護制度

1 個人情報取扱事務の登録状況…………… 4 8

2 保有個人情報の開示請求等の状況

- (1) 保有個人情報の開示請求の状況…………… 4 9
- (2) 開示請求等の特例に係る開示申出（簡易開示）の状況…………… 5 0

3 保有個人情報の訂正請求の状況…………… 5 0

4 保有個人情報の利用停止請求の状況…………… 5 0

5 不服申立ての状況…………… 5 1

【資料】

- (1) 保有個人情報の開示請求の内容及び処理状況一覧表…………… 5 4
- (2) 簡易開示実施状況一覧…………… 5 6
- (3) 鹿児島県個人情報保護条例…………… 5 9

第3 鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会

1 鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会等の開催状況…………… 7 2

2 鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿…………… 7 3

【資料】

- 鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の答申（答申 77号）…………… 7 6

第1 情報公開制度

1 公文書開示制度の運用状況

(1) 公文書の開示請求の処理状況

ア 相談の処理状況

平成 21 年度の相談件数は 1,620 件で、うち情報提供（県政情報センターにおいて、資料の紹介及び配布を行った件数）が 1,118 件、開示請求が 502 件でした。

開示請求を決定内訳別に見ると、開示 221 件、一部開示 182 件、不開示 60 件、その他 39 件（却下など）で、開示率は 87.0%となっています。

なお、昭和 63 年度の鹿児島県情報公開条例施行以来の開示請求件数は、9,127 件、累計開示率は 87.6%となりました。

$$\text{(注) 開示率} = \frac{\text{(開示)} + \text{(一部開示)}}{\text{(開示)} + \text{(一部開示)} + \text{(不開示)}} \times 100$$

平成 21 年度の処理状況

相談件数	相談件数の内訳		請求の決定内訳				「その他」の内訳
	情報提供	開示請求	開示	一部開示	不開示	その他	
1,620	1,118	502 (152)	221 (57)	182 (64)	60 (12)	39 (19)	却下 1, 取下げ 38(19)件

(参考) 平成 20 年度の処理状況

相談件数	相談件数の内訳		請求の決定内訳				「その他」の内訳
	情報提供	開示請求	開示	一部開示	不開示	その他	
1,940	1,362	578 (138)	221 (43)	230 (78)	90 (8)	37 (9)	却下 5, 取下げ 32(9)件

昭和 63 年度から平成 21 年度までの累計処理状況

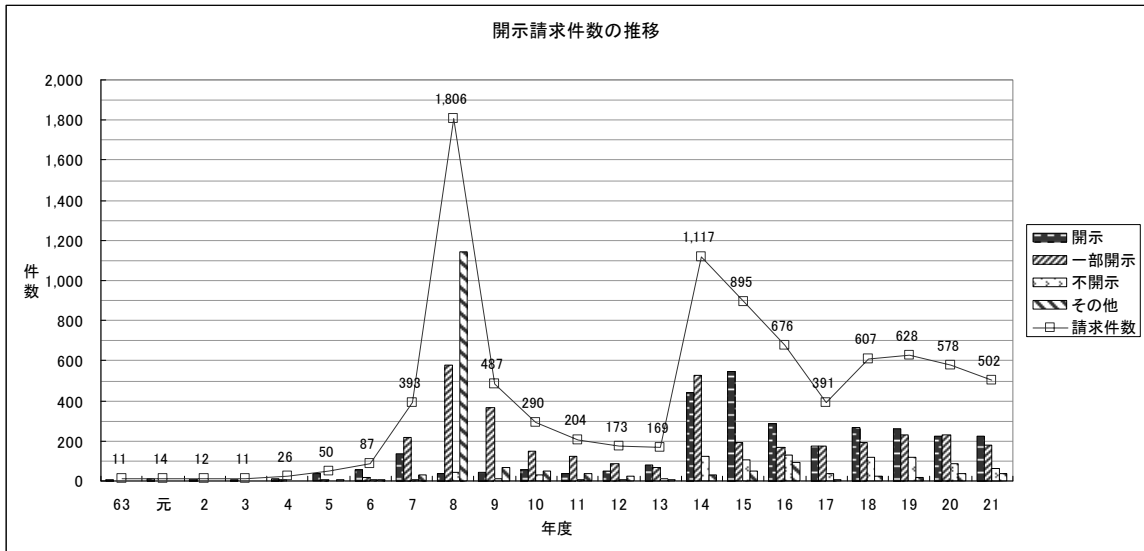
相談件数	相談件数の内訳		請求の決定内訳				「その他」の内訳
	情報提供	開示請求	開示	一部開示	不開示	その他	
42,205	33,078	9,127 (3,084)	3,003 (835)	3,532 (1,571)	924 (318)	1,668 (360)	文書不存在 362(92)件, 却下 1,069(180)件, 取下げ 237(88)件

(注) 1 () 書きは出先機関分で内数です。

2 旧条例（昭和 63 年度～平成 12 年度）では、請求に係る公文書が存在しない場合、「文書不存在」として決定していました。

3 「情報提供」件数は、県政情報センターにおいて資料の紹介及び配布を行った件数です。

4 「開示請求」件数は、受け付けた開示請求書に基づいて開示決定等の処理を行った件数であり、実際の開示請求書の枚数とは異なります。



イ 請求書の到達方法

	窓口	郵送	F A X	電子メール	電子申請	計
人数 (人)	221	87	125	56	13	502
構成比率 (%)	44.0	17.3	24.9	11.2	2.6	100.0

ウ 請求内容の内訳

順位	請求内容	件数
1	道路位置図・平面図	51
2	市街地再開発事業関係書類	43
3	建設工事契約関係書類 (入札執行結果表等)	36
4	法人等財務諸表	22
5	建設工事入札執行関係書類 (工事費内訳表等)	21
6	公立学校教員等採用試験問題等	15
7	食品衛生法に基づく要許可台帳一覧等	12
8	薬事法に基づく各種書類 (薬局一覧等)	10
9	法人等に関するその他の文書 (各種申請書等)	8
10	政治団体各種届出	6
	産業廃棄物処分場関係書類	6
	開発行為許可申請書	6
	水質汚濁防止法に基づく特定事業場一覧	6

エ 開示請求の平均処理日数

	開示	一部開示	不開示	総平均
請求から決定まで	13.8日	22.1日	21.9日	18.1日
請求から開示まで (窓口での開示のみ)	21.7日	32.2日		27.0日

オ 写しの交付状況

交付媒体		件数	枚数	費用
文書又は図面		358件	35,374枚	775,010円
電 磁 的 記 録	用紙に出力したもの	12件	3,548枚	35,480円
	フロッピーディスク	15件	16枚	320円
	CD-R	10件	11枚	421円
	CD-RW	1件	1枚	68円
	小計	38件	—	36,289円
合 計		396件	—	811,299円

(2) 公文書の開示請求の実施機関別処理状況

実施機関		請求件数	左の処理状況			
			開示	一部開示	不開示	その他
知 事	総務部	25	4	10	8	3
	企画部	2	0	1	1	0
	環境部	26	13	10	2	1
	保健福祉部	83	38	35	5	5
	商工労働部	18	7	9	2	0
	農政部	10	1	2	6	1
	林務水産部	9	7	2	0	0
	土木部	114	63	27	21	3
	危機管理局	1	0	1	0	0
	出納局	3	1	0	2	0
	鹿児島地域振興局	13	4	6	1	2
	南薩地域振興局	11	6	2	2	1
	北薩地域振興局	22	7	12	0	3
	始良・伊佐地域振興局	17	5	9	1	2
	大隅地域振興局	30	10	10	7	3
	熊毛支庁	14	5	6	1	2
	大島支庁	36	18	13	0	5
	工業用水道部	0	0	0	0	0
	計	434	189	155	59	31
	議	会	5	3	2	0
教	育 委 員 会	23	15	5	1	2
選	挙 管 理 委 員 会	16	4	11	0	1
人	事 委 員 会	2	1	1	0	0
監	査 委 員	2	0	1	0	1
公	安 委 員 会	0	0	0	0	0
警	察 本 部 長	10	5	3	0	2
労	働 委 員 会	2	0	1	0	1
収	用 委 員 会	1	0	0	0	1
海	区 漁 業 調 整 委 員 会	2	2	0	0	0
内	水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0
県	立 病 院 事 業 管 理 者	1	0	1	0	0
鹿	児 島 県 住 宅 供 給 公 社	1	0	1	0	0
鹿	児 島 県 道 路 公 社	3	2	1	0	0
鹿	児 島 県 土 地 開 発 公 社	0	0	0	0	0
合	計	502	221	182	60	39

(3) 公文書開示請求の請求者別内訳

開示請求者の住所・所在地及び個人・法人等に区分すると、次のとおりです。

	県内		県外			計	
		個人	法人等		個人		法人等
人数 (人)	299	(200)	(99)	203	(47)	(156)	502
構成比率 (%)	59.6	(39.8)	(19.7)	40.4	(9.4)	(31.1)	100.0

(4) 公文書の一部開示、不開示及び却下に係る不開示事項別内訳

不開示事項の区分 (該当号)	件数 (件)	構成比率 (%)
個人に関する情報 (第1号) 個人情報情報 (旧第2号)	131	30.9
法人等に関する情報 (第2号) 事業活動情報 (旧第3号)	89	21.0
法令秘情報 (第3号) " (旧第1号)	4	0.9
公共安全等に関する情報 (第4号) 犯罪捜査等情報 (旧第4号)	73	17.2
審議、検討等に関する情報 (第5号) 意思形成過程情報 (旧第6号)	4	0.9
事務又は事業に関する情報 (第6号) 行政運営情報 (旧第8号)	36	8.5
国等協力関係情報 (旧第5号)	0	0.0
合議制機関情報 (旧第7号)	1	0.3
非公開条件情報 (旧第9号)	0	0.0
文書不存	69	16.3
存否応答拒否	15	3.5
個人に関する情報 (第1号) 個人情報情報 (旧第2号)	(9)	(2.1)
法人等に関する情報 (第2号)	(3)	(0.7)
法令秘情報 (第3号)	(3)	(0.7)
適用除外	2	0.5
計	424	100.0
一部開示・不開示・却下の決定件数	243	

(注) 平成13年4月1日前に作成し、又は取得した公文書については、旧条例第8条の適用を受けることから、同条各号による分類も併記しています。また、表中で2段になっている区分のうち、上段は条例第7条各号の不開示事項を、下段は上段に相当する旧条例第8条各号の不開示事項を表したものです。

(5) 不服申立ての状況

平成 21 年度に行政不服審査法に基づく不服申し立て（異議申立て又は審査請求）がなされた件数は 11 件で、平成 22 年 3 月 31 日現在、すべて処理中となっています。

また、条例施行以来、平成 21 年度までに不服申立てがなされた件数は、126 件となりました。

ア 年次別不服申立件数

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

年度	不服申立件数	決定又は裁決				取下げ	処理中
		却下	棄却	認容			
				全部	一部		
昭和 63 年度～平成 19 年度	111	11	58	10	19	13	0
平成 20 年度	4	0	0	0	1	0	3
平成 21 年度	11	0	0	0	0	0	11
合計	126	11	58	10	20	13	14

イ 不服申立ての概要（平成 21 年度の申立て事案に限る。）

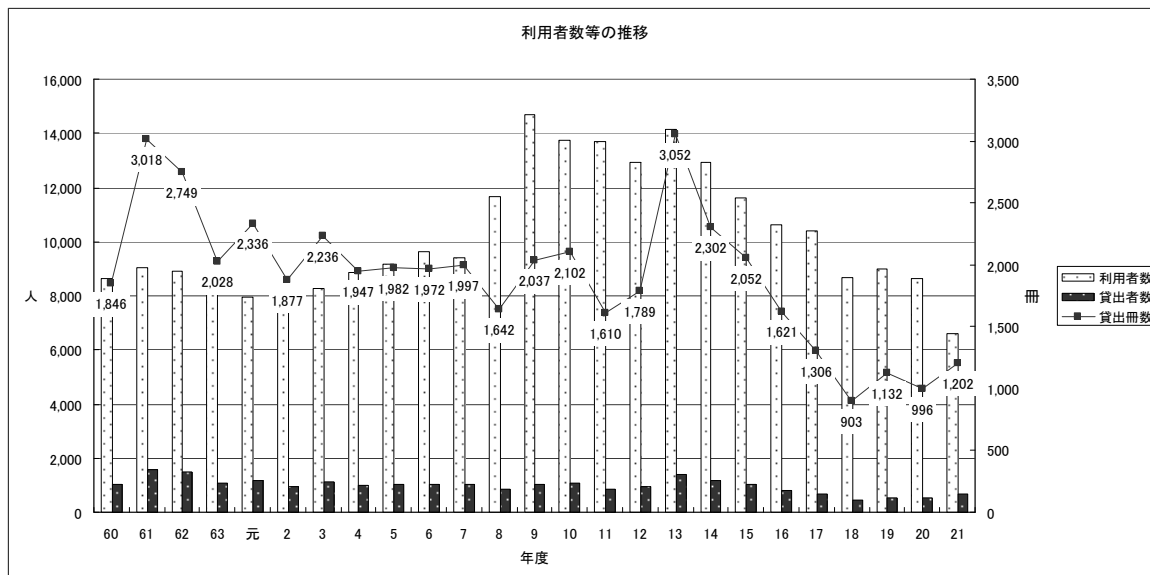
番号	不服申立年月日	請求の内容	事務担当課	原 決 定		審 査 会		決定又は裁決年月日 決定又は裁決の内容
				年月日 決定状況	理 由	諮問年月日 答申年月日	答申内容	
1	21.5.7	保健福祉部介護保険課が〇〇に対し、平成 18 年 5 月 18 日に実地指導を実施すると通知した公文書。または、実地指導をするために県の事務処理の決裁を受けた起案文書。またはその後の通知文たる原本。あるいは、5 月 18 日に実地指導したその客観的事実がわかる公文書。	保健福祉部 介護福祉課	21.3.27 不開示	不存在	21.5.26 (諮問公第 96 号)		
2	21.5.26	保健福祉部介護保険課が〇〇に対し、平成 18 年 3 月 27 日及び 5 月 11 日に ①実地指導を実施すると通知した公文書。 ②実地指導をするために県の事務処理の決裁を受けた起案文書。 ③その後の通知文たる原本。	保健福祉部 介護福祉課	21.4.27 一部開示	不存在	21.6.19 (諮問公第 97 号)		
3	21.9.7	異議申立人〇〇が、諮問第 45 号（答申第 36 号）諮問第 46 号（答申第 37 号）の棄却に対して、審査会に於いて、口頭意見陳述を行った会議録と資料	総務部 広報課	21.7.15 不開示	存否応 答拒否	21.9.24 (諮問公第 98 号)		
4	21.9.7	情報公開審査会の口頭意見陳述（異議申立人〇〇、補佐人〇〇、〇〇）の関係記録	総務部 広報課	21.7.15 不開示	存否応 答拒否	21.9.24 (諮問公第 99 号)		
5	21.8.10	平成 17 年 4 月 1 日付けで用途廃止された国有財産 鹿児島市吉野町〇〇公衆用道路 所有者建設省及び隣接する無地番里道に係る、昭和 62 年度の国有財産取得記録台帳	土木部 用地対策室	21.8.3 不開示	不存在	21.10.5 (諮問公第 100 号)		
6	21.9.11	①特定職員に係る超過勤務、夜間勤務、休日勤務命令簿(平成 18 年 5 月分) ②特定職員に係る超過勤務、夜間勤務、休日勤務命令簿(平成 19 年 1 月分)	保健福祉部 介護福祉課	21.6.29 一部開示	不存在	21.10.14 (諮問公第 101 号)		

番号	不服申立 年月日	請求の内容	事 担 当 課	原 決 定		審 査 会		決定又は裁決年月日 決定又は裁決の内容
				年 月 日 決定状況	理 由	諮 問 年 月 日 答 申 年 月 日	答 申 内 容	
7	21.9.18	①特定職員に係る旅行命令票(旅行月日平成 18 年 5 月 11 日) ②特定職員に係る旅行命令票(旅行月日平成 19 年 1 月 18 日) ③実地指導復命書 ④実地検査復命書 ⑤特定職員に係る出退記録カード・タイムカード ⑥特定職員に係る時間外通用門の出退記録	保健福祉部 介護福祉課	21.6.29 一部開示	個人情報 不存在	21.10.14 (諮問公第102号)		
8	21.9.30	鹿児島市吉野町〇〇地先の里道に係る字絵図訂正の承諾及び公共用地(里道)との境界確定願に係る文書	土木部用地対策室 (決定は鹿児島地域振興局建設部建設総務課)	21.8.3 不開示	不存在	21.10.27 (諮問公第103号)		
9	21.9.29	(1)平成19年5月10日付及び平成19年6月12日付で〇〇の行政処分につき〇〇宛てに書面にて申し立てられたその異議申立ての内容を、知事本人が把握し、対応し、自らの権限を用いて結果を出したことが判明しうる書面。 (2)平成19年6月11日に、介護保険課職員が、電話で「明日」一県民の住所地まで「出向いて説明をしたい」と決裁をされたその一県民の住所地に出向くために発した復命書	保健福祉部 介護福祉課	21.8.7 不開示	不存在	21.10.30 (諮問公第104号)		
10	21.11.5	①特定職員に係る出張復命書又は簡易復命書 ②聴聞調書 ③辞令写し ④平成18年度出勤簿 ⑤報酬支給内訳書 ⑥旅行命令票(旅行月日平成19年1月18日) ⑦開示請求者に対し、開示請求内容の補正命令書以外に開示請求者にファックス又は手紙である書面にて回答するよう求める規定がある公文書。	保健福祉部 介護福祉課	21.8.17 一部開示	不存在 個人情報 事務事業情報	21.12.7 (諮問公第105号)		
11	21.11.18	①特定職員に係る出張復命書又は簡易復命書 ②特定職員に係る旅行命令票(旅行月日平成19年9月11日) ③介護保険課・介護福祉課が、鹿児島県文書規程・学事法制課の保存期間基準から除外させた、復命書・別働命令簿の保存期間が判明する裏の服務に関する規程の公文書。又は、介護保険課・介護福祉課が、独自に作成した裏の服務に関する公文書。 ④学事法制課による保存期間を定める基準の中で、①1年未満保存とするその他の文書、②1年保存とするその他、1年保存を必要と認める文書、③3年保存とするその他、3年保存を必要と認める文書。の「各々①②③の「その他」の文書」の内容を詳細に定めた規程。「その他」が何であるか、判明する公文書。 ⑤介護保険課・介護福祉課で、①1年未満保存とするその他の文書、②1年保存とするその他、1年保存を必要と認める文書、③3年保存とするその他、3年保存を必要と認める文書。の「各々①②③の「その他」の文書」の内容を詳細に定めた規程。「その他」が何であるか、判明する公文書。 ⑥鹿児島県職員服務規程 ⑦介護保険課・介護福祉課において、独自に「職員の服務に関する内容」を定めた裏の規程・詳細規程。 ⑧平成19年度共通文書の文書管理表標準例及び対象文書例(本庁用)	保健福祉部 介護福祉課	21.10.22 一部開示	不存在 個人情報	21.12.18 (諮問公第106号)		

2 情報提供の概要

(1) 県政情報センターの利用状況 (単位：人，冊)

利用者数	貸出者数		貸出冊数				
	一般	職員	一般	職員			
6,584	4,488	2,096	666	498	1,202	302	900



(2) 県政情報センターにおける行政資料の展示状況

ア 行政資料冊数 (単位：冊，%)

	郷土資料	県の資料	県内市町村の資料	国・関係機関等資料	他都道府県の資料	研究機関等の資料	その他の資料	合計
冊数	881	30,492	2,691	12,505	4,133	2,758	3,090	56,550
構成比	1.6	53.9	4.7	22.1	7.3	4.9	5.5	100.0

イ 行政資料分類

分類区分	内容
郷土資料	県史，市町村史，特定地域・分野に関する史誌等
県の資料	計画書，統計書，調査書，試験・研究資料，要覧・便覧，予算書，決算書，事務事業概要書，手引，要綱，要領，例規集，基準，広報・公聴資料，議案書，議会会議録等
県内市町村の資料	広報誌，市町村勢要覧，計画書等
国・関係機関等資料	国勢調査，各種統計書，白書，研究書，調査報告書等
他都道府県の資料	都道府県史，統計年鑑，計画書等
研究機関等の資料	調査報告書，研究書等
その他の資料	法規・辞典・事典・年鑑類 地方自治・国政一般・国土・地域開発・海洋開発・資源・エネルギー・都市・過疎・経済・情報・産業一般・商工業・観光・交通運輸・農林水産業・土木建設・福祉・労働・生活・環境・消防・防災・教育・文化・海外・職員研修等に関する図書，定期刊行物等

ウ 県政情報センター窓口にて配布した資料

提供元	配布資料の名称
総務部広報課	県政かわら版
総務部税務課	個人県民税（個人事業税）のあらまし 不動産取得税のあらまし 自動車税（自動車取得税）のあらまし 身体障害者等に対する自動車税・自動車取得税の減免のお知らせ 災害による損害を受けた方への県税の減免等について マイカーの登録手続きはお済みですか？
総務部県民生活局青少年男女共同参画課	ヘルシーユースかごしま
企画部企画課	県勢概要 平成 21 年度
企画部統計課	鹿児島県毎月推計人口調査結果 我が国の商業 リーフレット
保健福祉部保健医療福祉課	保健福祉行政の概要 平成 21 年度
保健福祉部生活衛生課	食の安全確保をめざして
商工労働部経営金融課	中小企業のための鹿児島県融資制度の御案内 かごしま産業おこし資金 離職者緊急雇用確保資金
商工労働部観光交流局観光課	かごしまの旅
農政部農地整備課	かごしまの農業農村整備事業 新耕景創
議会事務局	県議会だより
教育委員会総務福利課	かごしまの教育

エ 県政情報センター窓口にて紹介した主な資料

提供元	資料の名称
保健福祉部保健医療福祉課	医療法人事業報告書等 保健・福祉施設一覧
総務部人事課	鹿児島県職員録 人事異動表
総務部広報課	官報 県出資法人の経営状況等に関する資料 文書管理表
総務部学事法制課	鹿児島県公報
総務部財政課	県議会定例会議案及び予算説明書 決算に関する調書
総務部県民生活局共生・協働推進課	NPO 法人関係台帳
企画部統計課	鹿児島県統計年鑑
保健福祉部健康増進課	調理師試験問題
土木部技術管理課	土木工事標準歩掛
土木部道路建設課	道路交通情勢調査
土木部建築課	建築工事実施設計単価表
出納局管理調達課	入札参加資格者名簿
教育委員会総務福利課	鹿児島県の教育行政
教育委員会教職員課	鹿児島県公立学校教職員選考試験問題
人事委員会事務局	県職員採用試験問題集
総務省統計局	国勢調査報告書

(3) 県政情報センターにおける行政資料の貸出状況

ア 貸出冊数

(単位：冊，%)

	郷土資料	県の資料	県内市町村の資料	国・関係機関等資料	他都道府県の資料	研究機関等の資料	その他の資料	合計
冊数	65	988	56	79	1	3	10	1,202
構成比	5.4	82.2	4.7	6.6	0.1	0.2	0.8	100.0

イ 貸出が多い資料

順位	行政資料名	発行者	貸出回数
1	鹿児島県公報	学事法制課	347
2	鹿児島県統計年鑑	鹿児島県	75
3	衛生統計年報	鹿児島県保健福祉部	45
4	鹿児島県職員録	鹿児島県庁OB会	19
5	鹿児島県議会定例会会議録	鹿児島県議会	16
6	国勢調査報告書	総務省統計局	16
7	決算に関する調書	鹿児島県	14
8	鹿児島県例規集	学事法制課	12
9	市町村財政状況 鹿児島県立病院年報 文教衛生委員会会議録	市町村課 県立病院局 鹿児島県議会	11
10	鹿児島県史 保健・福祉施設一覧	鹿児島県 保健医療福祉課	10

資 料

- (1) 公文書開示請求の内容及び処理状況一覧表
- (2) 鹿児島県情報公開条例

整理番号	請年 月日	求日 月日	決年 月日	定日 月日	公文書 の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
1	H21.4.1	H21.4.30			「20河川総合開発工事(ダム本工)西之谷ダム」の当所の金入り設計書のうち、積算条件書、工事費内訳書、共通仮設費及び諸経費算出書、処分費等詳細内訳書、単価表、工内訳書、当り単価表、2次単価表	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
2	H21.4.1	H21.5.1			大島支庁建設部 ○○○、○○○、○○○、○○○の事務引継書	開示	大島支庁 建設部建設課	
3	H21.4.2	H21.4.2			社会福祉法人○○○に係る2008年3月期及び2007年3月期の決算報告書 ①事業活動収支計算書、②資金収支計算書 ③貸借対照表、④財産目録	取下げ	保健福祉部 障害福祉課	
4	H21.4.2	H21.4.24			○○○有限会社が、○○○市街地再開発事業の権利変換計画の認可について県と協議を行った公文書	不開示	土木部 建築課	公文書不存在
5	H21.4.2	H21.4.24			①○○○市街地再開発組合解散認可について(伺い) ②○○○市街地再開発組合決算報告書の承認について(伺い)	一部開示	土木部 建築課	7条1号、2号、4号、 旧8条2号、3号、4号
6	H21.4.2	H21.4.27			別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 国道270号、国道226号、国道267号、国道269号、国道58号、国道389号	開示	土木部 道路維持課	
7	H21.4.2	H21.5.1			①河川港湾課長の事務引継書 ②前河川港湾課長の事務引継書	一部開示	大島支庁 建設部建設課	公文書不存在
8	H21.4.2	H21.5.1			垂水南之郷線外別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図	開示	土木部 道路維持課	
9	H21.4.6	H21.4.22			県議会陳情審査の知事答弁の根拠となる(る)公文書(商工政策課主幹) 都市再開発法に基づく権利変換計画の権利者は1法人「○○○協同組合」1権利者として物件調書が作成され県知事の認可がされている、との答弁記録の公文書	不開示	商工労働部 商工政策課	公文書不存在
10	H21.4.6	H21.4.24			①○○○市街地再開発事業の権利変換計画認可申請伺い決裁 ②○○○市街地再開発組合と○○○協同組合の関係者で争われた仮処分申請、供託金取り下げに係る公文書 ③○○○市街地再開発組合決算報告書の承認について(伺い)	一部開示	土木部 建築課	7条1号、2号、4号、 公文書不存在
11	H21.4.8	H21.4.23			道路改築工事(北薩トンネル出水工区) 4社JV受注に係る ①建設工事共同企業体協定書(写) ②建設工事請負契約書(表紙から2枚の捺印部分)	一部開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	7条2号、4号
12	H21.4.8	H21.4.27			霜出川辺線外別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図	開示	土木部 道路維持課	
13	H21.4.8	H21.4.30			平成19年度死亡獣畜特別処理許可に関する文書	一部開示	熊本支庁 保健福祉環境部衛生・環境室	7条1号、4号
14	H21.4.8	H21.6.5			道路改築交通情勢調査設計委託(おがみ山5工区)の成果品 道路改築地質調査委託(おがみ山2工区)の成果品 道路改築地質調査委託(おがみ山3工区)の成果品 道路改築地質調査委託(おがみ山4工区)の成果品	一部開示	大島支庁 建設部建設課	7条1号
15	H21.4.9	H21.5.1			大気汚染防止法第6条第1項及び第7条第1項に基づく届出のあるばい煙発生施設(ボイラのみ)	開示	環境部 環境保全課	
16	H21.4.10	H21.4.23			平成4年(補正)予防治山事業 薩摩郡さつま町平川大薄下地内 治山台帳	開示	北薩地域振興局 農林水産部林務課	
17	H21.4.13	H21.4.14			平成16年度～平成20年度までの鹿児島県調理師試験問題及び解答(過去5ヶ年分)	開示	保健福祉部 健康増進課	
18	H21.4.13	H21.4.17			大規模小売店舗立地法届出書のうち、○○○に係る位置図(周辺見取図)、配置図	開示	商工労働部 商工政策課	
19	H21.4.13	H21.5.8			国道389号外別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図	開示	土木部 道路維持課	
20	H21.4.13	H21.5.12			平成19年から行われている地域住民等への説明資料及び説明会の報告書(35回分) 鹿児島県産業廃棄物専門委員会委員名簿、鹿児島県産業廃棄物専門委員会での主な意見等(5回分)	一部開示	環境部 廃棄物・リサイクル対策課	7条1号、公文書不存在
21	H21.4.13	H21.6.8			道路改築交通情勢調査設計委託(おがみ山5工区)の成果品	一部開示	大島支庁 建設部建設課	7条1号
22	H21.4.15	H21.4.27			別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 黒木新地線、荘上鯖淵線、葛和瀬戸線	開示	土木部 道路維持課	
23	H21.4.15	H21.6.8			道路改築交通情勢調査設計委託(おがみ山5工区)の成果品 平成14年度名瀬市交通マスタープラン(抜粋)	一部開示	大島支庁 建設部建設課	7条1号
24	H21.4.16	H21.4.24			地方自治法第260条第1項の規定に基づく告示(町・字区域の新設・廃止、又は町字区域の変更、名称変更)のうち、県事務処理の特例に関する条例別表中「総務部1地方自治法に基づく事務」に掲げられた各市町村の告示、届出書類(権限移譲受入市町村の告示した旨の報告書類)	開示	総務部 市町村課	

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
25	H21.4.16	H21.5.11	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 国道504号, 黒木新地線	開示	土木部 道路維持課	
26	H21.4.17	H21.4.20	鹿児島県准看護師試験問題・解答(平成19・20年度分)	開示	保健福祉部 保健医療福祉課	
27	H21.4.20	H21.5.7	産業廃棄物処理業許可申請における審査基準	不開示	環境部 廃棄物・リサイクル対策課	公文書不存在
28	H21.4.20	H21.6.19	平成20年度実施認可設計書, 平成21年度実施認可設計書, 平成20年度変更認可設計書	一部開示	大島支庁 建設部建設課	7条1号, 2号, 6号
29	H21.4.20	H21.8.18	道路改築工事(おがみ山1工区), 道路改築設計委託(おがみ山1工区), 道路改築地質調査委託(おがみ山2工区), 道路改築地質調査委託(おがみ山3工区), 道路改築地質調査委託(おがみ山4工区), 道路改築交通情勢調査設計委託(おがみ山5工区), 道路改築設計委託(おがみ山6工区), 道路改築測量委託(おがみ山7工区), 道路改築測量設計委託(おがみ山8工区), 道路改築測量設計委託(おがみ山9工区), 道路改築調査委託(おがみ山10工区)	一部開示	大島支庁 建設部建設課	7条1号, 2号, 6号
30	H21.4.21	H21.4.24	飲食店営業(一般食堂・レストラン等)の要許可台帳一覧表(鹿児島市を除く県下全域) 給食施設(学校, 病院・診療所, 事業所及びその他)の不要許可台帳一覧表(鹿児島市を除く県下全域)	開示	保健福祉部 生活衛生課	
31	H21.4.21	H21.5.13	2008年度, 鹿児島県土木部(全地方振興局含む)発注の全工事(金額指定なし)において, 入札額に対する落札率を示す公文書(落札率とは, 発注者が積算した工事の予定価格を, 落札額で割った値とする。ただし, 小数点3位以下切り捨ててもかまわない)	取下げ	土木部 監理課	
32	H21.4.21	H21.5.20	鹿児島県内各地域振興局及び各支庁内の建設部が発行する管内図	開示	土木部 監理課	
33	H21.4.22	H21.5.7	鹿児島県内において, 高度管理医療機器販売業, 賃貸業の許可をもっている薬局一覧(店舗名, 店舗住所, 許可番号)	開示	保健福祉部 薬務課	
34	H21.4.22	H21.5.20	①委員に係る平成19年度・20年度分の報酬支給内訳書及び旅行命令票等稼働状況のわかるもの ②委員の平成18年度から20年度の報酬の決算額(各年度毎)	取下げ	選挙管理委員会事務局	
35	H21.4.22	H21.5.20	①委員会の委員の平成19年度～20年度の稼働状況のわかるもの ②委員の平成18年度から20年度の報酬の決算額(各年度毎)	取下げ	労働委員会事務局総務課	
36	H21.4.22	H21.5.20	委員の平成19年度, 20年度分の稼働状況, 処理事件の判るもの	取下げ	取用委員会	
37	H21.4.22	H21.5.20	①取用委員会の委員の過去(2005年度から)5年間の氏名と選任, 在任の法的根拠 ②取用委員の報酬額(日額・月額)の区別と支給額)の法的根拠 ③取用委員会の3年度以内の決算(委員への支払総額と事務局費の区別)の判るもの ④顧問弁護士ないし非常勤嘱託の実態(平成19年度～20年度分の支払金のわかるもの)	取下げ	土木部 監理課	
38	H21.4.22	H21.5.21	①監査委員の2005年度からの氏名と選任・在任の法的根拠 ②委員の常勤・非常勤の区別及びその報酬額(日額・月額)の区別と支給額)の法的根拠 ③委員の平成19年度20年度の稼働状況, 処理事件のわかるもの ④委員の過去3年度の予算または決算(委員への支払い総額と事務局の区別)の判るもの ⑤顧問弁護士ないし非常勤嘱託の実態(平成19年度20年度と支払金のわかるもの)	取下げ	監査委員事務局監査第一課	
39	H21.4.23	H21.4.24	清涼飲料水製造業の要許可台帳一覧表(鹿児島市を除く県下全域)	開示	保健福祉部 生活衛生課	
40	H21.4.23	H21.5.1	平成21年1月1日から平成21年3月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の2面, 3面	開示	土木部 建築課	
41	H21.4.24	H21.4.27	鹿児島県准看護師試験問題・解答(平成18年度分)	開示	保健福祉部 保健医療福祉課	
42	H21.4.24	H21.4.28	平成16年度～平成20年度までの鹿児島県調理師試験問題及び解答(過去5ヶ年分)	開示	保健福祉部 健康増進課	
43	H21.4.24	H21.5.1	平成19および20年度の森林の体験活動支援事業の森林資源普及促進協議会経費内訳書支出の部	取下げ	大隅地域振興局 農林水産部林務水産課	
44	H21.4.27	H21.5.19	平成20年度及び, 同19年度に屋久島事務所建設課, 農林普及課が発注した公共土木工事中, 入札予定価格1500万円以下の工事にかかる, 入札執行調書すべて。	一部開示	熊毛支庁 屋久島事務所	7条6号
45	H21.4.27	H21.5.22	〇〇〇市街地再開発組合決算報告書の承認について(伺い)に添付されている, 組合財産処分における〇〇〇の分配金及び事業資金収支決算における, 補償費の記載された部分	一部開示	土木部 建築課	7条1号, 2号, 4号
46	H21.4.27	H21.5.22	平成4年10月1日設立認可の再開発組合は〇〇〇坪を所有する1法人(〇〇〇)であった。〇〇〇銀行が平成4年12月再開発組合に融資不可決定を行った。新資金計画のため「〇〇〇(有)」が設立され, 施工期間も変更された事業計画が法令の規定す手続きを省略し, 審査委員の同意書で強行するため, 仮処分申請を準備した経過を示めず公文書	不開示	土木部 建築課	公文書不存在

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
47	H21.4.27	H21.5.22	〇〇〇再開発事業は権利者全員同意により都市計画決定で〇〇〇はワンフロアの営業計画が仮処分申請により三地権者に分割され、〇〇〇金庫ATMが〇〇〇区分所有、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇と権利変換され、〇〇〇区画となった経過の公文書(権利変換計画時店舗予定だったものがATMに変わった経過がわかる文書の開示)	不開示	土木部 建築課	公文書不存在
48	H21.4.27	H21.5.22	〇〇〇市街地再開発組合決算報告書の承認について(伺い)	一部開示	土木部 建築課	7条1号, 2号, 4号
49	H21.4.28	H21.5.11	鶴田停車場線外別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図	開示	土木部 道路維持課	
50	H21.4.28	H21.5.21	平成20年度各補助金交付決定通知書等 学校法人現況調査票の一部	一部開示	総務部 学事法制課	7条1号, 旧8条2号
51	H21.4.28	H21.5.21	鹿屋市花岡土地改良区に係る直近2回分の検査結果通知	一部開示	大隅地域振興局 農林水産部農村整備課	7条1号
52	H21.4.28	H21.5.27	国道448号外別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図	開示	土木部 道路維持課	
53	H21.4.30	H21.5.1	「土地売買契約書」	一部開示	大島支庁 建設部建設課	旧8条2号
54	H21.5.1	H21.5.28	平成20年度第三伊子茂川総合流域防災(砂防)事業変更認可設計書	開示	大島支庁 瀬戸内事務所	
55	H21.5.7	H21.6.8	出張復命書(奄美のまちづくりのあり方検討委員会委員の意見の確認について)	一部開示	土木部 都市計画課	7条5号
56	H21.5.8	H21.5.13	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 阿多川辺線, 野間島間港線	開示	土木部 道路維持課	
57	H21.5.11	H21.5.13	平成21年3月1日から平成21年4月30日までに都市計画法に基づく開発行為における許可が下りた物件(※一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする, 開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書・位置図・土地利用計画図。	一部開示	土木部 建築課	7条1号, 2号
58	H21.5.11	H21.6.10	始良郡湧水町大字恒次地区に係る農地転用事前審査申出書に添付されている知事の意見書。 申出書の提出者〇〇〇株式会社が貴県農村振興課に提出し, 同課が湧水町役場農林課と協議を行い, 数回に亘り書類の補正指導が行われた後, 平成20年8月22日付で受理され, 九州農政局に進達された際に添付された知事の意見書又はその写し。	不開示	農政部 農村振興課	存否応答拒否(7条2号, 3号)
59	H21.5.12	H21.5.20	平成16年度～平成20年度までの鹿児島県調理師試験問題及び解答(過去5ヵ年分)	開示	保健福祉部 健康増進課	
60	H21.5.12	H21.5.21	志布志保健所の管理文書中の一部 1平成17,18年度の保健所運営協議会(当時名称)の議事録と委員向け説明資料 2平成18,19年度の委員監査において保健所が作製した対応資料で「鑑査調査」以外の文書 3平成18,19年度の委員鑑査の結果講評を記した文書	取下げ	大隅地域振興局 保健福祉環境部志布志支所	
61	H21.5.12	H21.5.25	平成17年度厚生労働省医療施設静態調査志布志保健所取扱文書の一部 1 保健福祉課長名の各保健所長あて通知 2 志布志保健所長名の各医療機関あて依頼文書	開示	大隅地域振興局 保健福祉環境部志布志支所	
62	H21.5.12	H21.5.25	平成18年4月28日付け保健師・看護師等免許申請事務遅延理由書作成経緯を示した文書	一部開示	大隅地域振興局 保健福祉環境部志布志支所	7条1号
63	H21.5.12	H21.5.25	1 平成17,18年度保健所運営協議会の議事録と進行要領及び説明資料 2 平成18,19年度の委員監査における説明要旨と質疑応答記録 3 平成18,19年度の定期監査結果	一部開示	大隅地域振興局 保健福祉環境部志布志支所	公文書不存在
64	H21.5.12	H21.6.3	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 国道504号	開示	土木部 道路維持課	
65	H21.5.13	H21.5.19	鹿児島市東開町土地区画整理事業に係る国土調査法第19条第5号認証申請に添付された換地処分後の土地図	開示	土木部 都市計画課	
66	H21.5.13	H21.5.22	〇〇〇再開発組合監査委員〇〇〇弁護士との就任と〇〇〇金庫の協力で平成5年3月3日〇〇〇有限会社の設立登記がなされた。設立目的は資金計画と保留床販売と管理とされ, 再開発事業完成の平成8年4月に解散している。行政指導の公文書	不開示	土木部 建築課	公文書不存在
67	H21.5.13	H21.6.11	不知火海沿岸地域住民健康調査第三次検診受診者の毛髪水銀検査結果(昭和47年度～昭和49年度分)	開示	環境部 環境企画課	
68	H21.5.13	H21.6.11	高齢化の状況と特別養護老人ホームの施設数等について	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	公文書不存在
69	H21.5.15	H21.5.21	水質汚濁防止法に基づく特定事業場一覧 事業場名, 所在地, 排水量, 特定施設の業種コード (平成20年3月31日現在)	開示	環境部 環境保全課	
70	H21.5.15	H21.5.27	社会福祉法人〇〇〇に係る社会福祉法人現況報告書の貸借対照表及び損益計算書(直近の年度分)	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条2号, 4号, 公文書不存在

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
71	H21.5.15	H21.6.11	道路改築(勝浦トンネル)国道58号 積算内訳書・明細書・単価表・機械単価表	開示	大島支庁 瀬戸内事務所	
72	H21.5.15	H21.6.15	特定の財団法人と鹿児島県との間における盲導犬委託事業に関わる書類(直近3年分)	一部開示	保健福祉部 障害福祉課	7条1号, 2号, 4号, 6号
73	H21.5.18	H21.5.19	鹿児島県職員録(役職・氏名がわかるもの)	取下げ	総務部 人事課	
74	H21.5.18	H21.6.4	県営特殊農地保全整備事業西花岡地区5工区における従前図と換地図	開示	大隅地域振興局 農林水産部農村整備課	
75	H21.5.18	H21.6.4	県営特殊農地保全整備事業西花岡地区の計画変更に係る同意書のうち, ○○○の署名及び押印箇所	不開示	大隅地域振興局 農林水産部農村整備課	存否応答拒否(7条1号)
76	H21.5.18	H21.6.4	県営特殊農地保全整備事業西花岡地区において主要工事計画の変更を理由とした変更手続があったとする文書	不開示	大隅地域振興局 農林水産部農村整備課	公文書不存在
77	H21.5.18	H21.6.16	道路改築工事(北薩トンネル出水工区)の積算内訳書, 明細書, 単価表, 機械単価表	一部開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
78	H21.5.19	H21.6.16	道路改築工事(蘭傘田瀬戸1号トンネル)の積算内訳書, 明細書, 単価表, 機械単価表	一部開示	北薩地域振興局 建設部甌島支所	7条6号
79	H21.5.21	H21.5.25	治山台帳平成13年度県単治山事業 鹿児島市伊敷町飯山地区内に係る (1)平面図断面図 1枚	開示	鹿児島地域振興局 農林水産部農林水産総務課	
80	H21.5.21	H21.5.28	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般食堂・レストラン等)仕出し屋・弁当屋(旅館)(その他(固定店舗のみ))の要許可台帳一覧表(鹿児島市を除く県下全域)	開示	保健福祉部 生活衛生課	
81	H21.5.21	H21.6.2	①貴選挙管理委員会に届出のある全政治団体(政党支部を含む)の, 「名称」「代表者名」「会計責任者」「主たる事務所の所在地」「資金管理団体指定の有無」「被推薦者の氏名」「公職の種類及び住所」を記したデータ。 ただし, 平成20年12月31日現在の届出状況を反映したものの。 ②平成20年中に解散の届出があった全政治団体(政党支部を含む)の, 「解散時の名称」「代表者の氏名」「会計責任者」「主たる事務所の所在地」「被推薦者の氏名」「公職の種類及び住所」を記したデータ。 ③平成20年中に新たに設立の届出があった全政治団体(政党支部を含む)の「名称」「代表者名」「会計責任者」「主たる事務所の所在地」「被推薦者の氏名」「公職の種類及び住所」を記したデータ。	一部開示	選挙管理委員会事務局	7条1号
82	H21.5.28	H21.6.23	平成16年度から平成20年度分の支出科目内訳書(個人別)及び平成16年度から平成20年度分の監査調書の歳出調べ	一部開示	教育庁鹿児島県立奄美図書館	7条1号
83	H21.5.28	H21.6.29	旅行命令票	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 公文書不存在
84	H21.5.29	H21.6.3	医療法人○○○外5医療法人の 平成19年度の事業報告書, 財産目録, 貸借対照表, 損益計算書 及び監事監査報告書	開示	保健福祉部 保健医療福祉課	
85	H21.6.1	H21.6.17	1.平成18年5月11日に○○○に実地指導を実施した保健福祉部介護保険課特定職員の③時間外通用門の出退記録。 2.平成19年1月18日に○○○に実地検査を実施した保健福祉部介護保険課特定職員の③時間外通用門の出退記録。	不開示	出納局 庁舎管理課	公文書不存在
86	H21.6.1	H21.6.17	1.総務課が取得・作成する平成18年5月11日に○○○に実地指導を実施した保健福祉部介護保険課特定職員の③時間外通用門の出退記録。 2.総務課が取得・作成する平成19年1月18日に○○○に実地検査を実施した保健福祉部介護保険課特定職員の③時間外通用門の出退記録。	不開示	出納局 庁舎管理課	公文書不存在
87	H21.6.1	H21.6.19	平成15年3月19日付, 土木部長通知, 「記」, 1, (4)に基づき, 有限会社○○○と有限会社○○○の, 「経営が実質的に同一」と判断する根拠となる事実関係が記載された公文書, すべて。	不開示	熊毛支庁 屋久島事務所	公文書不存在
88	H21.6.1	H21.6.26	鹿児島県東市来線外別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図	開示	土木部 道路維持課	
89	H21.6.1	H21.6.29	特定職員に係る超過勤務, 夜間勤務, 休日勤務命令簿	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	公文書不存在
90	H21.6.2	H21.6.4	○○○から提出された平成20年9月10日付け廃業等届出書	一部開示	商工労働部 経営金融課	7条2号, 4号
91	H21.6.3	H21.6.19	平成19年度事業実施報告書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条2号
92	H21.6.4	H21.6.16	平尾川床線外別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図	開示	土木部 道路維持課	
93	H21.6.4	H21.6.22	県の庁舎(本庁, 出先庁舎)のテナント名と賃貸料を示す書面(平成20年度実績)	開示	出納局 庁舎管理課	
94	H21.6.8	H21.6.12	○○○から提出された平成19年5月8日付け廃業等届出書	一部開示	商工労働部 経営金融課	7条2号, 4号
95	H21.6.8	H21.7.3	平成20年度政務調査費に係る収支報告書(全会派分)	開示	議会事務局総務課	

整理番号	請年 月日	求日 月日	決年 月日	定日 月日	公文書 の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
96	H21.6.9	H21.7.1	H21.7.1	H21.7.1	・公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場に係る県外視察についての資料 ・出張復命書(8回分) ・支出命令書(7件) ・公社支出伺(写し)	一部開示	環境部 管理型処分場建設推進センター	7条2号
97	H21.6.9	H21.7.9	H21.7.9	H21.7.9	平成20年9月頃、〇〇〇株式会社が九州農政局に申し出た農地転用事前審査申出書に対して、鹿児島県知事が提出した意見書を平成21年1月20日前後、農政局から取り下げた際、知事から農政局に宛てた取り下げの要請の文書。尚、事前審査申出の当該場所は、鹿児島県始良郡湧水町大字恒次地内。	不開示	農政部 農村振興課	存否応答拒否(7条2号, 3号)
98	H21.6.9	H21.7.9	H21.7.9	H21.7.9	平成20年9月頃、〇〇〇株式会社が九州農政局に申し出た農地転用事前審査申出書に対して、鹿児島県知事が提出した意見書を平成21年1月20日前後、農政局から取り下げた際、農政局が返却した当該意見書及び申出書に添付した文書。尚、事前審査申出の当該場所は、鹿児島県始良郡湧水町恒次地内	不開示	農政部 農村振興課	存否応答拒否(7条2号, 3号)
99	H21.6.10	H21.6.25	H21.6.25	H21.6.25	1 変更届出書(法第6条第2項) 店舗名称:〇〇〇 ・1~44ページ ・別添図面1~14 2 大規模小売店舗届出書 店舗名称:〇〇〇 ・1~27ページ ・資料1~14	開示	商工労働部 商工政策課	
100	H21.6.11	H21.6.24	H21.6.24	H21.6.24	平成19年度政務調査費に係る収支報告書及び事業実績報告書(全会派分)	開示	議会事務局総務課	
101	H21.6.11	H21.7.3	H21.7.3	H21.7.3	平成20年度政務調査費に係る事業実績報告書(全会派分)	開示	議会事務局総務課	
102	H21.6.12	H21.6.23	H21.6.23	H21.6.23	建設業許可申請書 〇〇〇, 〇〇〇	開示	土木部 監理課	
103	H21.6.12	H21.7.1	H21.7.1	H21.7.1	・基本計画・基本設計策定業務委託特記仕様書 ・指名業者一覧表	一部開示	環境部 管理型処分場建設推進センター	公文書不存在
104	H21.6.12	H21.7.10	H21.7.10	H21.7.10	平成20年度予算関係資料「(様式第16)滞納者対策に関する調査」	開示	保健福祉部 保健医療福祉課	
105	H21.6.15	H21.7.14	H21.7.14	H21.7.14	新空港地権者と県との用地交渉記録	不開示	土木部 港湾空港課	旧8条8号
106	H21.6.16	H21.6.16	H21.6.16	H21.6.16	平成20年度知事の所得等報告書等	取下げ	総務部 秘書課	
107	H21.6.16	H21.7.14	H21.7.14	H21.7.14	1.平成19及び20年度の行政視察に係る議員の旅行命令票 2.平成19及び20年度の行政視察に係る職員旅行命令票 3.平成19及び20年度の行政視察に係る議員の復命書 4.平成19年度の行政視察に係る職員の復命書 5.平成20年度の行政視察に係る職員の復命書	一部開示	議会事務局総務課	7条1号, 公文書不存在
108	H21.6.18	H21.6.24	H21.6.24	H21.6.24	〇〇〇に関わる「政治団体設立届」一切	一部開示	選挙管理委員会事務局	7条1号
109	H21.6.19	H21.6.22	H21.6.22	H21.6.22	名瀬都市計画道路(3.6.16号 永田平田線)縦覧資料・計画書, 計画図(1), 計画図(2)	開示	大島支庁 建設部建設課	
110	H21.6.19	H21.6.26	H21.6.26	H21.6.26	「協同組合〇〇〇」の定款(中小企業課扱い)	一部開示	商工労働部 商工政策課	7条2号, 4号
111	H21.6.22	H21.6.23	H21.6.23	H21.6.23	名瀬都市計画道路(3.6.16号 永田平田線)縦覧資料・計画書, 総括図, 計画図(1), 計画図(2)	開示	大島支庁 建設部建設課	
112	H21.6.22	H21.6.23	H21.6.23	H21.6.23	管内図(6万5千分の1)	開示	大隅地域振興局 建設部建設総務課	
113	H21.6.22	H21.6.24	H21.6.24	H21.6.24	始良保健所が所管する食品営業許可廃止台帳一覧で営業所:「始良郡加治木町」, 屋号「〇〇〇」に関する要許可廃止台帳一覧	開示	始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部衛生・環境課	
114	H21.6.23	H21.6.26	H21.6.26	H21.6.26	「平成21年度 名瀬都市計画道路の変更 3・6・16号 永田平田線」のうち該当する部分	開示	土木部 都市計画課	
115	H21.6.23	H21.6.26	H21.6.26	H21.6.26	塚脇財部線外別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図	開示	土木部 道路維持課	
116	H21.6.23	H21.6.29	H21.6.29	H21.6.29	平成21年度鹿児島県公立学校教員等選考試験(第1次試験) 1 筆記試験問題(高等学校教科専門 商業)及び解答 平成19年度鹿児島県公立学校教員等選考試験(第1次試験) 1 筆記試験問題(高等学校教科専門 商業)及び解答	開示	教育庁教職員課	
117	H21.6.24	H21.7.2	H21.7.2	H21.7.2	法定外公共物に係る一括用途廃止・引継ぎに関する起案文, 国への通知文, 対象市町村一覧表, 事務手続完了届(鹿児島市分), 国からの取扱通知文	開示	土木部 監理課	
118	H21.6.24	H21.7.13	H21.7.13	H21.7.13	古物商・市場主質屋本部許可台帳	開示	警察本部生活安全部生活安全企画課	
119	H21.6.24	H21.7.22	H21.7.22	H21.7.22	道路改築工事(泊野道路20-6工区)の金入り設計書	一部開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
120	H21.6.29	H21.7.15	H21.7.15	H21.7.15	情報公開審査会の口頭意見陳述(異議申立人〇〇〇, 補佐人, 〇〇〇, 〇〇〇)の関係記録	不開示	総務部 広報課	存否応答拒否(7条1号)

整理番号	請 求 日 年 月 日	決 定 日 年 月 日	公 文 書 の 名 称 等	決 定 内 容	事 務 担 当 課	不 開 示 理 由
121	H21.6.29	H21.7.15	異議申立人〇〇〇が諮問第45号(答申第36号)諮問第46号(答申第37号)の棄却に対して、審査会に於て、口頭意見陳述を行った会議録と資料	不開示	総務部 広報課	存否応答拒否(旧8条2号)
122	H21.6.29	H21.7.27	平成16年4月26日付公文書開示請求において開示対象となった訴状(H16.1.14)及び訴訟経過報告書及び予算支出にかかる公文書 ・平成16年1月14日付け訴状(都市再開発法による再開発組合解散認可処分取消請求事件) ・同上事件に係る訴訟委任及び代理人の指定並びに訴訟委任に係る予備費の充当について(伺い) ・同上事件に係る支出命令票、支出負担行為票及び予算充用計算書 ・同上事件に係る訴訟委任契約書 ・同上事件に係る訴訟経過報告	一部開示	土木部 建築課	7条2号, 4号, 6号
123	H21.6.30	H21.7.15	第3号県単急傾斜地(調査)測量設計委託(中屋敷工区)の報告書	一部開示	北薩地域振興局 建設部出水支所	7条1号
124	H21.6.30	H21.7.16	平成20年10月23日, 伊佐署(旧大口署)取扱いの司法書士法違反並びに土地家屋調査士法違反事件に係る署長事件指揮簿の写し	一部開示	警察本部生活安全部生活環境課	7条1号, 4号
125	H21.6.30	H21.7.23	霜出川辺線外別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図	開示	土木部 道路維持課	
126	H21.6.30	H21.7.29	1.平成15年度 補助ダム事業変更要求調査 平成16年度 補助ダム事業実施要求調査 2.平成17年度 実施認可変更調査 3.平成18年度 補助ダム事業実施計画調査 4.平成18年度 補助ダム事業実施計画変更調査	開示	大島支庁 建設部建設課	
127	H21.7.1	H21.7.22	①人事課が, 介護保険課特定職員の平成18年5月に〇〇〇に実地指導を実施した外勤簿から支払われた給与の手当(例えば名目が出張費であれば出張費, 他の名目であればその外勤の対価に支払われた名目の手当)超過勤務を集計したものを, 人事課が取りまとめた, その県の経費の分の当該2人の集計した経費収支表。 ②人事課が, 介護保険課特定職員の平成19年1月18日に〇〇〇に実地指導を実施した外勤簿から支払われた給与の手当(例えば名目が出張費であれば出張費, 他の名目であればその外勤の対価に支払われた名目の手当)超過勤務を集計したものを, 人事課が取りまとめた, その県の経費の分の当該6人の集計した経費収支表。	不開示	総務部 人事課	公文書不存在
128	H21.7.1	H21.7.27	平成16年7月27日「建第161号」処分理由説明書の起案原議書, 伺い及び添付資料一切 〇〇〇の異議申立に諮問(16,6,11)に対する	不開示	土木部 建築課	存否応答拒否(7条1号)
129	H21.7.1	H21.7.27	平成16年5月18日「建第82号」公文書一部開示決定処分(再開発組合解散認可処分取り消し請求事件)に係る〇〇〇の異議申し立ての訴状外5件の公文書	不開示	土木部 建築課	存否応答拒否(7条1号)
130	H21.7.1	H21.7.31	平成18年5月18日の介護保険課・特定職員への①実地指導復命書, ②超過勤務命令簿。	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	公文書不存在
131	H21.7.2	H21.7.13	3・4・1本通り線平面図及び写真(熊毛郡屋久町安房地内)	一部開示	熊毛支庁 屋久島事務所	7条1号
132	H21.7.3	H21.7.6	平成16年度～平成20年度までの鹿児島県調理師試験問題及び解答(過去5ヵ年分)	開示	保健福祉部 健康増進課	
133	H21.7.7	H21.7.17	1.大規模小売店舗届出書 店舗名称:〇〇〇 1～35ページ 添付図面1～5 2.大規模小売店舗届出書 店舗名称:〇〇〇 1～39ページ 図面1～8	開示	商工労働部 商工政策課	
134	H21.7.8	H21.7.16	平成21年5月1日から平成21年6月30日までに都市計画法に基づく開発行為における許可が下りた物件(※一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする, 開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書・位置図・土地利用計画図。	一部開示	土木部 建築課	7条1号, 2号, 4号
135	H21.7.8	H21.8.7	1.平成19年5月10日付及び平成19年6月12日付で〇〇〇の行政処分につき保健福祉部長宛てに書面にて申し立てられたその異議申し立ての内容を, 知事本人が把握し, 対応し, 自らの権限を用いて結果を出したことが判明し得る書面。 2.平成19年6月11日に, 介護保険課特定職員が, 電話で「明日」一県民の住所まで「出向いて説明をしたい」と決裁されたその一県民の住所地に出向くために発した復命書。	不開示	保健福祉部 介護福祉課	公文書不存在
136	H21.7.10	H21.7.16	宗教法人〇〇〇規則全文	一部開示	総務部 学事法制課	旧8条2号
137	H21.7.10	H21.7.23	平成21年7月10日現在の探偵業者届出台帳	開示	警察本部生活安全部生活安全企画課	
138	H21.7.10	H21.7.30	新湊橋 上記に係わるボーリング調査結果のうち「柱状図」及び「調査位置図」	一部開示	始良・伊佐地域振興局 農林水産部農村整備課	旧8条2号

整理番号	請求年月日	決定期日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
139	H21.7.10	H21.8.6	県営畑地帯総合整備事業(担い手育成型)第四知名東部地区第二換地区の換地区 県営畑地帯総合整備事業(担い手育成型)第四知名東部地区第二換地区の各筆換地等説明書 県営畑地帯総合整備事業(担い手育成型)第四知名東部地区第二換地区の座標面積計算書(倍横距)	一部開示	大島支庁 沖永良部事務所	7条1号, 公文書不存在
140	H21.7.13	H21.7.23	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般食堂・レストラン)(旅館)(その他[固定店舗のみ])の要許可台帳一覧表(鹿児島市を除く県下全域)	開示	保健福祉部 生活衛生課	
141	H21.7.13	H21.8.3	鹿児島市吉野町〇〇〇-〇〇〇地先の里道に係る字絵図訂正の承諾及び公共用地(里道)との境界協定願いに係る文書	不開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	公文書不存在
142	H21.7.13	H21.8.3	平成17年4月1日付けで用途廃止された国有財産 鹿児島市吉野町〇〇〇番〇〇〇〇公共用道路 所有者建設省及び隣接する無地番里道に係る 1.国有財産の分類及び種類台帳 2.昭和62年度の国有財産取得記録台帳	不開示	土木部 監理課	公文書不存在
143	H21.7.13	H21.8.12	3・4・1本通り線実測平面図, 求積図, 実測図字及び写真(熊毛郡屋久町安房地内)	一部開示	熊毛支庁 屋久島事務所	7条1号
144	H21.7.14	H21.8.11	平成16年度から平成20年度分の支出科目内訳書(個人別)及び平成16年度から平成20年度分の監査調査書の歳出調べ	一部開示	教育庁県立奄美高等学校	7条1号
145	H21.7.15	H21.7.28	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 国道58号	開示	土木部 道路維持課	
146	H21.7.16	H21.8.11	①平成16年度簡易水道等施設整備費(離島簡易水道施設整備費)国庫補助金の交付申請について ②平成17年度簡易水道等施設整備費(離島簡易水道再編推進整備費)国庫補助金の交付申請について ③平成18年度簡易水道等施設整備費(離島簡易水道再編推進整備費)国庫補助金の交付申請について ④平成19年度簡易水道等施設整備費(離島簡易水道再編推進整備費)国庫補助金の交付申請について ⑤平成19年度簡易水道等施設整備費(離島簡易水道再編推進整備費)国庫補助金の変更交付申請について	一部開示	保健福祉部 生活衛生課	7条2号
147	H21.7.17	H21.7.28	入札執行結果表(閲覧用)	開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	
148	H21.7.17	H21.8.17	特定職員に係る出張復命書, 簡易復命書, 聴聞調査, 辞令, 平成18年度出勤簿, 報酬支給内訳書, 旅行命令票	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 6号, 公文書不存在
149	H21.7.21	H21.7.28	大橋に係るボーリング調査結果のうち「柱状図」及び「調査位置図」	不開示	始良・伊佐地域振興局 建設部土木建築課	公文書不存在
150	H21.7.22	H21.7.29	平成22年度鹿児島県公立学校教員等選考試験(一次試験) 1.筆記試験 2.筆記試験問題の解答(配点を含む) 3.実技試験実施要項(配点及び評価基準を含む) 4.集団面接試験実施要項(配点及び評価基準を含む) 5.専門, 中高英語筆記試験ヒアリング問題原稿(スクリプト) 6.専門, 英語ヒアリングCD, 音楽CD	開示	教育庁教職員課	
151	H21.7.22	H21.8.5	特定の株式会社が受注した平成17年度出水土木事務所発注工事第8号県単道路整備 施行計画書建設副産物に関する資料又変更申請	一部開示	北薩地域振興局 建設部出水支所	7条2号, 4号, 公文書不存在
152	H21.7.22	H21.8.19	以下の事業地区に係る費用対効果の計算明細 ・中山間地域総合整備事業 KAM大隅南部地区 ・経営体育成基盤整備事業 西牟田雪山地区 ・特殊農地保全整備事業 辺田地区 ・農地保全整備事業(シラス対策) 鹿屋地区 ・農地保全整備事業(シラス対策) 第二下祓川地区 ・畑地帯総合整備事業(担い手育成型) 曾於東部地区 ・畑地帯総合整備事業(担い手育成型) 曾於南部地区 ・畑地帯総合整備事業(担い手育成型) 第三曾於南部地区 ・畑地帯総合整備事業(担い手育成型) 第四曾於南部地区 ・畑地帯総合整備事業(担い手支援型) 第一曾於北部地区	開示	大隅地域振興局 農林水産部農村整備課	
153	H21.7.22	H21.9.4	平成21年度土地改良区等検査職員地方研修において配布された資料及び同研修会の出張復命書	一部開示	大隅地域振興局 農林水産部農村整備課	7条6号
154	H21.7.23	H21.8.11	第1回鹿児島県情報公開審査会議事録 第74回鹿児島県公文書等開示審査会議事録 建第160号決定書 鹿児島県情報公開審査会答申第39号	一部開示	総務部 広報課	7条1号, 5号, 旧8条7号
155	H21.7.23	H21.8.11	平成14年8月30日鹿児島県情報公開審査会に異議申立人〇〇〇〇の口頭意見陳述を行った記録と審査会会議録と審査資料の全て	不開示	総務部 広報課	存否応答拒否(7条1号)
156	H21.7.23	H21.8.17	平成21年4月1日から平成21年6月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」の2面, 3面	開示	土木部 建築課	
157	H21.7.24	H21.8.4	学校法人〇〇〇の平成18年度, 19年度, 20年度のそれぞれの計算書類(資金収支計算書, 資金収支内訳表, 人件費支出内訳表, 消費収支計算書, 消費収支内訳表, 貸借対照表, 固定資産明細表, 借入金明細表, 基本金明細表)	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号

整理番号	請 求 日 年 月 日	決 定 日 年 月 日	公 文 書 の 名 称 等	決 定 内 容	事 務 担 当 課	不 開 示 理 由
158	H21.7.24	H21.8.11	平成17年3月30日諮問第73号、(商工政策課)の①口頭意見陳述記録(異議申立人〇〇〇)②審査会議事録③非開示理由説明書の関係公文書	不開示	総務部 広報課	存否応答拒否(旧8条2号)
159	H21.7.28	H21.8.11	地方自治法260条第1項の規定に基づく告示(町・字区域の新設・廃止、又は町字区域の変更、名称変更)のうち、県事務処理の特例に関する条例別表中、「総務部1地方自治法に基づく事務」に掲げられた各市町村の告示、届出書類(権限移譲受入市町村の告示した旨の報告書類) (平成21年4月1日～平成21年6月30日届出分)	不開示	総務部 市町村課	公文書不存在
160	H21.7.28	H21.8.21	針原土石流事件に係わる資料(原因が分かる所)	取下げ	北薩地域振興局 農林水産部出水支所	
161	H21.7.29	H21.8.27	下記の事業についての、事業施行に係る同意書及び適否決定に係る文書 ①県営経営体育成基盤整備事業 西牟田雪山地区 ②県営畑地帯総合整備事業 第一曾於北部地区	一部開示	大隅地域振興局 農林水産部農村整備課	7条1号
162	H21.7.29	H21.8.27	下記の事業についての、事業施行に係る同意書及び適否決定に係る文書 ①県営特殊農地保全整備事業 辺田地区 ②県営畑地帯総合整備事業 第四曾於南部地区	一部開示	大隅地域振興局 農林水産部農村整備課	旧8条2号
163	H21.7.29	H21.8.27	下記の事業について、事業施行に係る同意徴集を依頼した文書 ①県営経営体育成基盤整備事業 西牟田雪山地区 ②県営畑地帯総合整備事業 第一曾於北部地区 ③県営特殊農地保全整備事業 辺田地区 ④県営畑地帯総合整備事業 第四曾於南部地区	不開示	大隅地域振興局 農林水産部農村整備課	公文書不存在
164	H21.7.30	H21.8.12	鹿児島県農地整備課が県出先に工事の施工同意書をとるように指導した文書	開示	大隅地域振興局 農林水産部農村整備課	
165	H21.7.30	H21.8.27	医薬品等の製造販売(製造・輸入)業許可に関する情報 1.医薬品製造業許可 2.医薬品製造販売業許可 3.医薬部外品製造業許可 4.医薬部外品製造販売業許可 5.化粧品製造業許可 6.化粧品製造販売業許可 7.医療機器製造業許可 8.医療機器製造販売業許可 9.医療機器修理業許可 10.地方委任医薬品製造販売承認品目	一部開示	保健福祉部 薬務課	公文書不存在
166	H21.7.31	H21.8.3	管内図(6万5千分の1)	開示	大隅地域振興局 建設部建設総務課	
167	H21.7.31	H21.8.27	都城単人線外別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図	開示	土木部 道路維持課	
168	H21.8.3	H21.8.26	有料老人ホーム〇〇〇(鹿児島市〇〇〇)の有料老人ホーム設置届、入居契約書、重要事項説明書、管理規程	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 2号, 4号
169	H21.8.4	H21.9.2	土地改良事業において、施行に係る同意を徴集しなければならないことを記した文書	開示	大隅地域振興局 農林水産部農村整備課	
170	H21.8.4	H21.9.2	①土地改良事業において、施行に係る同意を徴集しなければ土地改良事業が無効になることを記載した文書 ②土地改良事業において、施行にかかる同意を徴集しなければどうなるかを記載した文書	不開示	大隅地域振興局 農林水産部農村整備課	公文書不存在
171	H21.8.6	H21.8.27	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の縦覧用平面図 養母長里線	開示	土木部 道路維持課	
172	H21.8.7	H21.8.26	有料老人ホームに対し、これまで住民登録等の説明、対応に関する県の行政指導文書	不開示	保健福祉部 介護福祉課	公文書不存在
173	H21.8.10	H21.8.18	〇〇〇高等学校の平成21年度学校要覧の表紙及び校務分掌組織図	一部開示	総務部 学事法制課	7条1号
174	H21.8.10	H21.8.25	建設工事共同企業体協定書 公共工事請負契約書 工事名:20河川総合開発工事(ダム本体工) 落札者:特定3社によるJV	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	7条2号
175	H21.8.11	H21.8.12	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般食堂・レストラン)(旅館)(その他[固定店舗のみ])の要許可台帳一覧表 (鹿児島市を除く県下全域) 但し、平成18年4月1日から平成21年3月31日までに新規許可を取得したもの	開示	保健福祉部 生活衛生課	
176	H21.8.11	H21.8.20	土地売買契約書	一部開示	大島支庁 建設部建設課	旧8条2号
177	H21.8.11	H21.8.25	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般食堂・レストラン等)(仕出し屋・弁当屋)(旅館)(その他[固定店舗のみ])及び喫茶店営業(固定店舗のみ)の要許可台帳一覧表(鹿児島市を除く県下全域)	開示	保健福祉部 生活衛生課	
178	H21.8.11	H21.9.10	株式会社〇〇〇第〇〇〇期定時株主総会決議通知の際に提出された貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書	一部開示	総務部 広報課	7条2号

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
179	H21.8.12	H21.8.19	治山台帳昭和58年度緊急治山事業鹿児島市伊敷町瀬戸口地内 平面図	一部開示	鹿児島地域振興局 農林水産部農林水産総務課	旧8条2号
180	H21.8.12	H21.8.27	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 川内郡山線、伊仙亀津徳之島空港線	開示	土木部 道路維持課	
181	H21.8.12	H21.9.4	〇〇〇(改正後は〇〇〇)が所有していた鹿児島市吉野町〇〇〇-〇〇〇の土地につき、鹿児島県は、昭和61年3月11日、昭和61年2月27日売買を原因とする所有権移転登記を経由している。 上記売買契約に関して、契約に至るまでの経緯を記載した文書、鹿児島県の稟議書、売買契約書、上記土地の登記簿権利証を開示していただきたい。	却下	警察本部警務部会計課	適用除外
182	H21.8.13	H21.8.13	建築確認申請書 一式	開示	南薩地域振興局 農林水産部指宿支所	
183	H21.8.13	H21.9.2	〇〇〇株式会社が平成18年5月25日付けで認可を受けた岩石採取計画認可申請書のうち、採取をする岩石の種類が記載された書面。	一部開示	大島支庁 総務企画部総務企画課	7条2号、4号
184	H21.8.14	H21.8.20	平成22年度鹿児島県公立学校教員等選考試験(一次試験) 1.筆記試験問題及び解答(配点を含む) 教職・一般教養、小学校全科、中高国語、中学社会、高校地理歴史、高校公民、中高数学、中高理科、中高音楽、中高保健体育、中高家庭、中高英語、養護、特別支援教育 2.集団面接試験実施要項(配点及び評価基準を含む) 3.実技試験実施要項(配点及び評価基準を含む) 4.中高英語筆記試験ヒアリング問題原稿(スクリプト)	開示	教育庁教職員課	
185	H21.8.14	H21.8.31	〇〇〇後援会に係る「政治団体設立届」および「政治団体解散届」	一部開示	選挙管理委員会事務局	7条1号
186	H21.8.14	H21.9.10	県が〇〇〇氏の裁判で提出した証拠書類(準備書面を含む。)のうち、県営特殊農地保全整備(区画整理)西花岡地区の受益面積が記載された書面	不開示	大隅地域振興局 農林水産部農村整備課	7条1号、旧8条2号
187	H21.8.17	H21.8.17	平成14年度鹿児島県公立学校教員等選考試験(二次試験) 1.模擬授業試験の問題(高校書道のみ)	取下げ	教育庁教職員課	
188	H21.8.17	H21.9.14	閲覧設計書(路側維持管理業務委託その1分) 指名推薦書(路側維持管理業務委託その1分) 入札執行調書(平成18年度～平成20年度分)	一部開示	鹿児島県道路公社	7条1号、6号
189	H21.8.17	H21.10.15	・現霧島市にある温泉施設の温泉分析書のすべて(同一施設に分析年月日の違うものが複数ある場合はすべて) ・分析書に湧出状況(自然湧出、掘削自噴、動力揚湯)が記載されていない場合は、それが分かる書類	一部開示	保健福祉部 生活衛生課	7条1号、2号、4号
190	H21.8.19	H21.9.9	平成22年度鹿児島県公立学校教員等選考試験(一次試験) 1.筆記試験問題 2.筆記試験問題の解答(配点を含む。) 3.実技試験実施要項(配点及び評価基準を含む。) 4.集団面接試験実施要項(配点及び評価基準を含む。)	開示	教育庁教職員課	
191	H21.8.19	H21.9.15	農地整備課国営事業対策監他2名の平成21年7月7日の出張に係る出張復命書	一部開示	大隅地域振興局 農林水産部農村整備課	7条1号
192	H21.8.20	H21.9.14	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物を保管する事業者が提出したPCB廃棄物保管状況等届出書の平成19年度(2007年度)集計及び平成17年度(2005年度)集計	開示	環境部 廃棄物・リサイクル対策課	
193	H21.8.21	H21.9.4	県内16農業協同組合の2008年度ディスクロージャー誌の一部(貸借対照表、損益計算書、部門別損益計算書、5事業年度における主要な経営指標、資金運用収支の内訳、貸出金の業種別残高、金融再生法開示債権の保全状況、有価証券に関する指標、有価証券の時価情報、貯蓄率・貯蓄率、剰余金処分計算書、組合員数、職員数、自己資本充実の状況、リスク管理債権残高、共済取り扱い実績等、連結子会社の状況)	開示	農政部 農業経済課	
194	H21.8.24	H21.9.8	1.平成20年9月30日時点で、国会議員の候補者(現職を含む)から有効な被推薦書を受けていた政治団体について、その被推薦書原本の複写。 2.平成20年10月1日以降、国会議員の候補者(現職を含む)から被推薦書を交付され、新たに選管届け出た政治団体があれば、その被推薦書原本の複写 3.平成20年9月30日時点で国会議員の候補者(現職を含む)から被推薦書を交付されていた政治団体のうち、平成20年10月1日以降平成21年7月末までにその国会議員の候補者(現職含む)への支持をやめて、寄付金控除の優遇措置「あり」を「なし」とする異動届け出(政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る団体に該当しない旨の届出)をした団体について、その際の一切の届け出資料。 4.国会議員関係政治団体の制度開始以前の平成20年1月1日～9月30日に、国会議員の候補者(現職を含む)への支持をやめて、寄付金控除の優遇措置「あり」を「なし」とする異動届け出をした団体について、その一切の届け出資料。 5.国会議員の候補者(現職を含む)からも地方議員からも被推薦書を受けている政治団体で、平成20年1月1日以降平成21年7月までに、国会議員についてのみ支持することを中止する旨の届け出をした団体があれば、その一切の届け出資料。 6.国会議員の候補者(現職を含む)から被推薦書を交付されていた政治団体で、平成20年中に解散した団体について、解散した際に提出された一切の届け出資料。	一部開示	選挙管理委員会事務局	7条1号、公文書不存在

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
195	H21.8.24	H21.9.17	平成20年度分の支出科目内訳書(個人別)及び平成21年度の大島地区教育行政要覧に記載されている学校所在地	一部開示	教育庁大島教育事務所	7条1号
196	H21.8.25	H21.9.7	平成19年度及び平成20年度の社会福祉法人〇〇〇及び社会福祉法人〇〇〇に対する県指導監査結果に関する文書	一部開示	北薩地域振興局 保健福祉環境部地域保健福祉課	7条1号, 2号
197	H21.8.25	H21.9.10	土地改良事業に関し、今後裁判になることが想定される事案に係る事業名が記載された書面及びその資料	不開示	大隅地域振興局 農林水産部農村整備課	7条5号
198	H21.8.28	H21.9.2	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 国道58号	開示	土木部 道路維持課	
199	H21.8.31	H21.10.22	出張復命書, 簡易復命書, 旅行命令票, 鹿児島県職員服務規程, 平成19年度共通文書の文書管理表標準例及び対象文書例(本庁用)	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 公文書不存在
200	H21.9.2	H21.9.4	鹿児島県立東郷高等学校, 昭和〇〇〇年度〇〇〇科卒業, 〇〇〇の在学中全学年の学生簿 (各学期の成績, 学年の平均成績, 学年成績, 順位が記されているもの)	取下げ	教育庁県立薩摩中央高等学校	
201	H21.9.2	H21.9.8	〇〇〇及び〇〇〇後援会の平成17年, 18年, 19年の政治資金収支報告書に添付されている領収書等	一部開示	選挙管理委員会事務局	7条1号, 2号
202	H21.9.2	H21.9.9	衆議院議員総選挙鹿児島県第1区～第5区における当選証書, 当選告知書等の写し及びこれらの作成のための起案文書	開示	選挙管理委員会事務局	
203	H21.9.2	H21.9.10	風俗営業一覧表	開示	警察本部生活安全部生活環境課	
204	H21.9.3	H21.9.7	平成21年7月1日から平成21年8月31日までに都市計画法に基づく開発行為における許可が下りた物件(※一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする, 開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書・位置図・土地利用計画図。	一部開示	土木部 建築課	7条1号, 2号, 4号
205	H21.9.3	H21.9.28	・阿久根漁港広域漁港(一般)整備工事(1工区) 工事設計書(平成18年度入札) ・海潟漁港広域漁港(特定)整備工事(1工区) 工事設計書(平成19年度入札)	開示	林務水産部 漁港漁場課	
206	H21.9.4	H21.9.11	以下の(社会)医療法人の事業報告書, 財産目録, 貸借対照表, 損益計算書, 監事監査報告書 〇〇〇(H20年度), 〇〇〇(H20年度), 〇〇〇(H19年度・H20年度), 〇〇〇(H19年度・H20年度), 〇〇〇(H19年度・H20年度)	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号, 4号
207	H21.9.4	H21.9.24	認定番号順自動車運転代行業者名簿	開示	警察本部交通部交通企画課	
208	H21.9.4	H21.9.28	「高度管理医療機器等販売・賃貸業」の許可証取得業者の一覧 鹿児島県全域 (平成21年7月31日現在)	開示	保健福祉部 業務課	
209	H21.9.8	H21.9.9	開発許可番号第10-20号の物件の土地利用計画図	一部開示	土木部 建築課	7条2号, 4号
210	H21.9.8	H21.9.16	平成22年度鹿児島県公立学校教員等選考試験(2次試験) 1.2次試験実施要領(「会場案内図」, 「受験者への案内」を含む。) 2.実技試験(2次試験)実施要領 3.模擬授業試験問題 4.集団面接(養護教諭, 実習助手)質問内容 平成22年度鹿児島県公立学校教員等選考試験(1次試験) 1.試験実施要領(1次試験) 2.受験生への配布物(1次試験) ・受験者への案内 ・明日の集団面接について, 集団面接受験場の注意 ・体育館の座席配置図	開示	教育庁教職員課	
211	H21.9.8	H21.10.1	道路改築工事(泊野道路20-6工区)の金入り積算内訳書	一部開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
212	H21.9.8	H21.10.2	下記入札済工事案件の”金入り積算内訳書” 工事案件名:道路改築工事(妙見21-1工区) 入札公告日:平成21年7月8日 発注者名:鹿児島県知事 伊藤祐一郎 担当事務所:始良伊佐地域振興局建設部 閲覧用設計書にある”本工事費内訳表”・”工種明細書”及び”施工内訳表”に記載されている, 設計単価・設計歩掛及び積算金額の開示をお願いします。	取下げ	始良・伊佐地域振興局 建設部土木建築課	
213	H21.9.9	H21.9.11	開発許可年月日 平成9年2月18日 開発許可番号 開住第8-62号 上記の開発許可申請書類一式	一部開示	土木部 建築課	7条1号, 4号
214	H21.9.11	H21.9.18	フラワーパークかごしま管理業務委託に係る平成19年度及び平成20年度の支出命令票	一部開示	農政部 農産園芸課	7条6号
215	H21.9.11	H21.9.28	鹿児島県総合基本計画写し 水産技術開発センター(仮称)基本構想 今和泉漁港地区を選定した経緯と理由 鹿児島県公報の写し(平成12年5月19日付け) 鹿児島県水産技術開発センター整備基本計画 施設の工事予算等	開示	林務水産部 水産技術開発センター	

整理番号	請 求 日 年 月 日	決 定 日 年 月 日	公 文 書 の 名 称 等	決 定 内 容	事 務 担 当 課	不 開 示 理 由
216	H21.9.15	H21.9.25	県立3病院(鹿屋医療センター・大島病院・薩南病院)の医事業務委託契約書	一部開示	県立病院局県立病院課	7条2号, 4号
217	H21.9.15	H21.10.6	宗教法人〇〇〇規則全文	一部開示	総務部 学事法制課	旧8条2号
218	H21.9.16	H21.9.28	平成22年度鹿児島県公立学校教員等選考試験(1次試験)筆記試験問題及び解答(ただし, 実習助手, 船舶職員, 事務職員(図書館担当)は除く。) 平成22年度鹿児島県公立学校教員等選考試験(2次試験)模擬授業試験問題	開示	教育庁教職員課	
219	H21.9.16	H21.10.5	平成19年度及び平成20年度の社会福祉法人〇〇〇に対する指導監査通知	一部開示	北薩地域振興局 保健福祉環境部地域保健福祉課	7条2号
220	H21.9.16	H21.10.6	1.水質汚濁防止法に基づく霧島市の特定事業場一覧表 事業場名工場又は事業場の名称, 工場又は事業場の所在地, 特定施設の種類の記載された一覧表 2.鹿児島県公害防止条例に基づく汚水に係る特定施設について 工場又は事業場の名称, 工場又は事業場の所在地, 汚水に係る特定施設の種類の記載された一覧表 対象地域:霧島市全域	開示	環境部 環境保全課	
221	H21.9.16	H21.10.6	水質汚濁防止法に基づく特定事業場一覧表 事業場名, 所在地, 排水量(50m ³ /日以上) (平成21年3月31日現在)	開示	環境部 環境保全課	
222	H21.9.16	H21.10.16	1.法ばい煙施設数一覧表(霧島市全域) 2.法粉じん施設数一覧表(霧島市全域) 3.条例ばい煙施設数一覧表(霧島市全域) 4.条例粉じん施設数一覧表(霧島市全域)	開示	環境部 環境保全課	
223	H21.9.16	H21.10.16	1.鹿児島県公害防止条例に基づく悪臭に係る特定施設について(霧島市全域)	開示	環境部 環境保全課	
224	H21.9.16	H21.10.16	1.鹿児島県公害防止条例に基づく騒音・振動に係る特定施設について(霧島市全域)	開示	環境部 環境保全課	
225	H21.9.16	H21.11.10	温泉公共利用許可一覧表	開示	保健福祉部 生活衛生課	
226	H21.9.17	H21.9.28	都城隼人線外別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図	開示	土木部 道路維持課	
227	H21.9.18	H21.10.6	水質汚濁防止法に基づく特定事業場一覧 事業場名, 所在地, 排水量(50m ³ /日以上), 特定施設の業種コード (平成21年3月31日現在)	開示	環境部 環境保全課	
228	H21.9.18	H21.10.13	有料老人ホーム(〇〇〇ほか13施設)の重要事項説明書(介護サービス等一覧表除く)	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号
229	H21.9.24	H21.10.2	・配置従事者身分証明書の登録者名簿 ・配置販売業者の登録名簿	開示	保健福祉部 薬務課	
230	H21.9.24	H21.10.13	・公共関与の候補地調査結果 ・公共関与の適地調査概要	一部開示	環境部 管理型処分場建設推進センター	7条5号, 6号, 公文書不存在
231	H21.9.24	H21.10.21	道路改築工事(北薩トンネル出水工区)の金入り設計書(工事内訳全て)	一部開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
232	H21.9.25	H21.9.25	建築確認申請書 一式	開示	南薩地域振興局 農林水産部指宿支所	
233	H21.9.28	H21.10.6	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 佐仁万屋赤木名線, 荘上鯖淵線	開示	土木部 道路維持課	
234	H21.9.29	H21.10.13	特定の14政治団体の平成20年の政治資金収支報告書に添付されている領収書等	一部開示	選挙管理委員会事務局	7条1号, 2号, 公文書不存在
235	H21.9.30	H21.10.1	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 神之川内之浦線	開示	土木部 道路維持課	
236	H21.9.30	H21.10.14	平成22年度鹿児島県公立学校教員等選考試験(第1次試験)筆記試験問題(高等学校教科専門 公民)及び解答 平成21年度鹿児島県公立学校教員等選考試験(第1次試験)筆記試験問題(高等学校教科専門 公民)及び解答 平成20年度鹿児島県公立学校教員等選考試験(第1次試験)筆記試験問題(高等学校教科専門 公民)及び解答 平成22年度鹿児島県公立学校教員等選考試験(第1次試験)筆記試験問題(高等学校教科専門 社会)及び解答 平成21年度鹿児島県公立学校教員等選考試験(第1次試験)筆記試験問題(高等学校教科専門 社会)及び解答 平成20年度鹿児島県公立学校教員等選考試験(第1次試験)筆記試験問題(高等学校教科専門 社会)及び解答	開示	教育庁教職員課	
237	H21.10.1	H21.10.13	特定の4政治団体の下記の政治団体の平成18, 19, 20年の政治資金収支報告書に添付されている領収書等	一部開示	選挙管理委員会事務局	7条1号, 2号, 公文書不存在
238	H21.10.1	H21.10.29	かおり風景100選に係る選定資料(かおり風景100選推薦書等)	開示	環境部 環境保全課	

整理番号	請 求 日 年 月 日	決 定 日 年 月 日	公 文 書 の 名 称 等	決 定 内 容	事 務 担 当 課	不 開 示 理 由
239	H21.10.1	H21.11.2	昭和29年度「垂水 海岸中央公園」ほか16件	一部開示	土木部 都市計画課	旧8条2号, 4号
240	H21.10.2	H21.10.13	平成19年度温泉利用状況 (鹿児島県各市町村における、利用源泉総数, 未利用源泉総数, ゆう 出量, 温泉利用の公衆浴場数)	開示	保健福祉部 生活衛生課	
241	H21.10.2	H21.10.19	・施工単価コード表(土木・港湾・委託) ・土木工事標準歩掛(県独自歩掛) ・農業農村整備工事独自積算基準 ・農林整備事業の積算歩掛コード表, 施工単価コード	開示	土木部 技術管理課	
242	H21.10.2	H21.10.21	総合評価方式評価一覧表	一部開示	南薩地域振興局 農林水産部農林水産総務課	7条2号
243	H21.10.2	H21.10.22	〇〇〇株式会社の平成21年3月期決算の貸借対照表, 損益計算書 及び株主資本等変動計算書	一部開示	企画部 企画課	7条2号
244	H21.10.5	H21.10.14	平成22年度鹿児島県公立学校教員等選考試験(第1次試験) 筆記試験問題及び解答 平成22年度鹿児島県公立学校教員等選考試験(第2次試験) 模擬授業指示カード	開示	教育庁教職員課	
245	H21.10.5	H21.10.29	閲覧設計書(道路巡視業務委託その1, その2) 鹿児島県道路公社請負工事入札者指名推薦委員会会議録(道路巡 視業務委託その1, その2)	開示	鹿児島県道路公社	
246	H21.10.5	H21.10.29	工事設計図書	不開示	大隅地域振興局 農林水産部曾於支所	公文書不存在
247	H21.10.5	H21.11.2	平成21年4月1日～同年9月30日までに開催された枕崎警察署協議会 に係る議事, 配付資料などの文書。	一部開示	警察本部警務部相談広報課	7条1号
248	H21.10.7	H21.10.9	施工単価コード表(土木・港湾・委託)	開示	土木部 技術管理課	
249	H21.10.7	H21.10.22	平成21年度森林整備事業の電算コード表及び電算コード一覧表	開示	林務水産部 林務水産課	
250	H21.10.8	H21.10.19	施工実績調書(橋梁補修), 施工実績調書(トンネル補修), 施工実績 調書(橋梁塗装)	開示	土木部 道路維持課	
251	H21.10.9	H21.10.13	大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設届出台帳	一部開示	環境部 環境保全課	7条4号
252	H21.10.9	H21.10.21	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般食堂・レストラン等)(旅館)(そ の他[固定店舗のみ])の要許可台帳一覧表(鹿児島市を除く県下全 域) 但し, 平成21年7月1日から平成21年9月30日までに, 新規に営業許 可の取得をしたもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
253	H21.10.9	H21.10.23	大隅地域振興局建設部管内図 一部	開示	大隅地域振興局 建設部建設総務課	
254	H21.10.9	H21.11.4	鹿児島県発注の公共工事94件(別紙)に関する公文書 1.工事・委託の入札執行調書と総則以下の条文を除く契約書(変更 含む) 2.変更契約の理由(変更があった場合)を記載した文書	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部鹿児島港支所	7条1号, 2号, 4号, 6 号, 旧8条2号, 3号, 4号, 8号
255	H21.10.13	H21.10.14	地方自治法260条第1項の規定に基づく告示(町・字区域の新設・廃 止, 又は町字区域の変更, 名称変更)のうち, 県事務処理の特例に關 する条例別表中, 「総務部1地方自治法に基づく事務」に掲げられた 各市町村の告示, 届出書類(権限移譲受入市町村の告示した旨の報 告書類)	開示	総務部 市町村課	
256	H21.10.13	H21.11.4	「介護サービス情報の公表」に係る手数料の積算	開示	保健福祉部 介護福祉課	
257	H21.10.13	H21.11.12	水俣病認定者の水俣病検診記録及び水俣病認定申請者疫学調書	不開示	環境部 環境企画課	7条1号, 旧8条2号
258	H21.10.16	H21.10.19	施工単価コード表(土木・港湾・委託)	開示	土木部 技術管理課	
259	H21.10.19	H21.10.23	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面 図 国道58号, 塗木大隅線, 出水高尾野線	開示	土木部 道路維持課	
260	H21.10.19	H21.11.9	平成21年7月1日から平成21年9月30日までに確認のおりた「建築計 画概要書」の1面, 2面, 3面。	開示	土木部 建築課	
261	H21.10.19	H21.11.13	道路改築工事(妙見21-1工区)積算内訳書	一部開示	始良・伊佐地域振興局 建設部土木建築課	7条6号
262	H21.10.20	H21.11.4	みつばち転飼許可申請書, みつばち飼育届	不開示	農政部 畜産課	公文書不存在
263	H21.10.20	H21.11.5	水質汚濁防止法に基づく特定事業場一覧(50m ³ /日) 事業場名, 所在地, 放流先, 特定施設の業種コード, 業種コード表 (平成21年3月31日現在)	開示	環境部 環境保全課	
264	H21.10.21	H21.10.21	平成22年度鹿児島県公立学校教員等選考試験(2次試験) 1 2次試験模擬授業指示カード 2 集団面接の問題	開示	教育庁教職員課	

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
265	H21.10.21	H21.11.6	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般食堂・レストラン等),(仕出し屋・弁当屋),(旅館),(その他(固定店舗のみ))及び菓子製造業(固定店舗のみ),喫茶店営業(固定店舗のみ)の要許可台帳一覧表(鹿児島市を除く県下全域)	開示	保健福祉部 生活衛生課	
266	H21.10.22	H21.10.23	県内の保健所の許可を取得している農家民宿及び農家民泊について,名称,代表者指名,所在地住所,許可取得年,(廃業しているものについては)廃業届出年。	取下げ	農政部 農村振興課	
267	H21.10.22	H21.10.26	〇〇〇に関する「政治団体設立届」,「規約」及び「届出事項の異動届」	一部開示	選挙管理委員会事務局	7条1号
268	H21.10.23	H21.11.20	〇〇〇協同組合は休眠組合として,看做解散となり,組合理事長は背任の責任で県警に組合員18名から昭和57年5月13日告発され,(昭和57年検第2302号)昭和58年12月28日,(昭和57年検第2302号)不起訴処分決定通知が検1第720号でなされた。	不開示	商工労働部 商工政策課	公文書不存在
269	H21.10.23	H21.11.20	昭和59年2月3日「中企第659号」「中小企業等協同組合の継続決議の認可について」(通知)	開示	商工労働部 商工政策課	
270	H21.10.23	H21.11.20	昭和58年12月19日〇〇〇共同組合代表理事〇〇〇の中小企業等協同組合総会決議認可申請書及び(び)総会決議に参加した組合員名簿	一部開示	商工労働部 商工政策課	旧8条2号,3号,4号
271	H21.10.23	H21.11.24	〇〇〇協同組合は都市再開発事業に1法人として1権利者組合員となり,理事長権限として法人財産(宅地)を総会議決を得ずに,再開発ビル敷地に処分している。県知事に報告の(平成8年5月)第45期総会議案財産目録の権利変換確定通知書(27頁)と出資持分変換に関する公文書	不開示	土木部 建築課	公文書不存在
272	H21.10.26	H21.11.20	平成18年12月20日商政第343号処分理由説明書及び起業伺いと同じ添付書類一切	一部開示	商工労働部 商工政策課	7条1号,6号
273	H21.10.26	H21.11.20	平成18年12月20日商政第344号,商政第345号 処分理由説明書及び説明書伺い起案原義書と添付書類一切	一部開示	商工労働部 商工政策課	7条1号,6号
274	H21.10.26	H21.11.24	平成6年4月28日付,供託通知書2件 平成6年度金第308号,及第309号 〇〇〇市街地再開発組合理事長〇〇〇が,〇〇〇,〇〇〇の97条補償金を供託した(受領拒否)公文書 借地権登記建物に97条で強制施行の供託をした法的根拠(占有)	不開示	土木部 建築課	公文書不存在
275	H21.10.26	H21.11.24	〇〇〇市街地再開発組合決算報告書の承認について(伺い)	一部開示	土木部 建築課	7条1号,2号,4号
276	H21.10.26	H21.11.24	平成5年3月3日設立登記された〇〇〇有限会社は,目的に「〇〇〇の管理とその運営」を定め,監査役〇〇〇弁護士(再開発組合審査委員)が就任している。県が承認した経過の公文書	不開示	土木部 建築課	公文書不存在
277	H21.10.26	H21.11.24	平成6年2月25日「建第426号」 〇〇〇「平成6年1月25日陳情のあった」 〇〇〇市街地再開発事業に関する陳情について(回答)	不開示	土木部 建築課	公文書不存在
278	H21.10.26	H21.11.24	都市再開発法施行令第49条に規定する意見書 (〇〇〇市街地再開発事業の管理規約認可申請書の添付資料)	一部開示	土木部 建築課	旧8条2号,4号,8号
279	H21.10.26	H21.11.24	〇〇〇市街地再開発事業の権利変換計画認可申請書と添付書類一切(権利関係調書を含む)	不開示	土木部 建築課	公文書不存在
280	H21.10.26	H21.11.24	審査請求に対する弁明書の提出について(伺い)	一部開示	土木部 建築課	旧8条1号,2号,4号
281	H21.10.26	H21.11.24	平成16年1月20日平成15年(受)第1647号最高裁判所第三小法廷は,鹿児島県の権利変換計画(法第110条権利者全員の同意書添付)認可処分との関連はない法的根拠を示し,説明責任を果たす公	不開示	土木部 建築課	公文書不存在
282	H21.10.26	H21.11.24	(1)平成12年1月17日付建第359号弁明書 (2)平成11年12月8日付事務連絡に記載された弁明書と併せて送付した資料 1.当該組合に対する解散認可書 2.審査請求と弁明書における双方主張の対照表 3.その他審理に必要と思われる書面,図面等	一部開示	土木部 建築課	旧8条1号,2号
283	H21.10.26	H21.11.24	審査請求に対する弁明書の提出について(伺い)	一部開示	土木部 建築課	旧8条1号,2号
284	H21.10.26	H21.11.26	県単道路整備(交付金)工事(有川19-1工区)の工事費内訳書	一部開示	始良・伊佐地域振興局 建設部土木建築課	7条2号
285	H21.10.26	H21.11.26	県単道路整備(交付金)工事(有川21-1工区)の工事費内訳書	一部開示	始良・伊佐地域振興局 建設部土木建築課	7条2号
286	H21.10.27	H21.11.16	H16-H20度の鹿児島県内の港湾工事に係る入札結果について。5000万円以上で落札された工事で,入札業者や予定価格,最低制限価格など公表されたデータを含むもの。	開示	土木部 港湾空港課	
287	H21.10.27	H21.11.24	温泉掘削許可申請書及び添付書類 温泉掘削許可書	一部開示	保健福祉部 生活衛生課	7条1号,4号,適用除外
288	H21.10.28	H21.11.20	大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律に基づく届出について(通知)(平成7年2月2日付け商政第13-78号)及び〇〇〇〇に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律第3条第1項の規定に基づく届出書類	一部開示	商工労働部 商工政策課	旧8条2号,3号,4号

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
289	H21.10.29	H21.11.2	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図	開示	土木部 道路維持課	
290	H21.10.29	H21.11.2	看護師免許申請(新規)に係る留意事項について(依頼)	開示	保健福祉部 保健医療福祉課	
291	H21.10.29	H21.11.25	1.「〇〇〇」の大規模小売店舗届出書のうち、周辺見取図及び平面図兼配置図 2.「〇〇〇」の大規模小売店舗届出書のうち、周辺見取図及び平面図兼配置図 3.「〇〇〇」の大規模小売店舗届出書のうち、配置図及び1階平面図 4.「〇〇〇」の大規模小売店舗届出書のうち、建物配置図 5.「〇〇〇」の大規模小売店舗届出書のうち、周辺見取図及び平面図兼配置図	開示	商工労働部 商工政策課	
292	H21.10.30	H21.11.10	食品衛生法に基づく清涼飲料水製造業の要許可台帳一覧表(鹿児島市を除く県下全域)	開示	保健福祉部 生活衛生課	
293	H21.10.30	H21.11.11	平成22年度鹿児島県公立学校教員等選考試験配点基準	開示	教育庁教職員課	
294	H21.10.30	H21.11.24	〇〇〇市街地再開発組合決算報告書の承認について(伺い)	一部開示	土木部 建築課	7条1号, 2号, 4号
295	H21.11.4	H21.11.9	平成21年9月1日から平成21年10月31日までに都市計画法に基づく開発行為における許可が下りた物件(※一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書・位置図・土地利用計画図。	一部開示	土木部 建築課	7条1号, 2号, 4号
296	H21.11.4	H21.12.2	社会福祉法人〇〇〇に係る社会福祉法人現況報告書(平成18年度～平成20年度の3か年分) 社会福祉法人〇〇〇の理事に係る届出事項変更届(法人設立時の理事が確認できる定款(案)及び法人登記簿を含む)	一部開示	保健福祉部 障害福祉課	7条1号, 2号, 4号, 旧8条2号, 3号, 4号
297	H21.11.5	H21.11.11	第137回鹿児島県都市計画審議会の議事録(全部分)	開示	土木部 都市計画課	
298	H21.11.5	H21.12.1	一般国道58号(浦北幅工区)平面図	開示	大島支庁 建設部建設課	
299	H21.11.5	H21.12.2	一般国道58号網野子バイパス平面図	開示	大島支庁 瀬戸内事務所	
300	H21.11.6	H21.11.11	平成22年度鹿児島県公立学校教員等選考試験(1次試験)筆記試験問題(教職教養、小学校教科専門)及び解答 平成22年度鹿児島県公立学校教員等選考試験(2次試験)2次試験模擬授業指示カード(小学校)	開示	教育庁教職員課	
301	H21.11.6	H21.11.13	以下の社会医療法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事監査報告書 ・〇〇〇(H19年度・H20年度) ・〇〇〇(H19年度・H20年度) ・〇〇〇(H20年度)	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 4号
302	H21.11.6	H21.11.13	以下の医療法人の決算届、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事監査報告書 ・〇〇〇(H20年度)	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号, 4号
303	H21.11.11	H21.11.16	水質汚濁防止法に基づく特定事業場一覧表 事業場名, 所在地, 排出量(50㎡/日以上) (平成21年3月31日現在)	開示	環境部 環境保全課	
304	H21.11.12	H21.11.16	政治団体一覧表(平成21年10月31日現在)	開示	選挙管理委員会事務局	
305	H21.11.12	H21.11.16	政治団体一覧表(平成21年11月12日現在)	開示	選挙管理委員会事務局	
306	H21.11.17	H21.11.26	鹿児島県立南薩少年自然の家 平成17年度給食業務委託契約書及び平成20年度給食業務委託契約書	一部開示	教育庁県立南薩少年自然の家	7条2号, 4号
307	H21.11.19	H21.11.19	第17号県単河川等防災工事(馬追川工区)に係る閲覧設計書類	開示	南薩地域振興局 建設部建設総務課	
308	H21.11.19	H21.11.25	平成12年9月8日, 提出(異議申立人〇〇〇)諮問第45号, 第46号に関する「意見陳述の要旨, 説明資料目録」の公文書	不開示	総務部 広報課	存否応答拒否(旧8条2号)
309	H21.11.19	H21.12.8	指宿有料道路料金徴収等業務委託に係る ・平成19年度閲覧設計図書 ・競争入札参加資格審査申請書	開示	鹿児島県道路公社	
310	H21.11.19	H21.12.15	水産技術開発センター基本構想9ページ 県水産試験場, 県水産技術開発センター, 県水産振興課の定期監査調査「職員等調べ」 H16.3.11農林水産委員会への説明資料「鹿児島県水産技術開発センターの概要」1ページ	一部開示	林務水産部 水産技術開発センター	7条1号, 公文書不存在
311	H21.11.19	H21.12.21	平成12年3月10日付「反論書」県告示650号の行政処分を取り消しを求めた審査請求に対して, 弁明書(平成12年1月17日建第359号)に審査請求人が建設大臣中山正輝に提出した公文書	不開示	土木部 建築課	公文書不存在
312	H21.11.19	H21.12.21	平成11年5月28日「審査請求書」建設大臣関谷勝嗣に提出 審査請求人 〇〇〇外2名 審査請求に係る処分 平成11年3月31日付 県告示第650号	不開示	土木部 建築課	存否応答拒否(7条1号)

整理番号	請年月日	決定期日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
313	H21.11.19	H21.12.21	平成6年2月16日を権利変換期日とした権利変換計画認可書と平成4年10月1日「〇〇〇市街地再開発組合設立認可時点の定款、及び事業計画(資金)変更内容の判る公文書	不開示	土木部 建築課	公文書不存在
314	H21.11.19	H21.12.21	平成8年5月8日都再第12号〇〇〇市街地再開発組合解散認可申請について(進達) (「事業の完成を明らかにする添付書類」4件を含む)	一部開示	土木部 建築課	旧8条2号, 3号, 4号
315	H21.11.19	H21.12.21	審査請求に対する弁明書の提出について(伺い)	一部開示	土木部 建築課	旧8条1号, 2号
316	H21.11.19	H21.12.21	平成6年2月25日「建第426号」〇〇〇市街地再開発事業に関する陳情について(回答)の公文書と起案原義書(伺い)と添付書類	不開示	土木部 建築課	公文書不存在
317	H21.11.19	H21.12.21	平成6年1月27日「建第385号」〇〇〇市街地再開発事業の権利変換計画の改善に係る陳情について(回答)の起案原義書(伺い)及び添付書類一切	不開示	土木部 建築課	公文書不存在
318	H21.11.19	H21.12.21	処分理由説明書の提出について(伺い)	一部開示	土木部 建築課	旧8条2号, 8号
319	H21.11.24	H21.11.24	(1)1996~2004年(度)における、月別の(それがなければ年(度)別の)、貴都道府県における全市区町村ごとの(それがなければ(当時の)警察署別の)、①道路交通法違反の反則事件として告知された件数、②法令違反をした運転者の免許の取消・拒否・停止・保留それぞれの件数 (2)統計をとりはじめてからの、年別もしくは年度別の、貴都道府県における、①児童虐待に関する相談の受理件数、②児童虐待事件の認知件数、認知人員、検挙件数、検挙人員、被害児童数(警察白書に全国総数は掲載されており、これは県警等からの報告に基づくと考えております)	取下げ	警察本部警務部相談広報課	
320	H21.11.24	H21.12.3	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 石垣加世田線	開示	土木部 道路維持課	
321	H21.11.24	H21.12.14	道路改築工事(妙見21-1工区)積算内訳書	一部開示	始良・伊佐地域振興局 建設部土木建築課	7条6号
322	H21.11.24	H21.12.14	道路改築工事(妙見21-1工区)積算内訳書	一部開示	始良・伊佐地域振興局 建設部土木建築課	7条6号
323	H21.11.24	H21.12.21	平成18年10月31日市街地再開発法第49条に基づき県知事が承認した「〇〇〇市街地再開発事業決算報告書」の清算人が民法第79条に基づき債権者に催告した公文書 〇〇〇協同組合の債権者は補償金を供託した平成6年度金、第308号、第309号及び脱退予告届に日付なく、金額空欄で提出させられた陳情第140号の〇〇〇	不開示	土木部 建築課	公文書不存在
324	H21.11.24	H21.12.21	〇〇〇市街地再開発組合決算報告書の承認について(伺い)	一部開示	土木部 建築課	7条1号, 2号, 4号
325	H21.11.24	H21.12.21	〇〇〇市街地再開発組合解散認可について(伺い)	一部開示	土木部 建築課	旧8条2号, 3号, 4号
326	H21.11.25	H21.12.8	一般国道58号(網野子バイパス)平面図	開示	大島支庁 瀬戸内事務所	
327	H21.11.26	H21.12.1	入札執行結果表(公表用)(19.8福山港改修工事外)	開示	始良・伊佐地域振興局 建設部建設総務課	
328	H21.11.26	H21.12.1	別紙「全部開示公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図	開示	土木部 道路維持課	
329	H21.11.26	H21.12.8	入札結果調書 1.高潮対策工事(馬場海岸1工区) 2.波見港改修(統合補助)工事(1工区) 3.垂水港改修(統合補助)工事(1工区) 4.海潟漁港広域漁港(特定)整備工事(2工区)	一部開示	大隅地域振興局 建設部建設総務課	7条1号, 6号
330	H21.11.26	H21.12.9	入札結果調書 1.鹿児島港廃棄物処理施設整備工事(合併) 5工区 2.中之島港改修工事(合併) 4工区 3.鹿児島港廃棄物処理施設整備工事 2工区	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	7条1号, 6号
331	H21.11.27	H21.11.30	平成20年3月7日入札の鹿児島湾地区広域漁場整備事業(2工区)に係る入札執行結果表	開示	林務水産部 漁港漁場課	
332	H21.11.27	H21.12.8	平成21年度産業廃棄物処理計画書(製造業に限る)及び平成20年度産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書(製造業に限る)	一部開示	環境部 廃棄物・リサイクル対策課	7条2号, 4号
333	H21.11.27	H21.12.9	平成21年11月20日「商政第275号」公文書不開示決定通知書の起案現議書(伺い)と添付書類の一切	一部開示	商工労働部 商工政策課	7条1号
334	H21.11.27	H21.12.21	〇〇〇市街地再開発組合決算報告書の承認について(伺い)	一部開示	土木部 建築課	7条1号, 2号, 4号
335	H21.11.27	H21.12.21	・平成18年度事業実績概要(貸借対照表・損益計算書) ・平成19年度事業実績概要(貸借対照表・損益計算書) ・平成21年3月期ないし直近の借入内訳 ・代表者の略歴 ・法人の概要(職員数・取引先等)	一部開示	鹿児島県住宅供給公社	7条6号, 公文書不存在

整理番号	請 求 日 年 月 日	決 定 日 年 月 日	公 文 書 の 名 称 等	決 定 内 容	事 務 担 当 課	不 開 示 理 由
336	H21.11.27	H21.12.24	鹿児島県に事業所を置く法人で化粧品製造業及び化粧品製造販売業の許可を持つ法人のリスト ※リストに記載を希望する項目 法人名, 事業所名, 事業所住所, 電話, FAX番号, 許可番号, 許可取得日	開示	保健福祉部 薬務課	
337	H21.11.27	H21.12.24	医薬品, 医薬部外品, 化粧品及び医療機器の製造販売業及び製造業の許可をしている企業の, 製造販売業の事務所又は製造所の名称, 所在地, 電話番号, 許認可名及び業者名	開示	保健福祉部 薬務課	
338	H21.11.30	H21.12.3	入札執行結果表(公表用)(19.西之表港改修工事)	開示	熊毛支庁 建設部建設課	
339	H21.11.30	H21.12.10	有限会社○○○が平成21年に申請した岩石採取計画認可申請書のうち使用土地目録及び岩石採取実測平面図	一部開示	大島支庁 総務企画部総務企画課	7条1号, 4号
340	H21.11.30	H21.12.16	株式会社○○○に係る○○○施設北側敷地の廃棄物に対する廃棄物・リサイクル対策課の調査結果, 指導及び処分関係資料	一部開示	環境部 廃棄物・リサイクル対策課	7条1号, 2号, 4号, 6号
341	H21.12.1	H21.12.3	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 国道504号, 志布志福山線	開示	土木部 道路維持課	
342	H21.12.2	H21.12.3	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 阿久根東郷線	開示	土木部 道路維持課	
343	H21.12.2	H21.12.3	○○○病院から平成19年3月期以降に決算届として県に提出された以下に関する書類 (平成19年3月期, 平成20年3月期, 平成21年3月期)	取下げ	保健福祉部 保健医療福祉課	
344	H21.12.2	H21.12.11	貸金業の規制等に関する法律第3条第1項の規定に基づき, ○○○こと○○○から申請のあった登録申請書	一部開示	商工労働部 経営金融課	7条1号, 2号, 4号
345	H21.12.2	H21.12.24	鹿児島県内で医療機器修理業許可を持つ業者の名称, 所在地, 修理区分, 許可番号	開示	保健福祉部 薬務課	
346	H21.12.2	H21.12.28	・鹿児島県管轄の薬局, 薬種商販売業, 一般販売業, 特例販売業, 店舗販売業, 卸売販売業, 配置販売業の許可業者一覧 (許可業種, 店舗名称, 店舗所在地, 店舗電話番号, 開設者名, 休止情報,) ※店舗販売業に関しては, 第1類医薬品の取扱いの有無, 薬剤師の有無, 管理者氏名, 管理者資格	開示	保健福祉部 薬務課	
347	H21.12.3	H21.12.3	県が実施, 保有する米以外の畑作物(野菜, 大豆等)のカドミウム含有量調査と, サンプル取得をした畑の土壌のカドミウム含有量調査にかかる一切の資料。最も新しい3か年分。	不開示	農政部 食の安全推進課	公文書不存在
348	H21.12.3	H21.12.9	以下の社会医療法人の事業報告書, 財産目録, 貸借対照表, 損益計算書 ・社会医療法人○○○(平成20年度分) ・社会医療法人○○○(平成20年度分) ・社会医療法人○○○(平成19年度分)	開示	保健福祉部 保健医療福祉課	
349	H21.12.3	H21.12.25	整備地決定となった現地調査の地質, 地下水, 水文, 温泉, 鉱床に関する調査報告書	一部開示	環境部 管理型処分場建設推進センター	7条1号, 2号
350	H21.12.4	H21.12.9	入札執行結果表(公表用)	開示	大島支庁 瀬戸内事務所	
351	H21.12.4	H22.1.15	平成20年の大口警察署(現伊佐警察署)による「司法書士法違反・土地家屋調査士法違反」事件において支出された ・犯罪捜査報償費(県費)に係る現金出納簿, 報償費総括表, 報償費支出伺, 支払精算書及び支払精算書の添付書類である領収書等 ・捜査費(国費)に係る現金出納簿, 捜査費総括表, 返納決議書, 返納決議書の添付書類である返納金領収書等, 捜査費支出伺, 支払精算書及び支払精算書の添付書類である領収書等	一部開示	警察本部警務部会計課	7条1号, 4号, 公文書不存在
352	H21.12.7	H21.12.15	・政治団体「○○○」に係る設立・異動届の提出書類全て ・平成18年分収支報告書に添付された領収書等 ・平成19年分収支報告書に添付された領収書等	一部開示	選挙管理委員会事務局	7条1号, 2号
353	H21.12.7	H21.12.16	貸金業法第3条第一項の規定に基づき, ○○○から申請のあった登録申請書	一部開示	大島支庁 総務企画部総務企画課	7条1号, 2号, 4号
354	H21.12.8	H21.12.9	鹿児島地域振興局建設部発注のH19年4月1日～H21年11月末までの予定価格5000万円以上の工事について 1:工事の予定価格と当初契約額, 最終契約額 2:変更契約の理由(変更があった場合) 3:執行額 が明らかになる公文書	取下げ	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	
355	H21.12.8	H21.12.9	南薩地域振興局建設部発注のH19年4月1日～H21年11月末までの予定価格5000万円以上の工事について 1:工事の予定価格と当初契約額, 最終契約額 2:変更契約の理由(変更があった場合) 3:執行額 が明らかになる公文書	取下げ	南薩地域振興局 建設部建設総務課	

整理番号	請求日 請年月日	決定日 決年月日	公文書 の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
356	H21.12.8	H21.12.9	北薩地域振興局建設部発注のH19年4月1日～H21年11月末までの予定価格5000万円以上の工事について 1:工事の予定価格と当初契約額, 最終契約額 2:変更契約の理由(変更があった場合) 3:執行額 が明らかになる公文書	取下げ	北薩地域振興局 建設部建設総務課	
357	H21.12.8	H21.12.9	北薩地域振興局建設部発注(甌島支所分)のH19年4月1日～H21年11月末までの予定価格5000万円以上の工事について 1:工事の予定価格と当初契約額, 最終契約額 2:変更契約の理由(変更があった場合) 3:執行額 が明らかになる公文書	取下げ	北薩地域振興局 建設部甌島支所	
358	H21.12.8	H21.12.9	始良・伊佐地域振興局建設部発注のH19年4月1日～H21年11月末までの予定価格5000万円以上の工事について 1:工事の予定価格と当初契約額, 最終契約額 2:変更契約の理由(変更があった場合) 3:執行額 が明らかになる公文書	取下げ	始良・伊佐地域振興局 建設部建設総務課	
359	H21.12.8	H21.12.9	大隅地域振興局建設部発注のH19年4月1日～H21年11月末までの予定価格5000万円以上の工事について 1:工事の予定価格と当初契約額, 最終契約額 2:変更契約の理由(変更があった場合) 3:執行額 が明らかになる公文書	取下げ	大隅地域振興局 建設部建設総務課	
360	H21.12.8	H21.12.9	熊毛支庁建設部発注のH19年4月1日～H21年11月末までの予定価格5000万円以上の工事について 1:工事の予定価格と当初契約額, 最終契約額 2:変更契約の理由(変更があった場合) 3:執行額 が明らかになる公文書	取下げ	熊毛支庁 建設部建設課	
361	H21.12.8	H21.12.9	熊毛支庁建設部発注(屋久島事務所)のH19年4月1日～H21年11月末までの予定価格5000万円以上の工事について 1:工事の予定価格と当初契約額, 最終契約額 2:変更契約の理由(変更があった場合) 3:執行額 が明らかになる公文書	取下げ	熊毛支庁 屋久島事務所	
362	H21.12.8	H21.12.9	大島支庁建設部発注のH19年4月1日～H21年11月末までの予定価格5000万円以上の工事について 1:工事の予定価格と当初契約額, 最終契約額 2:変更契約の理由(変更があった場合) 3:執行額 が明らかになる公文書	取下げ	大島支庁 建設部建設課	
363	H21.12.8	H21.12.9	大島支庁建設部発注(瀬戸内事務所)のH19年4月1日～H21年11月末までの予定価格5000万円以上の工事について 1:工事の予定価格と当初契約額, 最終契約額 2:変更契約の理由(変更があった場合) 3:執行額 が明らかになる公文書	取下げ	大島支庁 瀬戸内事務所	
364	H21.12.8	H21.12.9	大島支庁建設部発注(喜界事務所)のH19年4月1日～H21年11月末までの予定価格5000万円以上の工事について 1:工事の予定価格と当初契約額, 最終契約額 2:変更契約の理由(変更があった場合) 3:執行額 が明らかになる公文書	取下げ	大島支庁 喜界事務所	
365	H21.12.8	H21.12.9	大島支庁建設部発注(徳之島事務所)のH19年4月1日～H21年11月末までの予定価格5000万円以上の工事について 1:工事の予定価格と当初契約額, 最終契約額 2:変更契約の理由(変更があった場合) 3:執行額 が明らかになる公文書	取下げ	大島支庁 徳之島事務所	
366	H21.12.8	H21.12.9	大島支庁建設部発注(沖永良部事務所)のH19年4月1日～H21年11月末までの予定価格5000万円以上の工事について 1:工事の予定価格と当初契約額, 最終契約額 2:変更契約の理由(変更があった場合) 3:執行額 が明らかになる公文書	取下げ	大島支庁 沖永良部事務所	
367	H21.12.10	H21.12.28	認定番号順自動車運転代行業者名簿	開示	警察本部交通部交通企画課	
368	H21.12.10	H22.1.7	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 長島宮之浦港線	開示	土木部 道路維持課	
369	H21.12.11	H21.12.14	・平成21年度に県内の私立高校, 中学校を退学した生徒数とその理由が学校別にまとめられた表 ・鹿児島県内の私立高校の授業料・施設・設備費等の合計が学校別にわかる表を平成10年から21年まで	取下げ	総務部 学事法制課	

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
370	H21.12.11	H21.12.18	平成22年度鹿児島県公立学校教員等選考試験 (第1次試験) 筆記試験の問題及び解答 (第2次試験) 2次試験模擬授業指示カード 集団面接質問内容(養護教諭, 栄養教諭, 実習助手)	開示	教育庁教職員課	
371	H21.12.11	H21.12.28	農事組合法人〇〇〇より水質汚濁防止法に基づいて提出された届出書(鹿屋市〇〇〇)	一部開示	環境部 環境保全課	旧8条2号, 3号
372	H21.12.11	H22.1.7	財団法人〇〇〇の移行認定申請書一式及び同申請書に係る添付書類	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号, 4号
373	H21.12.14	H22.1.5	街路工事(東餅田21-1工区)積算内訳書	一部開示	始良・伊佐地域振興局 建設部土木建築課	7条6号
374	H21.12.15	H21.12.18	平成22年度鹿児島県公立学校教員等選考試験(2次試験) 集団面接質問内容(事務職員(図書館担当))	開示	教育庁教職員課	
375	H21.12.16	H21.12.16	〇〇〇の許可内容事項	開示	北薩地域振興局 保健福祉環境部衛生・環境課	
376	H21.12.17	H22.1.7	別紙「全部開示庫決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 野間島間港線	開示	土木部 道路維持課	
377	H21.12.18	H22.1.7	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 国道269号線, 鹿屋環状線	開示	土木部 道路維持課	
378	H21.12.18	H22.1.18	鹿児島県国民健康保険診療報酬審査委員会委員名簿(平成21年12月現在)	開示	保健福祉部 保健医療福祉課	
379	H21.12.21	H22.1.15	主要地方道 鹿児島川辺線 南九州川辺ダムIC～南九州神殿IC間 平面図(1/1,000～1/5,000)	開示	南薩地域振興局 建設部建設総務課	
380	H21.12.22	H22.1.4	東原大崎線外別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の縦覧用平面図及び位置図	開示	土木部 道路維持課	
381	H21.12.24	H22.1.6	石垣加世田線外別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図	開示	土木部 道路維持課	
382	H21.12.24	H22.1.7	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 名瀬瀬戸内線	開示	土木部 道路維持課	
383	H21.12.28	H22.1.25	旅行命令票, 出張復命書, 審査経過(不当労働行為事件カード), 争議調停事件(21(調)第6号)外3事件, 第578回公益委員会議出欠表	一部開示	労働委員会事務局総務課	7条1号, 2号
384	H21.12.28	H22.2.26	・平成19年度監査委員の旅行命令票 ・平成20年度監査委員の旅行命令票 ・平成21年度(12月分迄)監査委員の旅行命令票	一部開示	監査委員事務局監査第一課	7条1号, 4号
385	H22.1.5	H22.1.12	遊漁船業者登録名簿の一覧	開示	林務水産部 水産振興課	
386	H22.1.6	H22.1.26	財団法人〇〇〇の移行認定申請書一式及び同申請書に係る添付書類	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号, 4号
387	H22.1.6	H22.1.29	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 垂水大崎線	開示	土木部 道路維持課	
388	H22.1.7	H22.1.19	馬毛島における林地開発許可申請書の内, 申請書鑑, 履歴事項全部証明書, 事業計画書1～3, 第2号様式, 第3号様式, 集水区域図, 排水平面図, 周辺見取図, 現況図, 施設計画図, 収支計画書, 区域図 (平成19年8月13日及び平成20年10月6日申請分)	一部開示	熊毛支庁 農林水産部林務水産課	7条2号, 4号
389	H22.1.7	H22.3.8	平成21年11月1日から平成21年12月31日までに都市計画法に基づく開発行為における許可が下りた物件(※一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書・位置図・土地利用計画図。 変更許可も含む。	一部開示	土木部 建築課	7条1号, 2号
390	H22.1.8	H22.1.20	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般食堂・レストラン等)(旅館)(その他[固定店舗のみ])の要許可台帳一覧表(鹿児島市を除く県下全域) 但し, 平成21年10月1日から平成21年12月31日までに, 新規に営業許可の取得をしたもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
391	H22.1.12	H22.2.4	JAS法違反で県内の事業者に対する指導・処分などの記録(平成17年度から21年度分)	一部開示	農政部 食の安全推進課	7条1号, 2号, 4号
392	H22.1.13	H22.1.15	一般国道448号 船間道路(位置図, 計画平面図)	開示	大隅地域振興局 建設部土木建築課	
393	H22.1.14	H22.2.1	主要地方道名瀬瀬戸内線 平成21年度特殊改良事業(須古1工区)平面図	開示	大島支庁 瀬戸内事務所	
394	H22.1.14	H22.2.2	特定の15政治団体の平成20年の政治資金収支報告書に添付されている領収書等	一部開示	選挙管理委員会事務局	7条1号, 2号, 公文書不存在

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
395	H22.1.14	H22.2.4	〇〇〇の平成20年度政務調査費に係る収支報告書、事業実績報告書及び支出に係る領収書その他の証拠書類の写し	一部開示	議会事務局総務課	7条1号, 2号, 4号
396	H22.1.18	H22.1.29	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 国道267号	開示	土木部 道路維持課	
397	H22.1.19	H22.2.16	県単道路整備(交付金)工事(麓2工区)の本工事費内訳書	一部開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
398	H22.1.20	H22.2.8	平成21年10月1日から平成21年12月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の1面, 2面, 3面	開示	土木部 建築課	
399	H22.1.21	H22.1.26	入札結果調書(入札執行結果表(公表用)) 工事名等:19災1号中之島港災害復旧工事外58件	開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	
400	H22.1.21	H22.1.26	入札執行結果表(公表用)	開示	始良・伊佐地域振興局 建設部建設総務課	
401	H22.1.21	H22.2.22	関連医療法人(別添一覧表(1)~(159))の決算日 平成20年9月末~平成21年10月末に係る事業報告書, 財産目録, 貸借対照表, 損益計算書	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条2号, 4号
402	H22.1.22	H22.2.4	入札執行調書 志布志港改修工事(3工区)外6件 入札執行結果表(公表用) 志布志港港湾海岸浸食対策工事(1工区)外28件	一部開示	大隅地域振興局 建設部建設総務課	7条1号, 6号
403	H22.1.22	H22.2.17	林地開発打ち合わせ概要及び坂井地区の写真2点	一部開示	熊毛支庁 農林水産部林務水産課	7条1号, 2号
404	H22.1.22	H22.2.24	入札執行結果表	開示	大島支庁 沖永良部事務所	
405	H22.1.25	H22.1.26	地方自治法260条第1項の規定に基づく告示(町・字区域の新設・廃止, 又は町字区域の変更, 名称変更)のうち, 県事務処理の特例に関する条別表中, 「総務部1地方自治法に基づく事務」に掲げられた各市町村の告示, 届出書類(権限移譲受入市町村の告示した旨の報告書類)	開示	総務部 市町村課	
406	H22.1.25	H22.1.26	平成20年度港湾改修工事(工事国債1工区), 平成18年度港湾改修工事(1工区)及び平成18年度港湾改修工事(2工区)に係る入札執行結果表(公表用)	開示	大島支庁 喜界事務所	
407	H22.1.25	H22.1.27	入札執行結果表	開示	大島支庁 瀬戸内事務所	
408	H22.1.25	H22.1.27	入札執行結果表 工事名等:鹿児島湾地区広域漁場整備事業(1工区)外9件	開示	林務水産部 漁港漁場課	
409	H22.1.25	H22.1.28	平成21年度鹿児島県職員採用試験に係る公文書	開示	人事委員会事務局総務課	
410	H22.1.25	H22.2.1	平成21年12月に発生した薩摩川内市〇〇〇にある飲食店「〇〇〇」を原因施設とするノロウイルス食中毒事件における食中毒発生報告書	一部開示	始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部衛生・環境課	7条1号, 2号
411	H22.1.25	H22.2.1	入札執行結果表(公表用)	開示	熊毛支庁 建設部建設課	
412	H22.1.25	H22.2.1	入札執行結果表 工事名等:名瀬港改修(防災安全対策)工事(1工区)	開示	大島支庁 建設部建設課	
413	H22.1.25	H22.2.3	入札執行結果表(公表用) 工事名等:山川漁港広域漁港(一般)整備工事(2工区)外21件	開示	南薩地域振興局 建設部建設総務課	
414	H22.1.25	H22.2.5	平成18年度入札執行結果表(公表用) 平成19年度入札執行結果表(公表用)	開示	熊毛支庁 屋久島事務所	
415	H22.1.25	H22.2.15	・立地可能性等調査の報告書巻末資料 (地質及び地下水調査の井戸調査平面図, ボーリング柱状図, ポアホールカメラ展開画像解析データ)	一部開示	環境部 管理型処分場建設推進センター	7条1号, 公文書不存在
416	H22.1.26	H22.2.2	「〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇」の大規模小売店舗届出書のうち, 周辺見取図及び平面図兼配置図	開示	商工労働部 商工政策課	
417	H22.1.26	H22.2.2	医療法人〇〇〇の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの会計年度にかかる事業報告書, 財産目録, 貸借対照表, 損益計算書及び監査報告書。	取下げ	保健福祉部 保健医療福祉課	
418	H22.1.26	H22.2.15	平成18年度入札執行結果表(公表用)情報提供資料でも可 平成19年度入札執行結果表(公表用)	開示	北薩地域振興局 建設部飯島支所	
419	H22.1.27	H22.2.25	・配置従事者身分証明書の登録者名簿(業者別) (証明書番号, 登録販売者番号, 氏名, 住所, 生年月日, 保健所, 初年度登録日, 発行年月日, 有効期限, 許可番号, 業者名) ・配置販売業者の登録名簿 (許可番号, 業者名, 業者住所, 初年度登録日, 許可年月日, 有効期限, 業者電話番号, 管理者, 時期更新申請年月日)	開示	保健福祉部 業務課	
420	H22.1.27	H22.2.26	「異議申立書の補正等の回答について(伺い)」 (平成19年8月3日付け決裁)	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 2号

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
421	H22.1.28	H22.2.1	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 一般国道58号、長島宮之浦港線、野間島間港線、鹿屋環状線、一般国道269号、名瀬瀬戸内線	開示	土木部 道路維持課	
422	H22.1.28	H22.2.2	行政財産使用許可書(土地) (〇〇〇分)	開示	大島支庁 建設部建設課	
423	H22.1.28	H22.2.26	1.国が発表したとおりに「療養介護事業所」が病院であるなら医師法第19条が定める応招義務を守っている事を確認した記録文 2.療養介護と療養病床の違いを示す文書 3.脳卒中180日リハビリ制限を理由とする入院拒否に関する文書 4.国立南九州病院が生活保護法第50条と同じ規定になる旧身体障害者福祉法第50条が指定医療機関として守られていることを確認した立入検査記録	不開示	保健福祉部 保健医療福祉課	公文書不存在
424	H22.1.29	H22.2.3	1.下記対象団体の寄付金控除のための書類提出状況(各団体の寄付金控除申請者数、控除総額)が分かる文書 [下記対象団体の平成20年分政治資金収支報告書分] 2.下記対象団体に係る寄付金控除のための書類の写し 対象団体…〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一部開示	選挙管理委員会事務局	公文書不存在
425	H22.1.29	H22.2.23	1.県教委事務局及び県教委が任命権を持つ学校職員に係る懲戒処分一覧表 2.県教委事務局及び県立学校職員に係る訓告措置一覧表 ※1、2とも平成21年1月1日から平成21年12月31日までになされた処分等に係るもの	一部開示	教育庁教職員課	7条1号
426	H22.1.29	H22.2.26	県職員に対する処分(懲戒処分及び懲戒に至らない訓告や口頭での嚴重注意なども含む) (処分日、処分の内容、処分対象者の所属、役職、年齢、性別、処分対象となった事案の概要) ※平成21年1月1日～平成21年12月31日分	一部開示	総務部 人事課	7条1号
427	H22.1.29	H22.3.1	平成19年1月1日～平成21年12月31日までに県内医療機関において発生した医療事故等に係る医療機関からの報告書	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号、2号、4号
428	H22.2.1	H22.2.23	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 茎永上中線	開示	土木部 道路維持課	
429	H22.2.3	H22.2.3	平成20年1月16日売買、売主(有)〇〇〇の「公払法」の届出の確認。	取下げ	土木部 監理課	
430	H22.2.3	H22.2.9	国土利用計画法第23条の規定に基づく届出書(平成20年1月16日売買事案(買主:(株)〇〇〇 所在地:指宿市〇〇〇))	不開示	企画部 地域政策課	公文書不存在
431	H22.2.3	H22.2.18	別紙添付の土地建物平成19年4月2日及び平成19年9月10日に所有権移転された時の不動産取得税の納税確認	不開示	南薩地域振興局 総務企画部県税課	7条2号
432	H22.2.3	H22.2.18	別紙添付の土地建物が平成20年1月17日に所有権移転された時の不動産取得税の納税確認。	不開示	南薩地域振興局 総務企画部県税課	7条2号
433	H22.2.3	H22.3.4	財団法人〇〇〇が移行認定申請を行った際に提出した申請書類一式	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号、2号、4号
434	H22.2.3	H22.3.4	社団法人〇〇〇が移行認定申請を行った際に提出した申請書類一式	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号、2号、4号
435	H22.2.4	H22.2.8	平成15年度～平成21年度鹿児島県職員採用試験に係る公文書 中級[1次]教養・専門試験問題例題(平成15年度～平成21年度) 初級[1次]教養試験問題例題(平成15年度～平成21年度)	一部開示	人事委員会事務局総務課	7条6号
436	H22.2.4	H22.2.15	指名業者一覧表(公表用)	開示	大隅地域振興局 建設部建設総務課	
437	H22.2.4	H22.2.17	指名業者一覧表(公表用) 工事名:別紙一覧表のとおり	開示	南薩地域振興局 建設部建設総務課	
438	H22.2.4	H22.2.17	「鹿児島県土木部関係部所が発注した、平成20年度・21年度の法面工事関係指名業者一覧 指名年月日、入札日、工事名、指名業者等が判別できる書類」 ※「指名業者一覧表(公表用)」による開示とする。	開示	大島支庁 瀬戸内事務所	
439	H22.2.4	H22.2.18	指名業者一覧表(公表用)	開示	熊毛支庁 建設部建設課	
440	H22.2.4	H22.2.18	鹿児島県土木部関係部所が発注した、平成20年度・21年度の法面工事関係指名業者一覧 指名年月日、入札日、工事名、指名業者等が判別できる書類	開示	熊毛支庁 屋久島事務所	
441	H22.2.4	H22.2.19	平成20年度入札者指名決定業者一覧表(公表用) 平成21年度入札者指名決定業者一覧表(公表用)	開示	北薩地域振興局 建設部甌島支所	
442	H22.2.4	H22.2.19	鹿児島県土木部関係部所が発注した、平成20年度・21年度の法面工事関係指名業者一覧	開示	姶良・伊佐地域振興局 建設部建設総務課	
443	H22.2.4	H22.2.22	鹿児島県土木部関係部所が発注した、平成20年度・21年度の法面工事関係指名業者一覧	開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	
444	H22.2.4	H22.2.23	指名業者一覧表(公表用) 工事名等:別紙一覧表のとおり	開示	大島支庁 建設部建設課	

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
445	H22.2.4	H22.2.24	鹿児島県土木部関係部所が発注した、平成20年度・21年度の法面工事関係指名業者一覧 (指名年月日、入札日、工事名、指名業者等が判別できる書類)	開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	
446	H22.2.5	H22.2.8	県内事業者に対するJAS法違反事案(H22.1.1～1.31) (処分内容、処分日、対象となった事業者名、改善報告書など)	不開示	農政部 食の安全推進課	公文書不存在
447	H22.2.5	H22.2.23	以下の医療法人の事業報告書等のうち貸借対照表及び損益計算書 [平成20年度分] ・医療法人〇〇〇、医療法人〇〇〇、医療法人〇〇〇、医療法人〇〇〇、医療法人〇〇〇 [平成19年度及び平成20年度分] ・医療法人〇〇〇、医療法人〇〇〇、医療法人〇〇〇	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条2号、4号
448	H22.2.5	H22.2.26	平成20年度鹿児島県海面利用協議会議事録 海面利用協議会委員名簿	一部開示	林務水産部 水産振興課	7条1号、4号
449	H22.2.5	H22.2.26	平成20年度第7回鹿児島海区漁業調整委員会議事録 鹿児島海区漁業調整委員会委員名簿	開示	鹿児島海区漁業調整委員会	
450	H22.2.5	H22.3.5	社会福祉法人〇〇〇の社会福祉法人現況報告書(平成20年度分)	一部開示	保健福祉部 障害福祉課	7条1号、2号、4号
451	H22.2.9	H22.2.23	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 伊集院蒲生溝辺線、松元川辺線	開示	土木部 道路維持課	
452	H22.2.9	H22.2.26	平成20年度鹿児島県海面利用協議会議事録のうちアミのまき餌禁止指示に関わるもの	開示	林務水産部 水産振興課	
453	H22.2.9	H22.2.26	平成20年度第5回鹿児島海区漁業調整委員会議事録 平成20年度第6回鹿児島海区漁業調整委員会議事録 平成20年度第7回鹿児島海区漁業調整委員会議事録	開示	鹿児島海区漁業調整委員会	
454	H22.2.9	H22.3.8	県営中山間地域総合整備事業湧水地区委託20-10日添シカ柵 用地座標データ (内訳) 「用地図面」「基準点成果」「境界座標」「写真」	開示	始良・伊佐地域振興局 農林水産部農村整備課	
455	H22.2.12	H22.3.11	社会福祉施設概要報告書No.3の人事労務管理体制 資金収支計算書、資金収支予算・決算報告書 事業活動収支計算書 最新2回分	一部開示	大隅地域振興局 保健福祉環境部地域保健福祉課	7条1号、4号
456	H22.2.15	H22.2.19	県営住宅屋ヶ峯団地に係るボーリング調査結果のうち「柱状図」及び「調査位置図」	不開示	土木部 建築課	公文書不存在
457	H22.2.16	H22.2.23	建築士事務所登録一覧(1・2級) (平成21年2月6日以降平成22年2月15日までに登録したもの)	開示	土木部 建築課	
458	H22.2.16	H22.3.1	平成22年度鹿児島県公立学校教員等選考試験(1次試験) 筆記試験の問題及び解答 (2次試験) 2次試験模擬授業指示カード	開示	教育庁教職員課	
459	H22.2.17	H22.2.23	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 内之浦佐多線	開示	土木部 道路維持課	
460	H22.2.18	H22.3.9	10年前からの県社会福祉審議会障害者分科会の全メンバー	取下げ	保健福祉部 社会福祉課	
461	H22.2.18	H22.3.19	県立「ゆすの里」を県社会福祉事業団に委託した際、法で定められた競争入札にしないを随意契約にした正当な理由、誰が随意にしたか 具体者名を明らかにする文書	不開示	保健福祉部 障害福祉課	公文書不存在
462	H22.2.18	H22.3.19	1.国立南九州病院に対する旧法新法の入所施設の指定し得た正当なる理由を記載した文書 2.国立南九州病院に対する旧法新法の更正医療の指定し得た正当なる理由を記載した文書	不開示	保健福祉部 障害福祉課	公文書不存在
463	H22.2.18	H22.3.19	1.国立南九州病院に対して行った障害者自立支援法に基づく入所施設の指定(許可)の際、指定申請どおりになっているか事前に検証した期日、職員名、検証場所の記録文全文 2.指定後、指定どおりに運営されていることを確認した記録文全文 3.障害者自立支援法は1室4名までと定めてあるが、これを守っていることを確認した文書全文 4.入院用病棟を入所に變更してあるのに、医療法第7条第2項(に規定する用途変更手続きをせずに、医療法の検査、指定をしたこと、事後の検査で合格にしてきた正当な理由 5.国立南九州病院が指定を受けた入所施設は医療型であり、国からの通知では応招義務があるのに、重度のALSと筋ジス等患者のみを入所要件と設定した正当な理由 6.国立南九州病院の見取図と入所者定員 7.医療監視、入所施設検査は事前通知か抜打ちで行くのか。事前通知であればその目的と理由	一部開示	保健福祉部 障害福祉課	公文書不存在
464	H22.2.22	H22.3.11	畑地帯総合整備事業(担い手育成型)第四知名東部地区第2換地区「大島郡知名町〇〇〇」に係る「平成9年度一時利用指定図」及び「従前図」	一部開示	大島支庁 沖永良部事務所	旧8条2号
465	H22.2.24	H22.3.5	南薩縦貫道川辺道路(南九州川辺ダムIC～南九州神殿IC区間)の平面図(1/1,000)	開示	土木部 道路建設課	

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
466	H22.2.25	H22.3.10	社会福祉法人〇〇〇の 1.貸借対照表 2.財産目録 3.事業活動収支計算書 4.社会福祉法人現況報告書 (1~4について3期分)	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 2号, 4号
467	H22.2.25	H22.3.10	社会福祉法人〇〇〇の 1.貸借対照表 2.財産目録 3.事業活動収支計算書 4.社会福祉法人現況報告書 (1~4について直近3期分)	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条2号, 4号
468	H22.3.1	H22.3.26	平成19年度から平成22年2月28日までの火薬類輸入許可申請書, 火薬類輸入許可書及び火薬類輸入届出書	一部開示	危機管理局 消防保安課	7条1号, 2号, 4号
469	H22.3.2	H22.3.5	垂水大崎線外別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図	開示	土木部 道路維持課	
470	H22.3.2	H22.3.8	平成2年地域活性化対策緊急整備事業 鹿児島市新照院町(Ⅱ)-1治山事業工事台帳 (附表)	開示	鹿児島地域振興局 農林水産部農林水産総務課	
471	H22.3.4	H22.3.19	知事公舎の所在地	不開示	総務部 秘書課	7条1号
472	H22.3.4	H22.3.31	1.県立青少年研修施設が有料で泊めているのに、旅館業でないとの扱いをした根拠。 2.同じ研修施設でも老人用(なのはな館)は旅館業となっているのである。一貫性がない理由。	不開示	教育庁社会教育課	公文書不存在
473	H22.3.5	H22.3.17	医療法人〇〇〇の平成17年4月から平成22年3月5日までに提出された役員変更届及び添付書類(臨時社員総会議事録, 役員就任者の履歴書, 役員就任承諾書)	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号, 4号
474	H22.3.5	H22.4.1	クリーニング所開設届一覧	開示	保健福祉部 生活衛生課	
475	H22.3.8	H22.3.11	平成22年2月19日に落札決定した, 鹿児島地域振興局建設部発注の「床上浸水対策特別緊急工事(新川5工区)」の金入りの設計書(全ての対価表を含む)	取下げ	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	
476	H22.3.8	H22.3.17	平成22年度鹿児島県公立学校教員等選考試験(第1次試験)筆記試験問題(高等学校教科専門 福祉)及び解答 平成20年度鹿児島県公立学校教員等選考試験(第1次試験)筆記試験問題(高等学校教科専門 福祉)及び解答	開示	教育庁教職員課	
477	H22.3.8	H22.3.24	両有料老人ホームの設置者である有限会社 〇〇〇の第1期(自平成16年4月1日～至平成17年3月31日)決算報告書(〇〇〇分)及び第4期(自平成19年4月1日～至平成20年3月31日)決算報告書(〇〇〇分)	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条2号, 4号
478	H22.3.8	H22.4.2	県単道路整備(交付金)工事(麓2工区)の本工事費内訳書	一部開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
479	H22.3.8	H22.4.6	平成11年度 特殊改良工事(丸山1工区)工事設計図書中での 1.着工前写真1枚・(工事場所付近遠景)完成写真2枚・(工事場所付近遠景の完成部分)・(工事完成全景) 2.簡易弾性波試験調査報告書及び写真報告書3枚・(表紙, 調査位置図, 測定結果表)写真2枚・岩盤判定状況写真(工事現場付近)・岩盤判定状況簡易弾性波試験写真(工事現場付近)	開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	
480	H22.3.9	H22.3.23	平成22年2月22日に落札決定した, 始良・伊佐地域振興局建設部発注の「始良病院院内通路移設工事(2工区)(債務)」の金入りの設計書(全ての対価表を含む)	一部開示	始良・伊佐地域振興局 建設部土木建築課	7条6号
481	H22.3.9	H22.3.25	平成11年度受託土木事業鶴丸城跡保全石垣現況調査委託報告書の61頁から66頁及び73頁から79頁	開示	総務部 歴史資料センター黎明館	
482	H22.3.9	H22.4.7	薬局機能情報で報告のある薬局名, 所在地, 開設者名, 管理者名, 薬剤師数, 認定薬剤師数	開示	保健福祉部 薬務課	
483	H22.3.10	H22.3.16	温泉台帳(鹿児島市〇〇〇に関するもの)	一部開示	保健福祉部 生活衛生課	7条1号, 2号, 4号
484	H22.3.10	H22.3.17	平成6年度振興山村・過疎地域経営改善資金貸付に係る農林漁業経営改善計画の認定申請書類(申請者:〇〇〇(有))	一部開示	南薩地域振興局 農林水産部指宿支所	7条1号, 2号
485	H22.3.10	H22.3.31	2006年1月1日～現在までで, 新規に開設または廃止になった診療所(医科・歯科)リスト 項目:名称, 住所, 電話番号, 診療科目, 日付(開設及び廃止の日付)	取下げ	保健福祉部 保健医療福祉課	

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
486	H22.3.11	H22.3.24	1.平成21年12月31日現在、選挙管理委員会に届出のある全政治団体(政党支部含む)の「名称」、「代表者名」、「会計責任者」、「主たる事務所の所在地」、「資金管理団体の有無」、「国会議員関係政治団体の届出の有無」が明記されている一覧になっているもの。 2.平成21年中に新たに設立の届出があった全政治団体(政党支部を含む)の「名称」、「代表者名」、「会計責任者」、「主たる事務所の所在地」が明記された一覧になっているもの。 3.平成21年中に解散の届出があった全政治団体(政党支部を含む)の「解散時の名称」、「代表者名」、「会計責任者」、「主たる事務所の所在地」が明記された一覧になっているもの。	開示	選挙管理委員会事務局	
487	H22.3.12	H22.3.31	「介護保険施設等監査結果報告書」 (平成20年10月10日付け報告)	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号
488	H22.3.15	H22.4.14	鹿児島県下の全地域振興局における”地すべり防止区域””砂防指定地””海岸保全区域”の区域がわかる管内図	開示	土木部 監理課	
489	H22.3.16	H22.3.17	食品衛生法に基づく清涼飲料水製造業の要許可台帳一覧表(鹿児島市を除く県下全域)	開示	保健福祉部 生活衛生課	
490	H22.3.16	H22.4.9	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 末吉財部線、光神山諏訪方線	開示	土木部 道路維持課	
491	H22.3.18	H22.4.15	鹿児島市鼓川町〇〇〇-〇〇〇隣接の急傾斜危険地帯の工事に関する許可申請及び許可証	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	7条1号, 4号
492	H22.3.23	H22.3.26	平成22年1月1日から平成22年2月28日までに都市計画法に基づく開発行為における許可が下りた物件(※一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする、開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書・位置図・土地利用計画図。 ※変更許可も含む	一部開示	土木部 建築課	7条1号, 2号, 4号
493	H22.3.23	H22.4.9	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 国道58号	開示	土木部 道路維持課	
494	H22.3.24	H22.3.31	平成22年度県建設工事入札参加資格者格付一覧表	開示	土木部 監理課	
495	H22.3.25	H22.3.29	平成19年度水道統計に係る平成19年度専用水道調査表(様式4)	開示	保健福祉部 生活衛生課	
496	H22.3.25	H22.4.9	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 柿ノ木志布志線	開示	土木部 道路維持課	
497	H22.3.25	H22.4.23	社会福祉法人〇〇〇の平成18年度から平成20年度までの貸借対照表、財産目録、事業活動収支計算書及び事業概況書	開示	保健福祉部 障害福祉課	
498	H22.3.26	H22.3.29	鹿児島県准看護師試験問題・解答(平成21年度分)	開示	保健福祉部 保健医療福祉課	
499	H22.3.30	H22.4.22	1.環境省から補助金を貰うための助成要件書類を全て開示願います。	取下げ	環境部 管理型処分場建設推進センター	
500	H22.3.31	H22.4.13	〇〇〇(株)の岩石採取計画認可申請書(平成19年度)のうち、採取計画の区域がわかる平面図	開示	商工労働部 商工政策課	
501	H22.3.31	H22.4.14	平成19年度定期賦課に係るグリーン化税制(重課)調定額 平成20年度定期賦課に係るグリーン化税制(重課)調定額	一部開示	総務部 税務課	公文書不存在
502	H22.3.31	H22.4.26	学校法人〇〇〇から提出された平成18年度、平成19年度及び平成20年度の貸借対照表、借入金明細表、基本金明細表、資金収支計算書、消費収支計算書	一部開示	総務部 学事法制課	7条2号

(2) 鹿児島県情報公開条例

(平成12年12月26日鹿児島県条例第113号)
(平成14年10月15日鹿児島県条例第66号)
(平成16年3月26日鹿児島県条例第10号)
(平成16年10月8日鹿児島県条例第55号)
(平成16年12月24日鹿児島県条例第68号)
(平成17年12月26日鹿児島県条例第102号・104号)
(平成18年10月17日鹿児島県条例第60号)
(平成19年7月6日鹿児島県条例第35号)

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 公文書の開示（第5条—第18条）
- 第3章 不服申立て等（第18条の2—第21条）
- 第4章 情報公開施策の推進（第22条—第27条）
- 第5章 雑則（第28条—第31条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を確保し、県民参加による公正で開かれた県政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び県立病院事業管理者並びに鹿児島県住宅供給公社、鹿児島県道路公社及び鹿児島県土地開発公社をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（鹿児島県住宅供給公社、鹿児島県道路公社及び鹿児島県土地開発公社（以下「公社」と総称する。）にあっては、役員を含む。以下この項において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 図書館、博物館その他これらに類する施設において、一般の利用に供することを目的として保管されているもの

（解釈及び運用）

第3条 実施機関は、公文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をしなければならない。

（適正な請求及び使用）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとする者は、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の開示

（開示請求権）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有

する公文書の開示を請求することができる。

(開示請求の手続)

第6条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))及び公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 法令若しくは条例の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある内閣総理大臣、各省大臣その他国の機関の明示の指示により公にすることができない情報

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 県の機関，国の機関，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であつて，公にすることにより，次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査，検査，取締り，試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，県，国，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県，国若しくは他の地方公共団体が経営する企業，独立行政法人等，地方独立行政法人又は公社に係る事業に関し，その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第8条 実施機関は，開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において，不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは，開示請求者に対し，当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし，当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは，この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において，当該情報のうち，氏名，生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより，公にしても，個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは，当該部分を除いた部分は，同号の情報に含まれないものとみなして，前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は，開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第3号の情報を除く。）が記録されている場合であっても，公益上特に必要があると認めるときは，開示請求者に対し，当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し，当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで，不開示情報を開示することとなるときは，実施機関は，当該公文書の存否を明らかにしないで，当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関は，開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは，その旨の決定をし，開示請求者に対し，その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は，開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は，開示をしない旨の決定をし，開示請求者に対し，その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は，前2項の決定（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）をしたときは，当該各項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。

この場合において，当該公文書の全部又は一部が第7条各号に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは，その期日を付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第12条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は，開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし，第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては，当該補正に要した日数は，当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず，実施機関は，事務処理上の困難その他正当な理由があるときは，同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において，実施機関は，開示請求者に対し，遅滞なく，延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため，開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずる

おそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については当該期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について開示決定等をする期限
(事案の移送)

第14条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 開示請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び開示請求者以外の者(以下この条、第20条及び第21条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、規則で定めるところにより通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第19条及び第20条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第16条 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあっては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 開示決定に基づき公文書の開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の規則で定める事項を申し出なければならない。
- 3 前項の規定による申出は、第11条第1項に規定する通知があった日から30日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
- 4 開示決定に基づき公文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から30日以内の限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(法令等による開示の実施との調整)

第17条 実施機関は、法令又は他の条例の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（費用の負担）

第18条 開示請求をして文書又は図画（これらの写しを含む。）の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

2 開示請求をして電磁的記録の開示（閲覧に準ずるものとして規則で定めるものを除く。）を受ける者は、当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

第3章 不服申立て等

（公社に対する異議申立て）

第18条の2 公社がした開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該公社に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てをすることができる。

（審査会への諮問）

第19条 開示決定等について行政不服審査法による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第21条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（諮問をした旨の通知）

第20条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 情報公開施策の推進

（情報公開施策の推進）

第22条 県は、県政に関する正確で分かりやすい情報を県民が迅速かつ容易に得られるよう、第2章に定める公文書の開示のほか、情報提供施策及び情報収集活動の充実を図り、情報公開施策の推進に努めるものとする。

（情報提供施策の充実）

第23条 県は、報道機関への情報の提供及び広報誌その他の手段による広報の充実を図り、広報活動を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 県は、県民の利用に供することを目的として作成し、又は収集した刊行物その他の資料について、閲覧等のための施設の充実及び目録の整備に努めるものとする。

3 県は、前2項に定めるもののほか、情報の所在の案内等情報の提供機能の充実を図り、

情報提供施策の充実に努めるものとする。

(情報収集活動の充実)

第24条 県は、県民が必要とする情報を的確に把握するため、広聴活動その他の情報収集活動の充実に努めるものとする。

(会議の公開)

第25条 実施機関の附属機関その他これに類するものは、その会議（法令又は条例の規定により公開することができないとされている会議を除く。）を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 不開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う場合

(2) 公開することにより、公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合
(出資法人の情報公開)

第26条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人（公社を除く。）であって実施機関が定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の性格及び業務内容に応じ、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第27条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、その管理する公の施設の管理に係る情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

第5章 雑則

(公文書の管理)

第28条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、規則で定めるところにより公文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

3 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(運用状況の公表)

第29条 知事は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(適用除外)

第30条 法令の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定を適用しないこととされている公文書については、この条例の規定は、適用しない。

(規則への委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項（公安委員会及び警察本部長に係る部分に限る。）及び附則第2項第3号の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鹿児島県情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、次に掲げる公文書については、適用しない。

(1) 平成13年4月1日前に実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。）の職員が作成し、又は取得した公文書（改正前の鹿児島県情報公開条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項に規定する公文書等（以下単に「公文書等」という。）を除く。）

(2) 平成11年7月1日前に実施機関（議会に限る。）の職員が作成し、又は取得した公

文書（公文書等に限る。）

(3) 前項ただし書の規則で定める日前に実施機関（公安委員会及び警察本部長に限る。）の職員が作成し、又は取得した公文書

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書等については、新条例第7条の規定にかかわらず、旧条例第8条の規定は、なおその効力を有する。

4 この条例の施行の際現になされている旧条例第6条の規定による開示の請求は、新条例第6条の規定による開示の請求とみなす。

5 この条例の施行の際現になされている旧条例第12条に規定する不服申立ては、新条例第19条に規定する不服申立てとみなす。

6 前2項に規定するもののほか、施行日前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例の相当の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

7 旧条例第13条第1項の規定により置かれた鹿児島県公文書等開示審査会は、新条例第22条の規定により置かれた審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

8 この条例の施行の際現に旧条例第13条第3項の規定により鹿児島県公文書等開示審査会の委員に任命されている者は、施行日に新条例第24条第1項の規定により審査会の委員に任命されたものとみなし、その任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成15年11月30日までとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の鹿児島県情報公開条例第7条及び第15条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書について適用し、同日前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の鹿児島県情報公開条例の規定は、平成14年4月1日前に公社（同条例第2条第2項に規定する公社をいう。）の役員及び職員が作成し、又は取得した公文書（同項に規定する公文書をいう。）については、適用しない。

附 則

この条例は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

第2 個人情報保護制度

1 個人情報取扱事務の登録状況

個人情報取扱事務とは、個人情報取扱事務とは、実施機関が行う個人情報を取り扱う事務のうち、特定の個人を検索することができるように個人情報が記録された公文書を使用するものをいいます。

平成21年度末の個人情報取扱事務の登録件数は、1,388件となっており、個人情報取扱事務の登録簿は、県政情報センター及び当該事務を所管する各所属に備え置いて一般の閲覧に供しています。

平成21年度個人情報取扱事務の登録件数

(平成22年3月31日現在)

実施機関	事務登録数	事務区分及び件数				
		全庁 共通事務	出先機関 共通事務	所属固有事務 本庁	出先機関	
知事	総務部	178	20	23	111	24
	企画部	32	1	0	31	0
	環境部	41	0	2	39	0
	保健福祉部	327	1	85	205	36
	商工労働部	80	3	6	62	9
	農政部	129	1	40	80	8
	林務水産部	77	1	20	55	1
	土木部	168	4	67	97	0
	危機管理局	13	0	1	12	0
	出納局	11	1	0	10	0
	鹿児島地域振興局	4	0	0	0	4
	南薩地域振興局	0	0	0	0	0
	北薩地域振興局	1	0	0	0	1
	始良・伊佐地域振興局	0	0	0	0	0
	大隅地域振興局	0	0	0	0	0
	熊毛支庁	0	0	0	0	0
	大島支庁	10	0	0	0	10
	工業用水道部	0	0	0	0	0
計	1,071	32	244	702	93	
議会	7	2	0	5	0	
教育委員会	123	14	41	65	3	
選挙管理委員会	18	0	0	18	0	
人事委員会	0	0	0	0	0	
監査委員	4	1	0	3	0	
公安委員会	4	4	0	0	0	
警察本部長	137	13	55	69	0	
労働委員会	3	0	0	3	0	
収用委員会	3	0	0	3	0	
海区漁業調整委員会	4	0	0	4	0	
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	
県立病院事業管理者	14	0	9	1	4	
合計	1,388	66	349	873	100	

注1 「全庁共通事務」とは、本庁の課（室）と出先機関において共通の内容で実施している個人情報取扱事務を示します。（現にすべての所属では実施していないが、特定又は複数の部局で実施しているものも、この区分に該当します。）

2 「出先機関共通事務」とは、出先機関が実施している個人情報取扱事務であって、複数の出先機関において共通の内容で実施しているものを示します。

3 「所属固有事務」とは、全庁共通事務又は出先機関共通事務のいずれにも該当しない個人情報取扱事務であって、本庁の1課（室）又は1出先機関のみで実施しているものを示します。

2 保有個人情報の開示請求等の状況

(1) 保有個人情報の開示請求等の状況

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

実施機関	請求 件数	左の処理状況				開 示 請 求 の 主 な 内 容	
		開示	一部開示	不開示	その他		
知 事	総 務 部	0	0	0	0	0	
	企 画 部	0	0	0	0	0	
	環 境 部	0	0	0	0	0	
	保 健 福 祉 部	7	2	3	2	0	苦情・相談関係
	商 工 労 働 部	1	0	1	0	0	
	農 政	1	0	0	1	0	
	林 務 水 産 部	0	0	0	0	0	
	土 木 部	0	0	0	0	0	
	危 機 管 理 局	0	0	0	0	0	
	出 納 局	0	0	0	0	0	
	鹿 児 島 地 域 振 興 局	0	0	0	0	0	
	南 薩 地 域 振 興 局	0	0	0	0	0	
	北 薩 地 域 振 興 局	0	0	0	0	0	
	始 良 ・ 伊 佐 地 域 振 興 局	0	0	0	0	0	
	大 隅 地 域 振 興 局	5	1	0	4	0	申請手続き関係
	熊 毛 支 庁	0	0	0	0	0	
	大 島 支 庁	2	0	2	0	0	
	工 業 用 水 道 部	0	0	0	0	0	
	計	16	3	6	7	0	
議 会	0	0	0	0	0		
教 育 委 員 会	3	0	2	1	0		
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0		
人 事 委 員 会	2	2	0	0	0		
監 査 委 員	0	0	0	0	0		
公 安 委 員 会	0	0	0	0	0		
警 察 本 部 長	13	0	11	2	0	苦情・相談関係	
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0		
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0		
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0		
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0		
県 立 病 院 事 業 管 理 者	0	0	0	0	0		
合 計	34	5	19	10	0		

(2) 開示請求等の特例に係る開示申出（簡易開示）の状況

簡易開示とは、実施機関があらかじめ定めた一定の個人情報について、書面によらずに口頭等の簡易な方法による開示申出を受け、請求者本人であることを確認のうえ、その場で一定の方法により開示するもので、実施機関はあらかじめ定めた開示事項の内容等を告示することとなっています。

簡易開示の対象となる個人情報は、県職員採用試験、県立高等学校の入学試験、各種資格試験等の結果（得点、順位等）です。

平成 21 年度の簡易開示の処理状況は次のとおりです。

実施機関	試験数	受験者数	開示件数
知事	19 試験	8,093 名	140 件
教育委員会	5 試験	14,838 名	3,884 件
人事委員会	7 試験	2,659 名	194 件
県立病院事業管理者	1 試験	122 名	0 件
合計	32 試験	25,712 名	4,218 件

3 保有個人情報の訂正請求の状況

保有個人情報の訂正請求とは、開示を受けた方が自己の保有個人情報に事実に関する誤りがあると認めるときには、実施機関に対し、その訂正（追加又は削除を含みます。）を請求することができるものです。

平成 21 年度の保有個人情報訂正請求の状況については、警察本部長に 4 件の請求があり、いずれも不訂正の処理となっております。

4 保有個人情報の利用停止請求の状況

保有個人情報の利用停止請求とは、開示を受けた方が自己の保有個人情報が不適切に取り扱われていると認めるときには、実施機関に対し、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができるものです。

平成 21 年度の保有個人情報訂正請求の状況については、警察本部長に 4 件の請求があり、いずれも利用不停止の処理となっております。

5 不服申立ての状況

開示請求，訂正請求又は利用停止請求に対する実施機関の決定に不服がある請求者は，行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づき，不服申立てを行うことができます。

平成 21 年度に行政不服審査法に基づく不服申し立て（異議申立て又は審査請求）がなされた件数は 12 件で，平成 22 年 3 月 31 日現在，すべて処理中となっています。

また，条例施行以来，平成 21 年度までに不服申立てがなされた件数は，40 件となりました。

(1)年次別不服申立件数

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

年 度	不服申立 件 数	決定又は裁決				取下げ	処理中
		却下	棄却	認容			
				全部	一部		
平成 15 年度～ 平成 19 年度	12	1	10	0	0	1	0
平成 20 年度	16	0	4	0	0	0	12
平成 21 年度	12	0	0	0	0	0	12
合 計	40	1	14	0	0	1	24

※ 「決定又は裁決」欄は，当該年度になされた不服申立案件に対するそれぞれの対応を示す。

(2) 不服申立ての概要（平成 21 年度の申立て事案に限る。）

番号	不服申立 年 月 日	請求の内容	事 務 担 当 課	原 決 定	審 査 会		決定又は裁決年月日 決定又は裁決の内容
				年 月 日 決 定 状 況	理 由	諮 問 年 月 日 答 申 年 月 日	
1	21.4.20	保有個人情報の訂正請求 平成 20 年 10 月 31 日付け子ども第 506 号保有個人情報一部開示決定通知書で開示された保有個人情報に係る訂正請求	保健福祉部 子ども福祉課	21.4.8 保有個人情報不訂正	訂正請求になじまない	21.5.18 (諮問保第 27 号)	
2	21.4.20	保有個人情報の利用停止請求 平成 20 年 10 月 31 日付け子ども第 506 号保有個人情報一部開示決定通知書において開示された保有個人情報に係る利用停止請求	保健福祉部 子ども福祉課	21.4.8 保有個人情報利用不停止	利用目的以外の目的で利用しているとは認められないほか。	21.5.18 (諮問保第 28 号)	
3	21.6.23	保有個人情報の開示請求 介護保険課が開示請求者に対し，「処分理由説明平成 21 年 3 月 6 日付介保第 454 号で「実施機関は異議申立人から提出された挙証書類により異議申立人の氏名の事実を確認し」と説明している通り開示請求者が平成 18 年 2 月 23 日以降平成 21 年 3 月 6 日の間に介護保険課へファックス発信，手渡し，または郵送した書面において介護保険課が取得したその書面，挙証書類でその発信者，提出者たる開示請求者の個人情報で①「OO」で提出したとし，介護保険課が取得したその開示請求者の個人情報たる公文書，挙証書類。②「OO」で提出したとし，介護保険課が取得したその開示請求者の個人情報たる公文書，挙証書類。」	保健福祉部 介護福祉課	21.6.15 保有個人情報不開示	不存在	21.7.24 (諮問保第 29 号)	

番号	不服申立 年 月 日	請求の内容	事 務 担 当 課	原 決 定 審 査 会			決定又は裁決年月日 決定又は裁決の内容
				年 月 日 決定状況	理 由	諮 問 年 月 日 答 申 内 容	
4	21.7.17	保有個人情報の訂正請求 平成21年1月9日付け鹿相第1号保有個人情報一部開示決定通知書で開示された保有個人情報に係る訂正請求	警察本部 相談広報課	21.5.20 保有個人情報不訂正	訂正請求に理由がない	21.8.4 (諮問保第30号)	
5	21.7.17	保有個人情報の利用停止請求 平成21年1月9日付け鹿相第1号保有個人情報一部開示決定通知書で開示された保有個人情報に係る利用停止請求	警察本部 相談広報課	21.5.20 保有個人情報利用不停止	適法に取得し利用目的外の利用はない	21.8.4 (諮問保第31号)	
6	21.7.17	保有個人情報の訂正請求 平成21年1月9日付け鹿生企第6号保有個人情報一部開示決定通知書で開示された保有個人情報に係る訂正請求	警察本部 生活安全企画課	21.5.20 保有個人情報不訂正	訂正請求に理由がない	21.8.4 (諮問保第32号)	
7	21.7.17	保有個人情報の利用停止請求 平成21年1月9日付け鹿生企第6号保有個人情報一部開示決定通知書で開示された保有個人情報に係る利用停止請求	警察本部 生活安全企画課	21.5.20 保有個人情報利用不停止	適法に取得し利用目的外の利用はない	21.8.4 (諮問保第33号)	
8	21.7.29	保有個人情報の開示請求 平成20年5月2日、あなたが110番通報した内容を記録した「緊急通報処理票」中のあなたに関する情報	警察本部 地域課	21.5.29 保有個人情報一部開示	第三者情報 公共安全等情報	21.8.19 (諮問保第34号)	
9	21.7.29	保有個人情報の開示請求 平成20年5月2日、あなたが110番通報したことに関する「活動記録簿」及び「応急事件処理簿」等の中のあなたに関する情報	警察本部 地域課	21.5.29 保有個人情報一部開示	第三者情報 公共安全等情報	21.8.19 (諮問保第35号)	
10	21.9.29	保有個人情報の開示請求 (1) 平成19年5月10日付及び平成19年6月12日付で〇〇の行政処分につき〇〇宛てに書面にて申し立てられたその異議申立ての内容を、知事本人が把握し、対応し、自らの権限を用いて結果を出したことが判明しうる書面。 (2) 平成19年6月11日に、介護保険課〇〇が、電話で「明日」一県民の住所地まで「出向いて説明をしたい」と決裁をされたその一県民の住所地に出向くために発した復命書	保健福祉部 介護福祉課	21.8.7 保有個人情報不開示	不存在	21.10.30 (諮問保第36号)	
11	22.2.18	保有個人情報の開示請求 あなたが警察に相談した内容が記載された苦情相談等事案処理票の中のあなたに関する情報（平成20年12月11日～平成21年11月16日まで）	警察本部 相談広報課	21.12.15 保有個人情報一部開示	第三者情報	22.3.16 (諮問保第37号)	
12	22.2.18	保有個人情報の開示請求 平成20年11月17日、あなたが110番通報したことに関する緊急通報処理票及び活動記録簿中のあなたに関する情報	警察本部 地域課	21.12.15 保有個人情報一部開示	公共安全等情報 事務事業情報	22.3.16 (諮問保第38号)	

資 料

- (1) 保有個人情報の開示請求の内容及び処理状況一覧表
- (2) 簡易開示実施状況一覧
- (3) 鹿児島県個人情報保護条例

(1) 保有個人情報の開示請求の内容及び処理状況

整理番号	受付年月日	請求内容	決定内容	事務担当課等	不開示該当条項
1	H21.4.1	平成20年2月以降のあなたが含まれる県職員との話し合いの記録、報告	一部開示	大島支庁建設課	13条2号,7号
2	H21.4.30	平成20年5月2日、あなたが110番通報した内容を記録した「緊急通報処理票」中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部地域課	13条2号,5号
3	H21.4.30	平成20年5月2日、あなたが110番通報したことに係る「応訴処理簿」、「活動記録簿」及び「応急事件処理簿」等の中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部地域課	13条2号,5号
4	H21.5.7	介護保険課が取得したその開示請求者の個人情報たる公文書、挙証書類	不開示	介護福祉課	文書不存在
5	H21.5.20	①あなたが行った戦没者の遺族に対する特別弔慰金請求に対する、県の却下裁定に係るあなたの情報 ②〇〇〇が行った戦没者の遺族に対する特別弔慰金請求に係るあなたの情報	一部開示	社会福祉課	13条2号
6	H21.5.22	県営〇〇〇地区土地改良事業の施行申請手続きに係る同意書のうち、あなたがその事業の施行に同意し、署名、押印した部分	不開示	大隅地域振興局農村整備課	文書不存在
7	H21.5.22	県営〇〇〇地区土地改良事業の計画変更手続きに係る同意書のうち、あなたがその事業の施行に同意し、署名、押印した部分	不開示	大隅地域振興局農村整備課	文書不存在
8	H21.5.22	県営〇〇〇地区土地改良事業の施行申請手続きに係る同意書のうち、あなたがその事業の施行に同意し、署名、押印した部分	不開示	大隅地域振興局農村整備課	文書不存在
9	H21.5.22	県営〇〇〇地区土地改良事業の計画変更手続きに係る同意書のうち、あなたがその事業の施行に同意し、署名、押印した部分	不開示	大隅地域振興局農村整備課	文書不存在
10	H21.6.8	戦没者の遺族に対する特別弔慰金の請求同意書に記載されているあなたの情報	全部開示	社会福祉課	
11	H21.6.15	県営〇〇〇地区土地改良事業の計画変更手続きに係る同意書のうち、あなたがその事業の施行に同意し、署名、押印した部分	不開示	大隅地域振興局農村整備課	文書不存在
12	H21.6.29	平成19年9月13日、あなたが〇〇〇警察署へDV相談したときに作成された「配偶者からの暴力相談等対応票」の中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部生活安全企画課	13条2号
13	H21.7.8	①開示請求者が書面にて申し立てた異議申立ての内容を、知事本人が把握し、開示請求者に対応し、自らの権限を用いて結果を出したことが判明し得る書面 ②平成19年6月11日の開示請求者住宅地に出向くために発した復命書	不開示	介護福祉課	文書不存在
14	H21.7.8	調査結果報告書中の〇〇〇に関する情報	一部開示	教育委員会教職員課	13条2号
15	H21.7.21	特殊農地保全整備事業の関する出張に係る出張復命書	全部開示	大隅地域振興局農村整備課	
16	H21.7.15	平成20年度鹿児島県公立高等学校入学選抜学力検査における〇〇〇の調査書	一部開示	教育委員会高校教育課	13条2号
17	H21.8.31	平成20年7月2日、あなたがいやがらせを受けた件について相談した内容を記載した文書の中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部生活安全企画課	13条2号,5号
18	H21.9.28	平成17年8月10日に行われたあなたに対する事実確認の答えが記載された事実確認記録	不開示	教育委員会教職員課	文書不存在

整理番号	受付年月日	請求内容	決定内容	事務担当課等	不開示該当条項
19	H21.11.16	平成20年11月17日、あなたが110番通報したことに関する応訴処理簿及び応急事件処理簿の中のあなたに関する情報	不開示	警察本部 地域課	文書不存在
20	H21.11.16	平成20年11月17日、あなたが110番通報したことに関する緊急通報処理票及び活動記録簿中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部 地域課	13条5号, 7号
21	H21.11.16	あなたが警察に相談した内容が記載された苦情相談等事案処理票の中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部 相談広報課	13条2号
22	H21.11.16	平成21年度民間企業等職務経験者職員採用試験第2次試験結果	全部開示	人事委員会 総務課	
23	H22.11.20	平成12年9月2日、現場臨場したことに関し、その処理状況等が記載してある「応急事件処理簿」中のあなたに関する情報及びあなたを撮影した写真	一部開示	警察本部 捜査一課	13条2号, 5号
24	H21.12.15	平成21年度鹿児島県職員採用中級試験第一次試験結果及び第二次試験結果	全部開示	人事委員会 総務課	
25	H21.12.15	平成21年度介護支援専門員実務研修受講試験におけるあなたの得点	一部開示	介護福祉課	文書不存在
26	H22.1.15	あなたが嫌がらせを受けた件について、あなたが警察に相談した内容を記載した苦情・相談等事案処理票中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部 相談広報課	13条2号
27	H22.1.26	あなたが警察に相談した内容を記載した苦情・相談等事案処理票中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部 相談広報課	13条2号
28	H22.1.27	開示請求者が書面にて申立てた異議申立ての内容を、介護保険課課長が把握し、開示請求者に対応し、課長自らの権限を用いて決裁したことが判明しうる書面	全部開示	介護福祉課	
29	H22.2.10	平成21年度前期技能検定試験におけるあなたの可否及び試験結果	一部開示	雇用労政課	13条2号, 5号
30	H22.2.25	あなたがDV相談したときに作成された「配偶者からの暴力相談等対応票」の中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部 生活安全企画課	13条2号
31	H22.3.12	あなたの「介護保険苦情相談受付票」	一部開示	介護福祉課	13条3号, 7号
32	H22.3.12	あなたが苦情のあった件について相談した内容を記載した「苦情・相談等事案処理票」中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部 相談広報課	13条2号
33	H22.3.22	あなたが相談した内容を記載した「苦情・相談等事案処理票」中のあなたに関する情報	不開示	警察本部 相談広報課	文書不存在
34	H22.3.24	総合流域防災事業用地調査等業務委託の報告書	一部開示	大島支庁 建設課	13条2号, 7号

(2) 簡易開示実施状況一覧

【知事部局】

試験等の名称	所管課	開示内容	開示期間		受験者数	開示件数
			自	至		
1 准看護師試験	保健福祉部保健医療福祉	総合得点	平成22年3月17日	平成22年4月16日	900	2
2 調理師試験	保健福祉部健康増進課	総合得点及び科目別得点	平成21年9月16日	平成21年10月15日	564	63
3 薬種商試験	保健福祉部薬務課	総合得点及び科目別得点				
4 毒物劇物取扱者試験	保健福祉部薬務課	総合得点及び科目別得点	平成21年9月4日	平成21年10月5日	642	4
5 採石業務管理者試験	商工労働部商工政策課	科目別得点	平成21年10月21日	平成21年11月20日	41	1
6 砂利採取業務主任者試験	商工労働部商工政策課	科目別得点	平成21年11月19日	平成21年12月18日	6	0
7 技能検定 (前期3級) (前期1級, 2級, 単一等級) (後期)	商工労働部雇用労政課	学科試験得点及び実技試験得点	平成21年8月28日 平成21年10月2日 平成22年3月16日	平成21年9月25日 平成21年10月30日 平成22年4月15日	425 1,112 1,172	0 6 5
8 職業訓練指導員試験	商工労働部雇用労政課	科目別得点	平成21年10月14日	平成21年11月13日	30	2
9 主任計量者試験	計量検定所	総合得点	平成22年2月16日	平成22年3月15日	5	0
10 吹上高等技術専門校訓練生選考試験 (ITビジネス科) (介護・福祉課①) (ビジネス実務科) (介護・福祉課②) (パソコン・実務科②) (服装科) (パソコン・実務科①) (機械整備科) (金属加工科) (ITビジネス科②) (介護・福祉課②-2) (自動車工学科) (機械整備科) (パソコン・実務科①-2) (金属加工科) (機械整備科) (金属加工科) (介護福祉士養成科)	吹上高等技術専門校	教科別得点及び総合得点	平成21年5月29日 平成21年6月23日 平成21年7月10日 平成21年7月30日 平成21年8月25日 平成21年9月1日 平成21年9月4日 平成21年10月7日 平成21年10月7日 平成21年10月20日 平成21年11月11日 平成21年11月20日 平成21年11月20日 平成21年12月9日 平成22年2月10日 平成22年2月1日 平成22年3月30日 平成22年3月26日	平成21年6月28日 平成21年7月22日 平成21年8月9日 平成21年8月29日 平成21年9月24日 平成21年9月30日 平成21年10月3日 平成21年11月6日 平成21年11月6日 平成21年11月19日 平成21年12月10日 平成21年12月21日 平成21年12月21日 平成22年1月8日 平成22年3月9日 平成22年3月1日 平成22年4月30日 平成22年4月25日	32 32 20 66 41 11 33 4 1 45 45 37 4 48 36 1 1 41	0 0 0 0 0 0 1 0 0 0 0 2 0 2 0 0 0 0
11 宮之城高等技術専門校訓練生選考試験 (介護・福祉科③) (介護・福祉科④) (パソコン・実務科③) (介護・福祉科⑤) (介護・福祉科⑦) (介護・福祉科⑥) (パソコン・実務科⑤) (建築工学科) (室内造形科) (建築工学科) (パソコン・実務科③-2) (介護・福祉科⑤-2) (建築工学科(二次A)) (室内造形科(一次後期)) (建築工学科(二次B)) (室内造形科(二次A)) (建築科(一次)) (建築工学科(二次C)) (室内造形科(二次B)) (建築科(二次))	宮之城高等技術専門校	教科別得点及び総合得点	平成21年5月20日 平成21年5月25日 平成21年6月24日 平成21年6月26日 平成21年7月2日 平成21年7月9日 平成21年9月8日 平成21年10月7日 平成21年10月7日 平成21年11月20日 平成21年11月9日 平成21年12月3日 平成22年2月10日 平成22年2月10日 平成22年3月11日 平成22年3月11日 平成22年3月11日 平成22年3月30日 平成22年3月30日 平成22年3月30日	平成21年6月19日 平成21年6月24日 平成21年7月23日 平成21年7月24日 平成21年7月31日 平成21年8月7日 平成21年10月7日 平成21年11月6日 平成21年11月6日 平成21年12月21日 平成21年12月8日 平成22年1月4日 平成22年3月9日 平成22年3月9日 平成22年4月12日 平成22年4月12日 平成22年4月12日 平成22年4月30日 平成22年4月30日 平成22年4月30日	52 109 53 35 33 79 17 4 3 6 37 43 1 37 2 15 3 1 10 4	0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 0 1 0 1 0 1 0 0 1 0
12 始良高等技術専門校訓練生選考試験 (パソコン・実務科⑥) (IT医療事務科) (販売サービス科) (介護・福祉科) (メカトロニクス科) (販売サービス科-2) (情報処理科) (メカトロニクス科) (パソコン・実務科⑥-2) (情報処理科(追加1回目)) (メカトロニクス科(追加1回目)) (情報処理科(追加2回目)) (メカトロニクス科(追加2回目)) (情報処理科(追加3回目)) (メカトロニクス科(追加3回目))	始良高等技術専門校	教科別得点及び総合得点	平成21年4月30日 平成21年6月23日 平成21年7月28日 平成21年9月4日 平成21年10月7日 平成21年10月29日 平成21年11月20日 平成21年11月20日 平成21年12月4日 平成21年12月24日 平成21年12月24日 平成22年2月16日 平成22年2月16日 平成22年3月18日 平成22年3月18日	平成21年6月1日 平成21年7月22日 平成21年8月27日 平成21年10月5日 平成21年11月6日 平成21年11月30日 平成21年12月21日 平成21年12月21日 平成22年1月4日 平成22年1月25日 平成22年1月25日 平成22年3月15日 平成22年3月15日 平成22年4月19日 平成22年4月19日	35 63 31 39 4 28 23 11 43 4 3 4 2 2 2	0 1 0 0 0 0 1 1 0 0 0 0 0 0 0

試験等の名称	所管課	開示内容	開示期間		受験者数	開示件数
			自	至		
13 鹿屋高等技術専門学校訓練生選考試験 (パソコン・ビジネス科①) (介護・福祉科⑨) (パソコン・簿記科) (パソコン・ビジネス科②) (パソコン・ビジネス科③) (介護・福祉科⑩) (電気設備科) (介護・福祉科⑨-2) (パソコン・ビジネス科②-2) (電気設備科) (介護・福祉科⑩-2) (電気設備科) (電気設備科)	鹿屋高等技術専門学校	教科別得点及び総合得点	平成21年5月2日 平成21年5月22日 平成21年6月22日 平成21年7月20日 平成21年8月10日 平成21年8月21日 平成21年10月7日 平成21年10月29日 平成21年11月5日 平成21年11月21日 平成21年11月25日 平成22年2月5日 平成22年3月25日	平成21年6月1日 平成21年6月22日 平成21年7月21日 平成21年8月19日 平成21年9月9日 平成21年9月18日 平成21年11月6日 平成21年11月27日 平成21年12月4日 平成21年12月18日 平成21年12月24日 平成22年3月4日 平成22年4月23日	35 35 24 36 29 34 3 18 26 12 23 6 2	0 3 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0
14 鹿児島障害者職業能力開発校訓練生選考試験 (情報電子科(一次試験)) (デザイン製版科(一次試験)) (建築設計科(一次試験)) (義肢福祉用具科(一次試験)) (OA事務科(一次試験)) (アパレル科(一次試験)) (造形実務科(一次試験)) (情報電子科(二次試験)) (デザイン製版科(二次試験)) (建築設計科(二次試験)) (OA事務科(二次試験)) (アパレル科(二次試験)) (造形実務科(二次試験))	鹿児島障害者職業能力開発校	教科別得点及び総合得点	平成21年12月15日 平成21年12月15日 平成21年12月15日 平成21年12月15日 平成21年12月15日 平成21年12月15日 平成21年12月15日 平成22年3月15日 平成22年3月15日 平成22年3月15日 平成22年3月15日 平成22年3月15日 平成22年3月15日	平成22年1月15日 平成22年1月15日 平成22年1月15日 平成22年1月15日 平成22年1月15日 平成22年1月15日 平成22年1月15日 平成22年4月15日 平成22年4月15日 平成22年4月15日 平成22年4月15日 平成22年4月15日 平成22年4月15日	8 25 14 13 21 3 17 4 6 8 7 3 1	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
15 狩猟免許試験 (第1回) (第2回)	林務水産部森林整備課	知識試験の得点、技能試験の減点及び適性試験の適否	平成21年7月26日 平成21年8月30日	平成21年8月25日 平成21年9月29日	153 94	1 10
16 鹿児島県職員採用選考試験 (1回目試験) (2回目試験)	総務部人事課	総合得点及び順位(第1次試験については、不合格者に係るものに限る)	平成21年7月18日 平成21年12月15日	平成21年8月17日 平成22年1月14日	85 6	1 0
17 鹿児島県立農業大学校入学試験 (1次募集) (推薦入学) (一般入学) (2次募集) (一般入学2次募集)	鹿児島県立農業大学校	面接、小論文を含む教科別得点及び総合得点	平成21年12月4日 平成21年12月17日 平成21年12月17日 平成22年1月26日 平成22年3月15日	平成22年1月4日 平成22年1月17日 平成22年1月17日 平成22年2月26日 平成22年4月15日	9 53 75 11 3	1 0 0 0 0
18 鹿児島県歯科技工士試験	保健福祉部保健医療福祉課	総得点	平成22年3月18日	平成22年4月17日	16	0
19 登録販売者試験	保健福祉部薬務課	総合得点及び科目別得点	平成21年12月9日	平成22年1月8日	942	26
計 19 試験		—			8,093	140

【教育委員会】

試験等の名称	所管課	開示内容	開示期間		受験者数	開示件数
			自	至		
1 鹿児島県公立学校教員選考試験 (1次試験) (2次試験)	教育庁教職員課	選考試験の不合格者の個人順位(ランク別) 選考試験の不合格者の個人総得点	平成21年8月12日 平成21年10月9日	平成21年9月11日 平成21年11月9日	2,984 526	246 55
2 鹿児島県立学校実習助手選考試験 (1次試験) (2次試験)	教育庁教職員課	選考試験の不合格者の個人順位(ランク別) 選考試験の不合格者の個人総得点	平成21年8月12日 平成21年10月9日	平成21年9月11日 平成21年11月9日	93 15	5 1
3 鹿児島県立学校船舶職員選考試験 (1次試験)	教育庁教職員課	不合格者に係る総合成績の個人順位	平成21年8月12日	平成21年9月11日	3	0
4 鹿児島県立高等学校入学者選抜学力検査	教育庁高校教育課	県立高等学校の入学者選抜学力検査に係る教科別得点及び合計得点(傾斜配点を実施している場合は、傾斜配点後の得点)	平成22年3月18日	平成22年4月17日	11,217	3,577

試験等の名称	所管課	開示内容	開示期間		受験者数	開示件数
			自	至		
5 鹿児島県教育委員会職員採用選考試験 (埋蔵文化財専門職)	教育庁総務福利課	不合格者に係る総合成績の個人順位のランク及び総合得点				
計	5 試験	—			14,838	3,884

【人事委員会】

試験等の名称	所管課	開示内容	開示期間		受験者数	開示件数
			自	至		
1 鹿児島県職員採用上級試験 (1次試験) (2次試験)	人事委員会事務局	総得点及び順位(第1次試験については、不合格者に限る。)	平成21年7月10日 平成21年8月26日	平成21年8月10日 平成21年9月28日	525 103	28 28
2 鹿児島県職員採用中級試験 (1次試験) (2次試験)	人事委員会事務局	総得点及び順位(第1次試験については、不合格者に限る。)	平成21年10月2日 平成21年11月18日	平成21年11月2日 平成21年12月18日	429 79	19 18
3 鹿児島県職員採用初級試験 (1次試験) (2次試験)	人事委員会事務局	総得点及び順位(第1次試験については、不合格者に限る。)	平成21年10月2日 平成21年11月18日	平成21年11月2日 平成21年12月18日	214 54	7 16
4 鹿児島県警察官A採用試験 (1次試験) (2次試験)	人事委員会事務局	総得点及び順位(第1次試験については、不合格者に限る。)	平成21年6月25日 平成21年8月12日	平成21年7月24日 平成21年9月14日	474 249	15 36
5 鹿児島県警察官B採用試験 (1次試験) (2次試験)	人事委員会事務局	総得点及び順位(第1次試験については、不合格者に限る。)	平成21年11月6日 平成21年12月11日	平成21年12月7日 平成22年1月12日	245 143	8 17
6 身体障害者を対象とする鹿児島県職員採用選考試験 (1次試験) (2次試験)	人事委員会事務局	総得点及び順位(第1次試験については、不合格者に限る。)	平成21年11月20日 平成21年12月24日	平成21年12月21日 平成22年1月25日	17 9	0 0
7 鹿児島県民間企業等職務経験者職員採用試験 (1次試験) (2次試験)	人事委員会事務局	総得点及び順位	平成21年7月31日 平成21年9月16日	平成21年8月31日 平成21年10月15日	114 4	2 0
計	7 試験	—			2,659	194

【県立病院事業管理者】

試験等の名称	所管課	開示内容	開示期間		受験者数	開示件数
			自	至		
1 鹿児島県県立病院局職員採用選考試験 (1次試験) (2次試験)	県立病院課	総得点及び順位(第1次試験については、不合格者に係るものに限る。)	平成21年10月2日 平成21年10月29日	平成21年11月1日 平成21年11月28日	67 55	0 0
計	1 試験	—			122	0

	試験数	受験者数	開示件数
知事部局	19 試験	8,093件	140件
教育委員会	5 試験	14,838件	3,884件
人事委員会	7 試験	2,659件	194件
県立病院事業管理者	1 試験	122件	0件
合 計	32 試験	25,712件	4,218件

(3) 鹿児島県個人情報保護条例

(平成14年10月15日鹿児島県条例第67号)
(平成16年3月26日鹿児島県条例第10号)
(平成16年10月8日鹿児島県条例第55号)
(平成16年12月24日鹿児島県条例第68号)
(平成17年10月11日鹿児島県条例第90号)
(平成17年12月26日鹿児島県条例第104号)
(平成18年10月17日鹿児島県条例第60号)
(平成19年7月6日鹿児島県条例第60号)
(平成21年3月27日鹿児島県条例第17号)

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
 - 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護
 - 第1節 個人情報の取扱いにおける原則(第3条―第9条)
 - 第2節 個人情報取扱事務の登録等(第10条)
 - 第3節 保有個人情報の開示(第11条―第25条)
 - 第4節 保有個人情報の訂正(第26条―第33条)
 - 第5節 保有個人情報の利用停止(第34条―第39条)
 - 第6節 適用除外等(第40条)
 - 第3章 不服申立て等(第41条―第44条)
 - 第4章 雑則(第45条・第46条)
 - 第5章 罰則(第47条―第50条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県の実施機関が保有する個人情報について、その適正な取扱いの確保に関し必要な事項並びに開示、訂正及び利用停止を請求する権利を定めることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- 2 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び県立病院事業管理者をいう。
- 3 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号）第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- 4 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱いにおける原則

(個人情報の保有の制限等)

第3条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、その所掌する事務を遂行するため必要な場合に限る、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）

の達成に必要な範囲を超えて、個人情報保有してはならない。

- 3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第4条 実施機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第22条第1項、第25条第2項及び第49条において「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、県の機関、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(正確性の確保)

第5条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第6条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定は、実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合及び指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。次条及び第47条において同じ。）が公の施設の管理を行う場合において個人情報を取り扱うときについて準用する。

- 3 実施機関は、利用目的に照らし、保有する必要がなくなった保有個人情報を、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料その他これらに類する資料として特別に保有する必要があるものについては、この限りでない。

(従事者の義務)

第7条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は実施機関から委託を受けて行う個人情報の取扱いに関する業務若しくは指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 実施機関がその所掌する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(3) 当該実施機関以外の県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（第6号において「他の実施機関等」という。）に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、その所掌する事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき。

(5) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。

(6) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩

序の維持を目的として他の実施機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合において、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、提供することについて特別の理由のあるとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他特別の理由があると実施機関が認めるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令等の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための当該実施機関の内部における利用を特定の部局又は組織に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受けるものに対する措置要求)

第9条 実施機関は、前条第2項第3号から第7号までの規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

第2節 個人情報取扱事務の登録等

(個人情報取扱事務の登録等)

第10条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、特定の個人を検索することができるように個人情報が記録された公文書を使用するもの(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿に登録し、一般の閲覧に供しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 個人情報取扱事務の名称

(2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称

(3) 個人情報の利用目的

(4) 公文書に記録される個人情報(以下この項において「記録情報」という。)の項目

(5) 本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索しうる者に限る。)として公文書に記録される個人の範囲

(6) 記録情報の収集方法

(7) 記録情報を当該実施機関以外のものに経常的に提供する場合には、その提供先

(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

(1) 国の安全その他の国の重大な利益に係る個人情報を取り扱う事務

(2) 犯罪の捜査に係る個人情報を取り扱う事務

(3) 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。以下同じ。)又は公務員等であった者に係る個人情報を取り扱う事務であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うもの(実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報取扱事務を含む。))

(4) 一般に入手し得る刊行物等に係る個人情報を取り扱う事務

(5) 前各号に掲げる事務のほか、規則で定める事務

4 第1項の規定にかかわらず、実施機関(公安委員会及び警察本部長に限る。)は、同項第4号から第8号までに掲げる事項のいずれかを個人情報取扱事務登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務を個人情報取扱事務登録簿に登録することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の全部若しくは一部を記載せず、又はその個人情報取扱事務を個人情報取扱事務登録簿に登録しないことができる。

第3節 保有個人情報の開示

(開示請求権)

第11条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（以下「法定代理人」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第12条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所（法人である法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合は、本人の氏名及び住所又は居所

(3) 開示請求に係る保有個人情報記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第13条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第11条第2項の規定により法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第21条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 法令等の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある内閣総理大臣、各省大臣その他国の機関の明示の指示により開示する

ことができない情報

- (5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (6) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 評価、診断、選考、指導等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれ
 - エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - カ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第14条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第15条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第13条第4号の情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第16条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第4条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の決定（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）をしたときは、当該各項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該保有個人情報の全部又は一部が第13条各号に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第18条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第12条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第19条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第17条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第21条 開示請求に係る保有個人情報に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第43条及び第44条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、規則で定めるところにより通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第13条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第15条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第42条第2号及び第43条第3号において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第22条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、

その写しにより、これを行うことができる。

- 2 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又は当該開示請求をすることができる法定代理人であることを証明するために必要な書類その他規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の規則で定める事項を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第17条第1項の規定による通知があった日から30日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(開示請求等の特例)

第23条 実施機関があらかじめ定めた個人情報について、本人が開示請求をするときは、第12条第1項の規定にかかわらず、実施機関が定める簡易な方法により、開示を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による開示の申出（以下この項及び次項において「開示申出」という。）をする者は、第12条第2項の規定にかかわらず、実施機関に対し、自己が当該開示申出に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示しなければならない。
- 3 実施機関は、開示申出があったときは、直ちに当該開示申出に係る保有個人情報を開示しなければならない。この場合における開示の方法は、前条第1項の規定にかかわらず、実施機関が定めるところによるものとする。

(他の法令等による開示の実施との調整)

第24条 実施機関は、他の法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が第22条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第22条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用の負担)

第25条 開示請求をして、文書又は図画（これらを複写したものを含む。）の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

- 2 開示請求をして、電磁的記録の開示（閲覧に準ずるものとして規則で定めるものを除く。）を受ける者は、当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

第4節 保有個人情報の訂正

(訂正請求権)

第26条 何人も、自己を本人とする次に掲げる保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第24条第1項の他の法令等の規定により開示を受けたもの

- 2 法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

(訂正請求の手続)

第27条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所（法人である法定代理人が本人に代わって訂正請求をする場合にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 法定代理人が本人に代わって訂正請求をする場合は、本人の氏名及び住所又は居所

(3) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定する

に足りる事項

(4) 訂正請求の趣旨及び理由

- 2 訂正請求をする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを疎明する書類又は資料を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 第1項の場合において、訂正請求をする者は、規則で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第28条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。ただし、当該訂正請求に係る保有個人情報について実施機関に訂正の権限がないときその他訂正をしないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（訂正請求に対する措置）

- 第29条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
 - 3 実施機関は、前項の決定をしたときは、同項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。

（訂正決定等の期限）

- 第30条 前条第1項及び第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第27条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第31条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

（事案の移送）

- 第32条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報が第20条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等をしてなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
 - 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正決定等をしたときは、当該実施機関は、当該訂正請求者及び移送をした実施機関に対し、その内容を書面により通知しなければならない。
 - 4 前項の規定による通知（第29条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）に係るものに限る。）を受けた当該実施機関は、当該訂正決定に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報を訂正しなければならない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第33条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その内容を書面により通知するものとする。

第5節 保有個人情報の利用停止

(利用停止請求権)

第34条 何人も、自己を本人とする第26条第1項各号に掲げる保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。（利用停止請求の手續）

第35条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所（法人である法定代理人が本人に代わって利用停止請求をする場合にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 法定代理人が本人に代わって利用停止請求をする場合は、本人の氏名及び住所又は居所

(3) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(4) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第36条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第37条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前項の決定をしたときは、同項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第38条 前条第1項及び第2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第35条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第39条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

第6節 適用除外等

(適用除外等)

第40条 この章の規定は、次に掲げる保有個人情報については、適用しない。

- (1) 法令の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の規定を適用しないこととされている保有個人情報
- (2) 鹿児島県統計調査条例（平成21年鹿児島県条例第17号）第2条に規定する統計調査によって集められた保有個人情報
- 2 この章（第1節及び第2節を除く。）の規定は、法令の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定を適用しないこととされている保有個人情報については、適用しない。
- 3 この章の規定は、図書館、博物館その他これらに類する施設において、一般の利用に供することを目的として保管している個人情報については、適用しない。
- 4 この章（第1節を除く。）の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更正緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更正緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。
- 5 保有個人情報（鹿児島県情報公開条例第7条に規定する不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、この章（第1節及び第2節を除く。）の規定の適用については、実施機関に保有されていないものとみなす。

第3章 不服申立て等

(苦情の処理)

第41条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(審査会への諮問)

第42条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第44条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。
- (4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

(諮問をした旨の通知)

第43条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第44条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 雑則

（運用状況の公表）

第45条 知事は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

（規則への委任）

第46条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第47条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は実施機関から委託を受けて行う個人情報の取扱いに関する業務若しくは指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した保有個人情報を含む情報の集合物をいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第48条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第49条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第50条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第8条第2項第6号の規定中審議会の意見を聴くことに関する部分、第3章第2節、第58条並びに附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第10条第1項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行後遅滞なく」とする。

（住民基本台帳法施行条例の一部改正）

3 住民基本台帳法施行条例（平成14年鹿児島県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（本人確認情報の保護に関する審議会）

第2条 法第30条の9第1項に規定する都道府県の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）で定める。

第3条から第6条までを削り、第7条を第3条とし、第8条を第4条とし、第9条を削る。

（罰則に関する経過措置）

4 前項の規定による改正前の住民基本台帳法施行条例（以下「旧条例」という。）第2条に規定する鹿児島県本人確認情報保護審議会の委員であった者がした旧条例第3条第5

項の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 鹿児島県警察本部，部等設置条例（昭和29年鹿児島県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条中第20号を第21号とし，第19号を第20号とし，第18号の次に次の1号を加える。

(19) 個人情報保護に関すること。

附 則

この条例は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成21年3月27日から施行する。

第 3 鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会

1 鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会等の開催状況

平成 21 年度においては、12 回開催し、9 件についての審査を実施し、そのうち 1 件（諮問公第 92 号）について答申を行いました。

平成 21 年度情報公開・個人情報保護審査会

回	開催年月日	主な審議内容
29	21. 4. 20	諮問公第 92 号の審議 【争点整理, 委員の意見交換】
30	21. 6. 2	諮問公第 92 号の審議 【争点整理, 委員の意見交換】
31	21. 6. 29	諮問公第 92 号の審議 【争点整理, 委員の意見交換】 諮問保第 15・16・17 号の審議 【事案の概要説明, 委員の意見交換】
32	21. 7. 27	諮問公第 92 号の審議 【答申案の検討】 諮問保第 15・16・17 号の審議 【事案の概要説明, 委員の意見交換】
33	21. 8. 24	諮問公第 92 号の審議 【答申案の検討】 諮問保第 18 号の審議 【事案の概要説明, 委員の意見交換】
34	21. 9. 14	諮問保第 15・16・17 号の審議 【実施機関の処分理由説明, 委員の意見交換】 諮問公第 93 号, 諮問保第 19 号の審議 【事案の概要説明, 委員の意見交換】
35	21. 10. 28	諮問保第 18 号の審議 【実施機関の処分理由説明, 委員の意見交換】 諮問保第 20・21 号の審議 【事案の概要説明, 委員の意見交換】
36	21. 11. 30	諮問保第 15・16・17・19 号, 公 93 号の審議 【実施機関の処分理由説明, 委員の意見交換】
37	21. 12. 22	会長選出 諮問保第 20・21 号の審議 【実施機関の処分理由説明, 委員の意見交換】 諮問保第 18・19・公 93 号の審議 【委員の意見交換】
38	22. 1. 29	諮問保第 15・16・17・18・19・20・21・公 93 号の審議 【委員の意見交換】
39	22. 2. 18	諮問保第 15・16・17・20 号の審議 【委員の意見交換】
40	22. 3. 26	諮問保第 15・20 号の審議 【答申案の検討】 諮問保第 16・17 号の審議 【委員の意見交換】

2 情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

平成22年3月31日現在

【五十音順】

氏 名	役 職 名	備 考
泉 健 子	大 学 教 授	
大 勝 洋 祐	医 師	会 長
西 み や び	会 社 役 員	
野 田 健 太 郎	弁 護 士	
別 府 三 郎	大 学 名 誉 教 授	会 長 職 務 代 理 者

※ 任期は3年間（平成24年11月30日まで）

資 料

鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の答申

- 鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の答申
(平成21年度に答申がなされた分)

答 申 第 7 7 号
平成21年8月24日
(諮問公第92号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事(以下「実施機関」という。)が不開示とした情報のうち、対象公文書に記載された「契約金額等」、「各種コード番号等」、「落札者以外の入札者名」、「再資源化等施設の名称等」については、開示すべきである。

また、実施機関が不開示とした「設計図書」のうち、「〇〇工事費明細書」及び「機器リスト」については、次の部分を除き開示すべきである。

(1) 「〇〇工事費明細書」

名称、形状・寸法、設計単価及び設計金額が記載された部分

(2) 「機器リスト」

機器名称、機器仕様並びに一級建築士の登録番号、氏名及び印影が記載された部分

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人は、鹿児島県情報公開条例(平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、平成20年4月1日付けで「〇〇建設工事に伴う補助事業に関する設計図書及び契約関連書類一式。特に、〇〇設備工事関係書類一式。」の開示請求を行った。

これに対し実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書を「工事着手報告書、着工届、予定価格調書、入札執行調書、見積書、工事指図書、工事手配通知書、工事受注確認書、施設建設に関する委任契約書、設計書(設計図書)」(以下「本件対象公文書」という。)と特定し、平成20年4月23日付け畜第144号で一部を開示する決定(以下「本件処分」という。)を行った。

その後、本件処分を不服として、平成20年6月17日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「行政不服審査法の定めるところにより、平成20年4月23日付畜第144号の「公文書一部開示決定通知書」について、不開示部分及び不開示理由に不服があるので、異議を申し立てる。」というものである。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述の中で述べている異議申立ての主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 不開示部分が多い。印影の不開示は理解できるが、それを理由に書類全体を不開示とすることは理解できない。

イ この事業は交付金実施要綱に基づいて交付金が交付されており、鹿児島県も何らかの補助金を出していると思われる。よって、事業実施主体等、都道府県知事はその結果を公表する義務があるのではないか。

ウ 事業実施主体の権利と利益を守るための不開示であるならば、「〇〇交付金実施要綱」等の通知に反するのではないか。

エ なぜ、交付金対象の設計図書が不開示なのか、疑問を持たざるを得ない。

オ 交付金実施要綱にある事業費の低減に対する県の対応に疑問を持つ。その疑問点は、〇〇設備工事の一部機器が単価の安い機器を使用していることである。問題は製品が悪いのではなく、単価の安い点にある。安くて良い機器を採用することは交付金実施要綱に合致するが、安い製品を高く売る行為（補助金の不正受給、不正使用）、〇〇産を〇〇産と偽る行為（詐欺的行為）、以上の2点については、許されざる行為であり、その疑いがある。よって、明確な回答（証明）を求める。

カ 「設計図書は技術のノウハウが凝縮された企業努力の成果物としての企業秘密に該当」との不開示理由について、県はどれだけの技術のノウハウがあるのかその内容がわかっているのか、何をもって企業秘密に該当するのか、理解に苦しむ。県は積極的に情報を提供し、日本の〇〇施設の向上に寄与する努力をすべきである。

キ 自己資金対応だから不開示だとする理由付けに利用するとは本末転倒も甚だしい。事業主体又は業者の不当な利益を守るための不開示であると判断せざるを得ない。

ク 総ての設計図書の開示は求めないが、せめて前記の問題を払拭するためにも「〇〇設備工事の〇〇、〇〇の単価」及び「入札時の上記機器の〇〇産又は〇〇産の指定の有無」の項目の開示を求める。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、おおむね次の

とおりである。

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、国の交付金を活用した整備事業に関し、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号）及び鹿児島県農政部の所管に係る補助金等交付要綱に基づき、事業の実施主体から提出された書類である。

本件開示請求に係る事業の実施主体は〇〇（以下「本件事業実施主体」という。）で、本件事業は本件事業実施主体の工場を整備することを内容としている。

補助の対象となるのは、〇〇施設、冷蔵冷凍施設、加工施設、関係機械、電気給排水等一式であり、具体的な工事は、建築工事、電気・給排水設備工事、冷凍冷蔵設備工事、生産機械設備工事に区分されている。

本件開示請求書の記載内容や異議申立人からの聞き取り結果から、本件開示請求に係る公文書を〇〇設備工事の関係書類一式であると特定し、本件事業実施主体から提出された契約関連書類である「工事着手報告書」、「着工届」、「予定価格調書」、「入札執行調書」、「見積書」、「工事指図書」、「工事手配通知書」、「工事受注確認書」、「施設建設に関する委任契約書」及び「設計書（設計図書）」を本件対象公文書とした。

(2) 一部開示決定の理由

ア 一部開示とした公文書

一部開示とした公文書は、上記（1）の本件対象公文書のうち、「設計書（設計図書）」を除いた各文書である。これらに記載された情報は、契約当事者以外の第三者は知り得ない内部情報であり、法人等情報に該当する。

不開示部分及びその理由は、別紙に記載されているとおりであり、条例第7条第1号、第2号及び第4号に該当する部分を除き開示した。

(イ) 不開示部分ごとの不開示理由について

a 事業費、契約金額、受入金額及び供給金額

事業費、契約金額、受入金額及び供給金額については、本件事業実施主体と設計業務を委任された〇〇のみが知りうる情報であり、通常、これら入札執行に係る情報は公にされることはない。

これらを公にすることにより、本件事業実施主体等の入札に係る「査定率」がどの程度であるか明らかになる。生産機械設備工事費総額のみでも、開示により査定率が明らかになる。

例えば、今後、①本件事業実施主体が各種の入札執行をする場合において、入札参加者が入札金額を決定する際の目安として利用されることや、②同種の工事を実施する施設があった場合、「落札価格＝事業費」を参考に、業者と同様の金額での契約を締結することが予想され、結果として業者の競争力の低下

や正当な利益を害し、不利益につながるおそれがあることから、不開示とした。

- b 設計額，予定価格，入札書比較価格，比率，落札価格，入札価格，予定価格に対する比較，順位及び見積金額

上記 a と同じ理由で不開示とした。

- c コード番号

コード番号は，その企業において，経営上及び取引上または営業上の顧客名簿に該当するものであり，公にされることはない。これらは，事業活動を行う上での内部管理に関する情報である法人等情報に該当することから，不開示とした。

- d 落札者以外の入札者名

特定の業者を識別できることから，不開示とした。

- e 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

再資源化等をするための施設の名称及び所在地については，販売・営業等に関する情報で，顧客名簿や取引内容に該当するものであり，公にされることはない。これらは，事業活動を行う上での，内部管理に属する情報である法人等情報に該当することから，不開示とした。

- f 査定者，取扱者，入札執行者及び立合者の氏名及び印影並びに代理人の住所，氏名及び印影

査定者，取扱者，入札執行者及び立合者の氏名及び印影並びに代理人の住所，氏名及び印影は，条例第 7 条第 1 号に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別できるものであり，同号ただし書のいずれにも該当しないことから，不開示とした。

また，印影を公にすることにより，悪用されるなど犯罪の予防や公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり，条例第 7 条第 4 号の公共安全等に関する情報に該当するため，不開示とした。

イ 全部不開示とした公文書

全部不開示とした公文書は，「設計図書」であるが，本件事業実施主体をはじめとする〇〇施設の「設計図書」は，操業当初からの長年の経験等を踏まえ，培ってきた技術のノウハウが凝縮された企業努力の成果物としての企業秘密に該当し，技術の流出を防ぐ観点から，どの施設においても一般的に明らかにしていないことに加え，施設内部の見学についても原則禁止となっている。

なお，今回，本件事業実施主体の「設計図書」は，自己資金対応であり，県は補助事業の執行上必要な書類として保管していた。

県としては，補助事業であるないに関わらず，「設計図書」は，条例第 7 条第 2 号に該当するものと判断し，「当該法人」の「権利，競争上の地位その他正当な利

益を害するおそれ」があることから、全部不開示とした。

(ア) 不開示理由について

本件事業実施主体は、「設計図書」については補助対象外として、自己資金で〇〇に依頼し作成している。

〇〇施設におけるラインや生産関係機械等は特殊なものであり、これらの種類、仕様、選定、配置等について、作業効率や使いやすさ、衛生面、安全性などを考慮し、改善や改造を日々行っており、「設計図書」には、操業当時からの長年の経験を踏まえた技術のノウハウが凝縮されている。

「設計図書」は専門のコンサルタントに作成依頼するなど多額の自己資金を投入すると共に、長時間にわたり関係機関等との協議や試行錯誤を重ねたうえで作成されたものであり、企業情報に該当し、社会通念上や防犯上、公にすることのない重要書類である。

他の〇〇施設についても同様であり、施設見学には一部については見学通路を介して公開してはいるものの、すべての施設において写真撮影は禁止されており、「設計図書」については自らの企業秘密であるとして、明らかにしていない。

たとえ、補助事業で整備した場合であっても、「設計図書」を公にすることにより、企業がこれまで培ったノウハウが流出するおそれが大きく、条例第7条第2号に規定する「当該法人」の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」、「公にしないと条件で提供されたもの」であることから、不開示が妥当と判断した。

また、法人等情報であるとの認識から、機器・設備について個別に判断することは適当でないと考える。

なお、ノウハウについては、上記のとおりであるが、例えば、〇〇の高さ、配置のほか作業に必要な付帯設備を含めて、操業当時からの長年の経験を踏まえた施設である。

また、「設計図書」に記載された機械や電気設備、排水関係等についても、すべて作業効率、使いやすさ、衛生面、安全性などを考慮し、改善や改造を日々行っており、これらの種類、仕様、選定、配置のほか、名称及び形状・寸法に記載されている内容は経験とノウハウに基づいたものであり、一体的な施設として整備されたものである。

ウ その他の主張に対する反論

(ア) 本件異議申立人は、「この事業は交付金が交付されているから本件事業実施主体や実施機関は結果を公表する義務がある。」と述べているが、対象事業の概要について、ホームページにおいて公表しているところである。

(イ) また、「不開示理由が本件事業実施主体の権利と利益を守るためだとすれば、

「〇〇交付金実施要綱」等の通知に反するのではないか。」と述べているが、本件補助事業は、〇〇交付金に係る通知等に基づき実施しており、条例第7条第2号の「当該法人」の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」がある部分を不開示としている。

(ウ) さらに、「〇〇設備工事の一部機器が単価の安い機器を使用していることに関して、安い製品を高く売る行為（補助金の不正受給、不正使用）、〇〇産を〇〇産と偽る行為（詐欺的行為）は、許されざる行為であり、その疑いがある。」と述べているが、県としては入札は適正に行われたものと考えており、「設計図書」に記載された機器が整備されていることが確認できれば問題なく、請負業者が指定された能力や規模の機械等を安く仕入れることは、その者の努力であると考えている。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年 7月10日	諮問を受けた。
8月 8日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
8月12日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
9月12日	異議申立人から意見書を受理した。
平成21年 1月19日	諮問の審議を行った。
2月16日	諮問の審議を行った。（実施機関から本件処分の理由等を聴取）
3月17日	諮問の審議を行った。（異議申立人から意見を聴取）
4月20日	諮問の審議を行った。
6月 2日	諮問の審議を行った。
6月29日	諮問の審議を行った。
7月27日	諮問の審議を行った。
8月24日	諮問の審議を行った。

(2) 不開示部分の整理

本件処分において、実施機関が不開示とした部分は、別紙の「不開示部分」の欄に記載されたとおりであるが、不開示理由に重複するものもあることから、審査会において、不開示とした部分を不開示理由ごとに次のとおり整理し、それぞれの不開示理由の妥当性について判断することとした。

ア 「予定価格調書」における査定者及び取扱者の氏名並びに「入札執行調書」における入札執行者及び立合者の氏名並びに「見積書」における代理人の住所及び氏名

(以下「査定者の氏名等」という。)

- イ 「工事着手報告書」における事業費並びに「入札執行調書」における落札価格並びに「工事指図書」における受入金額及び契約金額並びに「工事手配通知書」における供給金額及び契約金額並びに「工事受注確認書」における契約金額並びに「施設建設に関する委任契約書」の「4. 工事の内容（4）建設費および支払方法」における各金額及び「特約事項の内容」の「1. 建設費（契約金額）の内訳」における各金額（以下「契約金額等」という。）
- ウ 「予定価格調書」における設計額，設計額についての説明，予定価格，入札書比較価格及び比率並びに「入札執行調書」における設計額，予定価格，入札書比較価格，予定価格に対する比較，入札価格，再入札価格及び備考欄並びに「見積書」における見積金額（以下「設計額等」という。）
- エ 「工事指図書」，「工事手配通知書」及び「工事受注確認書」における〇〇番号，〇〇指図No. 及び物件No.（以下「各種コード番号等」という。）
- オ 「入札執行調書」における「落札者以外の入札者名」
- カ 「施設建設に関する委任契約書」の「特約事項の内容」における再資源化等をするための施設の名称及び所在地（以下「再資源化等施設の名称等」という。）
- キ 「設計図書」の全部

(3) 審査会の判断

審査会は，本件対象公文書について審査した結果，以下のとおり判断する。

なお，「工事着手報告書」，「着工届」，「予定価格調書」，「入札執行調書」，「見積書」，「工事指図書」，「工事手配通知書」，「工事受注確認書」及び「施設建設に関する委任契約書」における本件事業実施主体をはじめとする法人の印影及び査定者等の個人の印影を不開示としたことについては，特段の異議はないと認められることから，印影の不開示の妥当性については判断しない。

また，実施機関は「設計図書」の全部を不開示としているが，異議申立人は，提出した意見書において，「総ての設計図書の開示は求めないが，せめて「〇〇設備工事の〇〇，〇〇の単価」及び「入札時の〇〇，〇〇の〇〇産又は〇〇産の指定の有無」の項目の開示を求める。」と述べていることから，審査会において，当該求めに対応する文書を特定し，その文書の全部について不開示としたことが妥当であるかを判断することとした。

ア 本件対象公文書の内容について

本件対象公文書は，上記3（1）のとおり，本件事業実施主体から提出された「工事着手報告書」，「着工届」，「予定価格調書」，「入札執行調書」，「見積書」，「工事

指図書」、「工事手配通知書」、「工事受注確認書」、「施設建設に関する委任契約書」及び「設計図書」である。

このうち、「工事着手報告書」は、鹿児島県補助金等交付規則等に基づき、本件事業実施主体が実施機関に提出したもので、当該「工事着手報告書」の記載内容を挙証するものとして「着工届」、「予定価格調書」、「入札執行調書」、「見積書」、「工事指図書」、「工事手配通知書」、「工事受注確認書」及び「施設建設に関する委任契約書」が添付されている。

また、「設計図書」は、補助金の交付申請に当たり、実施機関に提出されたものである。

イ 「設計図書」以外の本件対象公文書に係る不開示情報該当性について

(ア) 条例第7条第1号（個人に関する情報）該当性

a 条例第7条第1号本文

同号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの」については、原則として不開示としている。

いわゆるプライバシーの概念は、法的にも社会通念上も必ずしも確立したものであることから、条例では、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人を識別できる情報は、原則として不開示とする方式（個人識別型）を採用しているところである。

不開示とした部分のうち、「査定者の氏名等」は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、同号本文に該当するものと認められる。

b 条例第7条第1号ただし書

同号ただし書は、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当する場合であっても、開示しなければならないと規定しているが、「査定者の氏名等」は、ただし書のいずれにも該当しないものと認められる。

(イ) 条例第7条第2号（法人等に関する情報）該当性

a 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、「法人その他の団体（国，独立行政法人等，地方公共団体，地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって，次に掲げるもの。」と規定し，「ア 公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」，「イ 実施機関の要請を受けて，公にしないとの条件で任意に提供されたものであって，法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」については，同号ただし書に該当する場合を除いて，開示しないことができる」と規定している。

これは，法人等又は事業を営む個人には社会の構成員として自由な事業活動が認められ，その活動を通じて社会全体の利益に寄与しており，その適正な活動は，社会の維持存立と発展のために尊重され，保護されなければならないことから，公にすることにより，当該法人等又は事業を営む個人の権利，競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある情報については，不開示とすることとしたものである。

(a) 条例第7条第2号ア

同号アの「公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」がある情報とは，例えば，法人等の生産，技術，販売，営業等に関する情報であって，開示することにより，当該法人等の事業活動における競争上の地位等を害するおそれがあるもの，法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって，開示することにより，法人等の公正な事業運営を害するおそれがあるもの，その他開示することにより，法人等の名誉，信用，社会的評価，社会的活動の自由等を害するおそれがあるものと考えられる。

(b) 条例第7条第2号イ

また，同号イは，法人等又は事業を営む個人から公にしないとの条件の下に任意に提供された情報については，当該条件が合理的なものと認められる限り，不開示情報として保護しようとするものであり，情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものである。

実施機関は，「設計図書」の不開示理由として，「公にしないとの条件のもとに提供されたもの」との説明をしているが，「設計図書」は，補助金交付申請に当たり，鹿児島県補助金等交付規則及び鹿児島県農政部の所管に係る補助金等交付要綱に基づき，事業費の積算基礎を確認するために添付することとなっていると説明しており，同号イの「任意に提供された情報」には該当しない。

(c) 条例第7条第2号ただし書

同号ただし書は、「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

これは、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示しなければならないとするものである。

b 条例第7条第2号該当性

(a) 「契約金額等」

「契約金額等」は、機械設備工事に係る本件事業実施主体と受注者との契約金額等を示すものである。

実施機関は、法人の内部管理に関する情報であって、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして不開示としており、さらに、次のとおり説明しているので、これらについて検討する。

① 実施機関は、「契約金額等」を開示することにより「査定率が明らかになる。」、「生産機械設備工事費総額のみでも開示により査定率が明らかになる。」と説明するが、一般に査定率とは、設計額に対する予定価格の比率を示すものであり、「契約金額等」が公になったとしても、査定率が明らかになるとは考えられない。

② また、「契約金額等」を開示することにより「各種の入札を執行する場合において入札参加者が入札金額を決定する際の目安として利用する。」と説明する。

確かに、「契約金額等」を入札金額を決定する一つの目安とすることも予想されるが、一般的に入札金額は、入札に係る工事の内容に応じて工種や単価等を組み合わせることにより見積もるものと考えられることから、工種や単価等が明らかではない工事に係る「契約金額等」を入札金額の決定の際の目安とするとは考えにくい。

③ さらに、「同種の工事を実施する施設があった場合、落札価格＝事業費を参考に、業者と同様の金額での契約締結が予想される。」と説明する。

しかしながら、本件事業実施主体において、今後、同種の工事を発注することが予定されていたとしても、その工事の規模及び内容並びに費用の配分などの設計の内容は本事案と一致するとは考えられず、「契約金額等」のみを参考に他の事業者が契約を締結することができるとは考えられない。

以上のことから、「契約金額等」が開示されることで、査定率、予定価格、

設計額等が明らかになるとは考えられず、公にすることにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

(b) 「設計額等」

「設計額等」は、入札執行の過程における本件事業実施主体及び入札に参加した法人に関する情報である。

このうち、本件事業実施主体に関する情報は、設計額、設計額についての説明、予定価格、入札書比較価格、比率及び備考欄であるが、これらの情報は、本件事業実施主体の内部管理に属する情報であり、開示することにより査定率が明らかになり、本件事業実施主体の今後の入札執行の際に予定価格が類推され、本件事業実施主体は予定価格に近い金額での契約を余儀なくされ、公正な競争による適正な額での契約が困難になるなど、法人の財産上の利益を不当に害するおそれがあり、条例第7条第2号ただし書に該当しないと認められる。

また、入札に参加した法人に関する情報は、入札価格、再入札価格、予定価格に対する比較、見積金額及び順位であるが、これらの情報は、入札に参加した各法人の営業戦略が色濃く反映された営業等に関する情報であり、開示することにより法人の事業活動における競争上の地位を害するおそれがあり、条例第7条第2号ただし書に該当しないと認められる。

(c) 「各種コード番号等」

実施機関は、「各種コード番号等」は、取引上又は営業上の顧客名簿に該当する内部管理情報であり、開示することにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると説明する。

確かに、「各種コード番号等」は法人の内部管理に属する情報であると考えられるが、開示することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断できる具体的な説明が実施機関においてなされておらず、審査会において「各種コード番号等」が記載された対象公文書を見分したところでは、「各種コード番号等」は、本件事業実施主体が事務処理の便宜上付した整理番号に過ぎないと考えられる。

したがって、「各種コード番号等」を開示することにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

(d) 「落札者以外の入札者名」

実施機関は、「特定の事業者を識別することができる情報であり、法人の内部管理に関する情報であって、公にすることにより法人の権利その他正当な利益を害するおそれがある。」と説明している。

確かに、「落札者以外の入札者名」は、本件事業実施主体の取引に関する情報であると認められるが、開示することにより当該法人の権利、競争上の

地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断できる具体的な説明が実施機関においてなされていない。

審査会としては、各入札参加事業者の入札価格を不開示とすることは妥当であると判断しているが、入札に参加したという事実が明らかになることで、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が侵害されるとは認められない。

(e) 「再資源化等施設の名称等」

実施機関は、「再資源化等施設の名称等」については販売・営業等に関する情報であって、顧客名簿や取引内容に該当するものであり、公にされることはなく、事業活動を行う上での内部管理情報であることから、公にすることにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから不開示としている。

実施機関が説明するとおり、「再資源化等施設の名称等」は本件事業実施主体の取引に関する情報であると認められるが、本事案に係る建設工事において発生する廃棄物の再資源化及び処分を行う施設の名称等を開示することにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められない。

ウ 「設計図書」に係る不開示情報該当性について

実施機関は「設計図書」の全部を不開示としているが、審査会は、上記(3)で述べたとおり、異議申立人の意見書における開示の求めに対応する文書を特定し、その文書を不開示としたことが妥当であるかについて判断する。

(ア) 対応する文書の特定

「設計図書」は、〇〇交付金の交付申請等に際して本件事業実施主体から実施機関に提出されたもので、「表紙」、「設計及び審査確認票」、各工種ごとの工事費の明細を記載した工事費明細書からなる「設計見積書」並びに特記仕様書及びリスト類を含む「図面類」で構成されている。

審査会において「設計図書」を見分したところ、異議申立人が主張する「〇〇設備工事の〇〇、〇〇の単価」の項目に対応するものとしては、設計見積書における「〇〇工事費明細書」が該当すると考えられる。

また、「入札時の〇〇産又は〇〇産指定の有無」の項目については、機器等の仕様の中での指定の有無についての記述がなされるものと想定され、一般的には機器の仕様書であると考えられることから、図面類のうち、機器の名称、仕様等が記載されている「機器リスト」が該当すると考えられる。

(イ) 対応する文書に係る不開示情報該当性

実施機関は、「設計図書はノウハウが凝縮された企業努力の成果物である。」、「別の〇〇施設が設計図書を参考に多くの時間と労力、資金を投入することなく、同等の施設等の整備が可能となる。」、「ラインや生産関係機械

等は特殊なもので、これらの種類、仕様、選定、配置等、長年の経験を踏まえた技術のノウハウが凝縮されている。」「〇〇の高さ、配置のほか、附帯設備も含めて、長年の経験を踏まえた施設である。」「機械や電気設備、排水関係等の種類、仕様、選定、配置、名称、形状・寸法は経験とノウハウに基づいたもので、一体的な施設として整備されたものである。」「生産機械設備工事費総額のみでも開示により査定率が明らかになる。」と設計書の全部を不開示とした理由を説明するので、異議申立人の開示の求めに対応する「〇〇工事費明細書」及び「機器リスト」の不開示の妥当性について検討する。

a 「〇〇工事費明細書」

「〇〇工事費明細書」を見分すると、機器番号、名称、形状・寸法、新規・移設及び改造の別、単位、設計数量、設計単価並びに設計金額が記載されている。

(a) 名称、形状・寸法及び設計数量

長年の経験を踏まえたラインや生産関係機械等に係る機器等の名称及び形状・寸法は、求められて有償で提供することはあり得るとしても、通常は公にされておらず、公にすることにより、これらの情報を基に適切な品質管理に必要な製造設備の選択や管理方法を模倣することで、本来、本件事業実施主体が得られた利益を得られなくなるなど、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号ただし書に該当しないと認められる。

また、設計数量は、上記の名称及び形状・寸法に付随する情報であり、上記のとおり名称及び形状・寸法を不開示とする状況において設計数量を開示しても、本件事業実施主体の正当な利益を害するとは認められない。

(b) 設計単価及び設計金額

設計単価及び設計金額は、本件事業実施主体が入札に際して算出する設計額や予定価格を積算するための基礎となる情報であるが、「〇〇工事費明細書」に記載された設計単価及び設計金額を公にすることとなれば、同様に、〇〇以外の工事費明細書に記載された設計単価及び設計金額を公にしなければならないことになり、結果として、設計金額を積み上げて算出する「設計額」も公にすることになる。

しかしながら、先に4(3)イ(イ)b(b)で述べたとおり、「設計額」を公にすることは、公正な競争による適正な額での契約が困難になるなど、本件事業実施主体の財産上の利益を不当に害するおそれがあり、条例第7条第2号ただし書に該当しないと判断したところである。

したがって、「〇〇工事費明細書」に記載された設計単価及び設計金額を公にすることは、「設計額」を公にすることと同様に公正な競争による適正な額での契約が困難になるなど、本件事業実施主体の財産上の利益を不当に害するおそれがあり、条例第7条第2号ただし書に該当しないと考えられる。

(c) その他の情報

上記の名称、形状・寸法、設計単価及び設計金額を不開示とする状況において、これらを除く情報については、開示しても法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

b 「機器リスト」

「機器リスト」には、機器番号、機器名称、数量、機器仕様、電源規模・数量、各種配管口径・数量、数量の合計、建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士の登録番号、氏名及び印影、工事・図面の名称等が記載されている。

(a) 機器番号、機器名称、数量、機器仕様、電源規模・数量及び各種配管口径・数量

機器名称及び機器仕様については、実施機関が説明するように、本件事業実施主体の長年の経験を踏まえ培われてきた方法に基づいたものであり、これらの情報は、求められて有償で提供する場合はあり得るとしても、通常は公にされておらず、公にすることにより、同業他社がこれらの情報を基に適切な品質管理に必要な製造設備の選択や管理方法を模倣することで、本来、本件事業実施主体が得られた利益を得られなくなるなど法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号ただし書に該当しないと認められる。

しかしながら、機器番号、数量、電源規模・数量及び各種配管口径・数量については、上記のとおり機器名称及び機器仕様を不開示とする状況においてこれらを開示しても、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

(b) 一級建築士の登録番号、氏名及び印影について

「機器リスト」には、当該機器リストを作成した建築士事務所の名称及び所在地並びに一級建築士の登録番号、氏名及び印影が記載されている。

機器リストを作成した建築士事務所の名称及び所在地は、法人等に関する情報であるが、当該建築士事務所の名称及び所在地を公にすることにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

当該機器リストを作成した建築士に関する情報は、条例第7条第1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号本文に該当すると認められる。

条例第7条第1号ただし書では、同号本文に該当する場合であっても、開示しなければならない場合について規定している。

建築士法（昭和25年法律第202号）の規定によると、一級建築士の免許を受けた者は一級建築士名簿に登録され、当該一級建築士の登録番号、登録年月日、氏名、生年月日、性別等が一般の閲覧に供されることとなることから、一級建築士の登録番号を開示すると、建築士の氏名が明らかになるが、当該機器リストを作成したという情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第1号ただし書には該当しない。

以上のことから、一級建築士の登録番号、氏名及び印影は条例第7条第1号の個人に関する情報に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しない。

エ その他の主張について

異議申立人は、本件補助事業に係る事業執行のあり方等について主張しているが、これは開示請求制度とは別の問題であることから、当審査会では判断しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(別紙)

実施機関が不開示とした部分及び不開示理由

開示請求に係る公文書の名称等	不開示部分	不開示理由
工事着手報告書	印影、事業費が記載されている部分	鹿兒島県情報公開条例第7条第2号（法人等に関する情報）に該当 事業実施主体の印影、事業費が記載されている部分は、当該法人等の内部管理に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、原則として不開示であり、同号ただし書に該当しない。 鹿兒島県情報公開条例第7条第4号（公共の安全等に関する情報）に該当 印影を公にすることにより、悪用されるなど犯罪の予防や公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示である。
着工届	印影が記載されている部分	鹿兒島県情報公開条例第7条第2号（法人等に関する情報）に該当 事業実施主体の印影が記載されている部分は、当該法人等の内部管理に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、原則として不開示であり、同号ただし書に該当しない。 鹿兒島県情報公開条例第7条第4号（公共の安全等に関する情報）に該当 印影を公にすることにより、悪用されるなど犯罪の予防や公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示である。
予定価格調査書	設計額、予定価格、入札書比較価格、査定者及び取扱者の氏名並びに印影	鹿兒島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 査定者及び取扱者の氏名並びに印影が記載されている部分は、個人に関する情報であって特定の個人を識別できることから、原則として不開示であり、同号ただし書きのいずれにも該当しない。 鹿兒島県情報公開条例第7条第2号（法人等に関する情報）に該当 設計額、予定価格、入札書比較価格が記載されている部分は、当該法人等の内部管理に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、原則として不開示であり、同号ただし書に該当しない。 鹿兒島県情報公開条例第7条第4号（公共の安全等に関する情報）に該当 印影を公にすることにより、悪用されるなど犯罪の予防や公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示である。
入札執行調査書	設計額、入札書比較価格、予定価格、落札価格、入札者名、入札価格、予定価格に対する比較、順位、入札執行者及び立合者の氏名並びに印影	鹿兒島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 入札執行者及び立合者の氏名並びに印影が記載されている部分は、個人に関する情報であって特定の個人を識別できることから、原則として不開示であり、同号ただし書きのいずれにも該当しない。 鹿兒島県情報公開条例第7条第2号（法人等に関する情報）に該当 設計額、入札書比較価格、予定価格、落札価格、入札者名、入札価格、予定価格に対する比較、順位が記載されている部分は、当該法人等の内部管理に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、原則として不開示であり、同号ただし書に該当しない。 鹿兒島県情報公開条例第7条第4号（公共の安全等に関する情報）に該当 印影を公にすることにより、悪用されるなど犯罪の予防や公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示である。
見積書	金額、代理人の住所及び氏名並びに印影	鹿兒島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 代理人の住所及び氏名並びに印影が記載されている部分は、個人に関する情報であって特定の個人を識別できることから、原則として不開示であり、同号ただし書きのいずれにも該当しない。 鹿兒島県情報公開条例第7条第2号（法人等に関する情報）に該当 金額が記載されている部分は、当該法人等の内部管理に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、原則として不開示であり、同号ただし書きに該当しない。 鹿兒島県情報公開条例第7条第4号（公共の安全等に関する情報）に該当 印影を公にすることにより、悪用されるなど犯罪の予防や公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示である。
工事指図書	コード番号、金額、印影	鹿兒島県情報公開条例第7条第2号（法人等に関する情報）に該当 コード番号、金額、印影が記載されている部分は、当該法人等の内部管理に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、原則として不開示であり、同号ただし書に該当しない。 鹿兒島県情報公開条例第7条第4号（公共の安全等に関する情報）に該当 印影を公にすることにより、悪用されるなど犯罪の予防や公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示である。
工事手配通知書 工事受注確認書		
施設建設に関する委任契約書	印影、金額、再資源化等をするための施設の名称及び所在地	鹿兒島県情報公開条例第7条第2号（法人等に関する情報）に該当 印影、金額、再資源化等をするための施設の名称及び所在地が記載されている部分は、当該法人等の内部管理に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、原則として不開示であり、同号ただし書に該当しない。 鹿兒島県情報公開条例第7条第4号（公共の安全等に関する情報）に該当 印影を公にすることにより、悪用されるなど犯罪の予防や公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示である。
設計書	全部	鹿兒島県情報公開条例第7条第2号（法人等に関する情報）に該当 設計書は、当該法人等の内部管理に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利その他正当な利益を害するおそれがあり、原則として不開示であり、同号ただし書に該当しない。